

中京学院大学 中京短期大学部
平成26年度
自己点検・評価報告書

平成27年5月

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価の組織と活動	18
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	21
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	22
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	24
[テーマ 基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価]	32
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	37
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	42
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	56
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	76
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	81
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	92
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	94
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	97
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	102
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	104
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	109
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	117

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園は、昭和 37 年 12 月、学校法人「安達学園」の認可を受け、昭和 38 年には普通科と商業科を擁する入学定員 500 名の「中京高等学校」を設立した。当時、日本の経済的発展に伴い大学進学率が急速に伸びる中、社会進出する女性の増加に伴い大学進学を希望する女子生徒も急増し、大学の定員増及び新設、特に女子学生を受け入れる短期大学の増設が急務となった。それまで、多治見市、土岐市、瑞浪市、恵那市、中津川市及び周辺町村を含む東濃地区には大学がひとつもなく、東濃五市には地元の大学を持ちたいという強い願望があり、本学園は瑞浪市から土地の提供を受け、昭和 41 年 4 月、家政科と保育科を擁する「中京短期大学」を創設するに至った。

昭和 42 年 4 月には「中京短期大学付属中京幼稚園」を設立、短期大学各学科専攻の定員増、そして全国に紹介された「学びながら働く制度」の実施などにより、全国から学生の集まる短期大学に成長した。昭和 61 年には経営学科を増設し、平成 2 年には中津川校地に所在していた保育科と瑞浪校地に所在していた経営学科を相互移転し、その後、経営学科を改組転換して 4 年制大学「中京学院大学経営学部経営学科」を平成 5 年 4 月に開設した。また、平成 22 年度から中京学院大学に看護学部看護学科を瑞浪キャンパスに設置した。

中京短期大学部としては、平成 20 年に生活文化専攻を廃止し、食物栄養専攻を健康栄養専攻と名称変更を行った。平成 22 年度中京学院大学中京短期大学部へと名称変更を行い、現在、健康栄養学科、保育科を開設している。

安達学園及び中京短期大学の沿革は次のとおりである。

【表 基礎 1 安達学園及び中京短期大学の沿革】

昭和 37 年 12 月	学校法人安達学園設置認可
昭和 37 年 12 月	中京高等学校設置認可
昭和 38 年 4 月	中京高等学校開校
昭和 41 年 1 月	中京短期大学設置のための寄附行為変更認可、中京短期大学設置認可
昭和 41 年 4 月	中京短期大学 保育科、家政科（被服食物）開学
昭和 41 年 12 月	中京短期大学付属中京幼稚園設置認可
昭和 42 年 4 月	中京短期大学付属中京幼稚園開園 中京短期大学家政科を家政専攻（被服食物）食物栄養（栄養士コース）に分離 中京アカデミー開校
昭和 42 年 6 月	中京高等学校を中京商業高等学校に校名変更
昭和 43 年 4 月	中京商業高等学に体育科増設
昭和 44 年 4 月	中京短期大学別科食物栄養専修（修業年限 1 年）設置
昭和 45 年 4 月	中京短期大学別科食物栄養専修の名称を中京短期大学別科調理

中京学院大学中京短期大学部

	専修に変更し、調理師養成指定校として認可、開学
昭和 49 年 4 月	中京短期大学保育科を岐阜県中津川市千旦林に移転
昭和 61 年 2 月	中京短期大学経営学科設置認可
昭和 61 年 4 月	中京短期大学経営学科設置
平成 2 年 4 月	中京短期大学保育科を瑞浪校地へ、経営学科を中津川校地へ移転
平成 4 年 12 月	中京学院大学設置のための寄附行為変更認可（中京短期大学経営学科学生募集停止）
平成 5 年 4 月	中京学院大学開学
平成 6 年 5 月	中京短期大学経営学科廃止のための寄附行為変更認可
平成 9 年 4 月	中京学院大学の入学定員増、編入学定員設定
平成 12 年 11 月	中京高等学校の校名変更のための寄附行為変更認可
平成 13 年 4 月	中京商業高等学校を中京高等学校へ校名変更
平成 16 年 10 月	中京学院大学別科日本語専修課程設置届出
平成 17 年 4 月	中京学院大学別科日本語専修課程設置
平成 18 年 4 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科設置届出
平成 18 年 9 月	中京短期大学生活学科生活文化専攻募集停止届出
平成 19 年 4 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科設置
平成 20 年 4 月	中京短期大学生活学科食物栄養専攻を健康栄養学科に名称変更
平成 21 年 10 月	中京学院大学看護学部看護学科設置認可
平成 22 年 4 月	中京学院大学看護学部看護学科を瑞浪キャンパスに設置
平成 22 年 4 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科募集停止
平成 22 年 4 月	中京短期大学を中京学院大学中京短期大学部に名称変更
平成 22 年 4 月	中京学院大学中京短期大学部健康栄養学科、保育科、別科調理専修定員減
平成 23 年 1 月	中京高等学校全日制課程体育科廃止認可申請書届出
平成 23 年 3 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科廃止届出
平成 23 年 3 月	中京学院大学経営学部中国ビジネス学科廃止
平成 23 年 3 月	中京学院大学中京短期大学部別科調理専修廃止
平成 23 年 3 月	中京高等学校全日制課程体育科廃止
平成 23 年 9 月	中京高等学校通信制課程（広域）普通科設置認可
平成 24 年 4 月	中京高等学校通信制課程（広域）普通科開校

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

【表 基礎2 教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数】

(平成27年5月1日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
中京学院大学経営学部	岐阜県中津川市千旦林 1-104	150	640	599
中京学院大学看護学部	岐阜県瑞浪市土岐町2216	80	320	344
中京学院大学中京短期 大学部	岐阜県瑞浪市土岐町2216	170	340	346
中京高等学校	岐阜県瑞浪市土岐町 7074-1	450	1360	1447
中京幼稚園	岐阜県瑞浪市土岐町 2197-1	100	240	144

(3) 学校法人・短期大学の組織図

■ 専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数

(平成27年5月1日現在)

【表 基礎3 専任教員数】

	教授	准教授	講師	助教	助手	計
保育科	3	2	6	0	0	11
健康栄養学科	5	0	3	2	2	12

【表 基礎4 非常勤教員数】

	男	女	計
保育科	3	6	9
健康栄養学科	8	2	10

【表 基礎5 専任職員数】

	専任職員
男	7
女	2
計	9

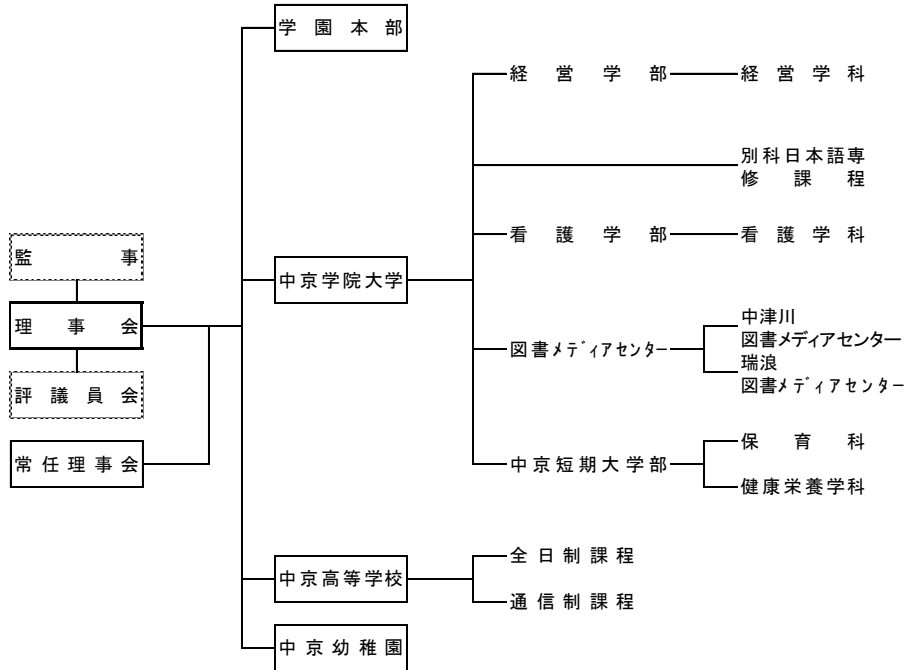
【表 基礎6 教員以外の非常勤職員数】

	非常勤職員
男	3
女	2
計	5

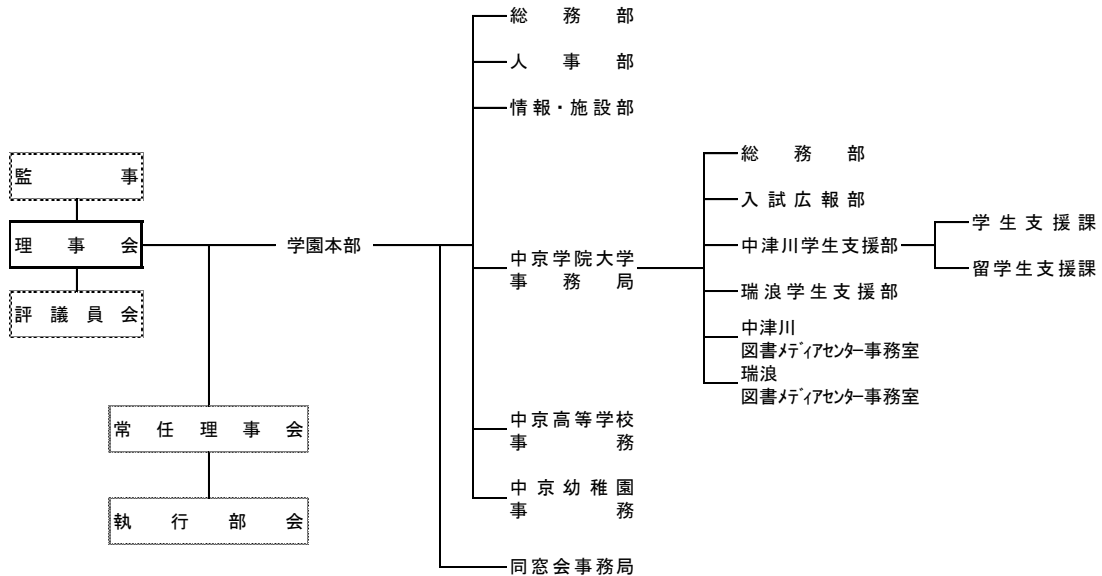
■ 組織図

平成 27 年度学園組織

【 教学組織 】



【 事務組織 】



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態 (短期大学の立地する周辺地域の趨勢)

【表 基礎 7 立地地域の人口動態】

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
男性	19,867	19,647	19,429	19,196	18,990
女性	21,254	20,967	20,773	20,644	20,201
総人口	41,121	40,614	40,202	39,840	39,191
世帯数	14,897	14,853	14,889	14,867	14,951

■ 学生の入学動向

学生の入学者については下表のように推移している。平成 21 年度は入学者減となったが、平成 22 年度に地域からの要請により看護学部を設置し、さらに平成 23 年度には、系列高校にある保育クラスと保育科の 4 年間一貫プログラムの第 1 期内部進学者が入学し入学者増へとつながった。また、系列高校に内部進学課が設置され、高校教員との連携で内部進学促進が図られるようになった。この他、定員充足のためのさまざまな戦略が取られており、平成 27 年度は全 4 学部 5 学科の定員充足が十分達成可能と予測している。

【表 基礎 8 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合】

地域	22年度		23年度		24年度		25年度		26年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
岐阜県	76	66.1	91	70.0	89	70.6	103	59.9	115	66.5
愛知県	10	8.7	15	11.5	9	7.1	17	9.9	9	5.2
長野県	8	7.0	4	3.1	4	3.2	4	2.3	12	6.9
その他	21	18.2	20	15.4	24	19.1	48	27.9	37	21.4

■ 地域社会の産業の状況及び地域社会のニーズ

本学は地域の要請のもと、東濃地区唯一の短期大学として昭和 41 年 4 月に開学して以来、47 年の歴史を有している。当初、保育科と家政科でスタートしたが、昭和 42 年に家政科を家政専攻、食物栄養専攻に分離した。昭和 44 年に別科食物栄養専修を設置、昭和 45 年にはそれを調理専修と変更し、日本初の調理師養成指定校として認可された（平成 23 年 3 月廃止）。その後、家政科の名称変更などが行われ、平成 22 年 4 月に看護学部が開学されたことにより、中京短期大学が中京学院大学中京短期大学部に名称変更された。現在は、保育科、健康栄養学科を有している。

この 47 年間一貫して、地域に開かれ貢献できる、地域と一体化した短期大学づくりを行っており、全国各地に約 15,000 人の卒業生を輩出した。保育、栄養各分野において、地域から一定の評価を得ており、毎年地元保育園・幼稚園、企業から、多数の求人票が届いている。

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について

【表 基礎8 三つの意見で指摘された事項への対応】

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>シラバスは作成されているが、科目によって記述にばらつきが散見される。単位数の記述、全科目にわたる記述、教育課程表とシラバスの整合性等、学生に分かりやすいシラバス作成の改善が望まれる。</p>	<p>平成 21 年度から開講される全科目についてのシラバスを作成し、講義概要や授業計画、到達目標（平成 21 年度より適用し、平成 22 年度の完全化をめざした）、教科書、参考書籍、成績評価基準・方法などを明記し、学生の予習や復習に役立たせるようにした。また、選択教科にあっては、選択時の判断基準をつかみやすいようにした。</p>	<p>本学のシラバスには必要な項目として「科目名」、「授業形態」、「単位数」、「配当年次」、「担当教員」、「目的」、「概要」、「到達目標」、「講義計画」、「事前・事後学習」、「評価方法・基準」、「テキスト」、「参考書」、「受講条件等備考」を明示している。</p> <p>教科によっては参考図書の未記入や難解な語句の使用などが見られるため、「全ての学生にわかりやすいシラバス」作成を目指し、さらに改善中である。</p>
<p>短期大学全体の入学・収容定員の充足状況が低いので、充足率をあげるように努力されたい。</p>	<p>短期大学部の入学者数の減少が継続しており、平成 22 年度の定員充足率は、53%であった。この状況を改善する為に、平成 22 年度から、保育科は 150 名から 100 名へ、健康栄養学科は 100 名から 70 名へ定員数を減らすとともに、当年度で別科調理専修課程を廃止した。また、学生募集強化やコスト削減の為、大学・短期大学部の入試広報部を一元化した。その成果もあり、学生数の状況は、平成 22 年度より徐々にではあるが、増加傾向にある。</p>	<p>その結果、平成 22 年度の定員充足率は、53%であったが、平成 24 年度には、74%まで回復が見られ、学生募集の面では人員や費用面での強化を図り、学生数は増加傾向にある。</p>

<p>余裕資金はあるものの、学校法人全体・短期大学部門の収支バランスの改善が望まれる。</p>	<p>以前から支出超過の状態が続いている。主な要因としては、入学者数の減少であり、それに伴う学生生徒納付金や補助金の減少である。この状況を改善する為に、平成 22 年度から、保育科は 150 名から 100 名へ、健康栄養学科は 100 名から 70 名へ定員数を減らすとともに、当年度で別科調理専修課程を廃止した。</p> <p>また、学生募集強化やコスト削減の為、瑞浪キャンパスと中津川キャンパスの入試広報部を一元化した。</p>	<p>平成 22 年度の支出超過額は 1 億 7,000 万円であったが、平成 23 年度決算では支出超過額が 2,200 万円まで減少した。その他、耐震改修工事や施設設備の老朽化に伴う、屋上防水等の高額な修繕費用が拠出されている事も否めない。</p> <p>人件費についても、学園全体として近年計画的に抑制をはかっており、短期大学部では、人件費抑制の効果はあるものの、学生数の減少で黒字化に至っていない。</p>
---	---	---

② 上記以外で、改善を図った事項について

改善を要する事項	対策	成果
無し	—	—

③ 過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。

無し

(6) 学生データ

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	備考
保育科	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	76	78	107	88	98	
	入学定員充足率 (%)	76	78	107	88	98	
	収容定員	200	200	200	200	200	
	在籍者数	141	151	181	188	187	
	収容定員充足率 (%)	70	75	90	94	93	
健康栄養学科	入学定員	70	70	70	70	70	
	入学者数	54	48	65	85	79	
	入学定員充足率 (%)	77	68	92	121	112	
	収容定員	140	140	140	140	140	
	在籍者数	102	101	108	151	159	
	収容定員充足率 (%)	72	72	77	108	113	

②卒業者数

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
保育科	50	61	70	66	88
健康栄養学科	49	44	46	30	59
別科調理専修	12				

③退学者数（人）

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育科	9	7	7	15	5
健康栄養学科	2	5	12	12	4
別科調理専修	2				

④休学者数（人）

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育科	1	1	1	1	5
健康栄養学科	4	3	4	2	4
別科調理専修	0				

⑤就職者数（人）

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育科	48	58	65	64	74
健康栄養学科	39	38	42	17	52
別科調理専修	8				

⑥進学者数（人）

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
保育科	1	1	2	2	4
健康栄養学科	6	3	1	8	1
別科調理専修	0				

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

(平成27年5月1日現在)

①教員組織の概要 (人)

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 (イ)	短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数 (ロ)	設置基 準で定 める教 授数	助 手	非 常 勤 教 員	備 考
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計						
保育科	3	2	6	0	11	8		3	0	10	
健康栄養学 科	5	0	3	2	10	5		2	2	9	
(小計)	8	2	9	2	21	13		5	2	19	
[その他の 組織等]											
短期大学全 体の入学定 員に応じて 定める専任 教員数 (ロ)							4	2			
(合計)	8	2	9	2	21	13	4	7	2	19	

②教員以外の職員の概要 (人)

	専任	兼任	計
事務職員	9	0	9
技術職員	0	2	2
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	0	1	1
その他の職員	1	1	2
計	10	4	14

③校地等 (㎡)

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在籍学生一人当たりの面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
	校舎敷地		20,739		20,739	34,000	216	看護と共用
	運動場用地		40,489		40,489			看護・高校と共用
	小計		61,228		61,228			
	その他		1,239		1,239			看護・高校・幼稚園と共用
	合計		62,467		62,467			

④校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共有の状況等)
校舎	2,248	7,292	1,989	11,529	2,350	看護と共用

⑤教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
14	11	4	1	0

⑥専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
17

⑦図書・設備

学科・専攻課程	図書 (うち外国書)	学術雑誌 (うち外国書) (種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル(うち外国書)			
保育科	556,565	10 (0)	0	16	0	0
健康栄養学科	(3,491)	15 (0)	0	63	0	0
計	556,565 (3,491)	25 (0)	0	79	0	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	564	150	200,000
体育館	面積 (㎡)	体育以外のスポーツ施設の概要	
	395		

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事 こと	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/aim/index.html
2	教育研究上の基本組織に関する事 こと	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/disclosure/index.html
3	教員組織、教員の数並びに各教員が 有する学位及び業績に関する事 こと	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/disclosure/index.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入 学者の数、収容定員及び在学する学 生の数、卒業又は終了した者の数並 びに進学者数及び就職者数その他進 学及び就職者の状況に関する事 こと	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/disclosure/index.html
5	授業科目、授業の方法及び内容並び に年間の授業の計画に関する事 こと	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/disclosure/index.html
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は 終了の認定に当たっての基準に関す ること	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/disclosure/index.html
7	校地、校舎等の施設及び設備その他 の学生の教育研究環境に関する事 こと	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/disclosure/index.html
8	授業料、入学料その他の大学が徴収 する費用に関する事 こと	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/artis-cms/cms-files/20110916-010143-9626.pdf
9	大学が行う学生の修学、進路選択及 び心身の健康等に係る支援に関する こと	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/disclosure/index.html

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ホームページ http://www.chukyogakuin-u.ac.jp/outline/disclosure/index.html

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■ 学習成果をどのように規定しているか

本学における学習成果の規定については、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）として明記している。

教育研究上の目的として「保育学及び栄養学に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格、識見（学士力）を身につけます。」を掲げている。そして短期大学部共通のディプロマ・ポリシーとして「学士力に関する教育目的」と「身につけることができる知識・能力」と「到達目標」を示している。また各学科のディプロマ・ポリシーとして「専門教育に関する目的」、「身につけることのできる知識・能力」、「到達目標」を示し、専門的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材育成を目標とした学習成果の基準としている。

■ 各学科の教育目的・目標

(1) 保育科

(1-1) 保育科の教育目的

保育学に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格、識見（学士力）を身につけます。

(1-2) 保育科の教育目標

1). 人間味豊かな保育者

確かな倫理観、道徳観、使命感を持ち、子どもたちの様々な気持ちに共感できる豊かな人間性を養う。

2). 理論と実践を結びつけることができる保育者

保育・幼児教育に必要な専門知識や技能を身につけた上で、現場における実習体験を重ねることや職務に関するボランティア活動を奨励して、様々な世代の人々との交流を図り、理論と実践を結びつける力を養う。

3). 社会性豊かな保育者

言葉遣いを含めた礼儀作法を大切にするとともに、自分の意見を述べ、他者の意見を聴く力を身につける等の豊かな社会性を養う。

4). 地域における保育・研究機関としての拠点

地域における唯一の保育者養成機関として、リカレント教育及び子育て支援等の充実を図るとともに、地域貢献活動の中で日頃学んだ知識と技術を生かし、豊かな市民性を養う。

(2) 健康栄養学科

(2-1) 健康栄養学科の教育目的

栄養学に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格、識見（学士力）を身に付けます。

(2-2) 健康栄養学科の教育目標

1). 人間味豊かな栄養士

確かな倫理観、道徳観、使命感をもち、幅広い年齢層を対象にした、人々のさまざまな気持ちに共感できる豊かな人間性を養う。

2). 理論と実践を結びつけることができる栄養士

栄養士として必要な専門知識や技能を身につけた上で、現場における実習体験を重ねることや職務に関するボランティア活動を奨励して、様々な世代の人々との交流を図り、理論と実践を結びつけることのできる力を養う。

c. 社会性豊かな栄養士

言葉遣いを含めたマナー指導を大切するとともに、自分の意見を述べ、他者の意見を聴く力を身につける等、豊かな社会性を養う。

d. 地域における栄養・食育機関としての拠点

地域における唯一の保育者養成機関として、リカレント教育及び食育指導等、地域住民の健康維持・増進の充実を図るとともに、地域貢献活動の中で日頃学んだ知識と技術を生かし、豊かな市民性を養う。

■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか

各学科の教育目的とディプロマ・ポリシーは、毎年シラバス作成時に各科目担当の教員が学習成果の基準として意識し、その向上と充実を図りながらより具体的な到達目標を定めている。また各学科の総合的な学習成果を表わしたものがカリキュラムマップであり、それに基づいてガイダンスなどで学生への周知を図るとともに学科会・委員会等あらゆる機会を通じて「何のための学習なのか」ということを意識し、学部・学科の方向性の確認と、学習の動機づけ、学習成果の確認を行なっている。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育その他の教育プログラム
該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況

(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)

「中京学院大学 公的研究費の管理・監査体制に関する規程」及び「中京学院大学 科学研究費補助金等取扱いに関する規則」に基づき管理責任者・相談窓口を定めて、違法行為や不正が行われないよう管理・運営を行っている。また、内部監査体制も整備し、公的研究費の適正使用を徹底している。これについては、毎年学園の監事による内部監査を受けることとしている。全体に対して説明会を設けるなどの措置は講じていないが、公的研究費取扱い担当者より個別説明を実施し、公的研究費の適正使用及び不正使用防止について周知徹底を図っている。また、公的資金により購入される物品の收受も教員が行うのではなく、必ず事務担当者を介して行い、物品の確認等を行っている。

(12) 理事会・評議員ごとの開催状況（平成24年度～26年度）

理事会開催状況（平成24年度～26年度）

理事会の開催状況（24年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員(a)	開催時間	出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
理事会	9人	9人	平成24年5月25日 15:30～17:10	8人	88.9%	1人	2/2
	9人	9人	平成24年9月28日 16:00～17:10	9人	100.0%	0人	2/2
	9人	9人	平成24年12月21日 17:20～18:20	8人	88.9%	1人	1/2
	9人	9人	平成25年1月25日 16:00～16:40	8人	88.9%	1人	2/2
	9人	9人	平成25年3月22日 16:45～18:00	8人	88.9%	1人	1/2

理事会の開催状況（25年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員(a)	開催時間	出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
理事会	9人	8人	平成25年5月22日 16:00~17:20	7人	87.5%	1人	2/2
	9人	8人	平成25年8月22日 16:00~16:45	7人	87.5%	1人	2/2
	9人	8人	平成25年12月20日 16:00~17:30	7人	87.5%	1人	1/2
	9人	8人	平成26年1月30日 16:00~17:00	7人	87.5%	0人	2/2
	9人	8人	平成26年3月20日 16:45~18:00	7人	87.5%	1人	2/2

理事会の開催状況（26年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員(a)	開催時間	出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
理事会	9人	8人	平成26年5月22日 15:00~17:30	7人	87.5%	人	1/2
	9人	8人	平成26年6月1日 16:30~17:30	8人	100.0%	人	2/2
	9人	8人	平成26年10月16日 15:00~16:00	5人	62.5%	3人	1/2
	9人	9人	平成26年12月19日 16:00~17:00	8人	100.0%	0人	2/2
	9人	9人	平成27年3月20日 :00~ :00	8人	100.0%	0人	/

評議員会開催状況（平成 24 年度～26 年度）

評議員会の開催状況（24 年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員(a)	開催時間	出席評議員数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	23 人	19 人	平成 24 年 5 月 25 日 17:20~18:20	17 人	89.4%	2 人	2/2
	23 人	19 人	平成 24 年 12 月 21 日 16:00~17:10	16 人	84.2%	3 人	1/2
	23 人	20 人	平成 25 年 3 月 22 日 16:00~16:45	17 人	85.0%	2 人	1/2

評議員会の開催状況（25 年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員(a)	開催時間	出席評議員数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	23 人	20 人	平成 25 年 5 月 22 日 17:30~18:30	15 人	75.0%	4 人	2/2
	23 人	20 人	平成 25 年 12 月 20 日 17:30~18:00	17 人	85.0%	1 人	1/2
	23 人	20 人	平成 26 年 3 月 20 日 16:00~16:45	16 人	80.0%	2 人	2/2

評議員会の開催状況（26 年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数			監事の出席状況
	定員	現員(a)	開催時間	出席評議員数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	23 人	20 人	平成 26 年 5 月 22 日 17:30~18:30	16 人	80.0%	2 人	1/2
	23 人	20 人	平成 26 年 6 月 1 日 16:00~16:30	18 人	90.0%	0 人	2/2
	23 人	20 人	平成 26 年 12 月 19 日 15:00~15:50	19 人	95.0%	1 人	0/2
	23 人	19 人	平成 27 年 3 月 20 日 15:00~15:50	17 人	85.0%	2 人	2/2

(13) その他

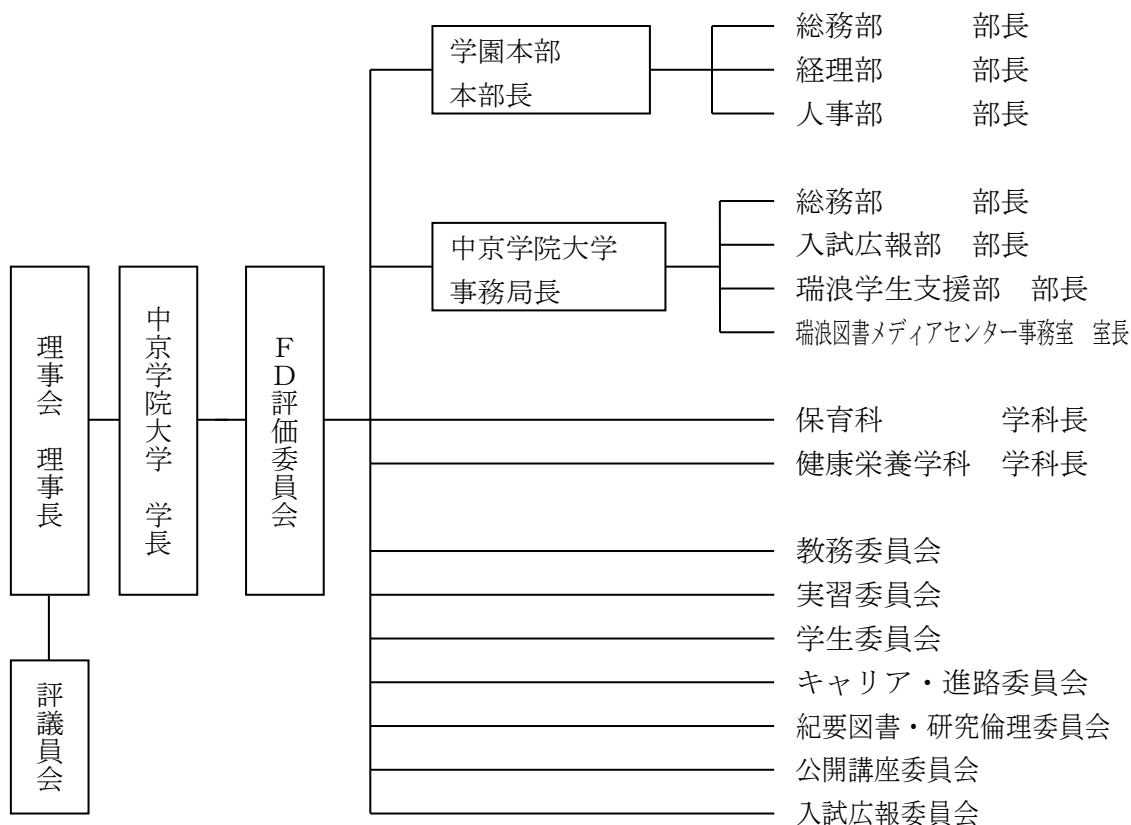
無し

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会

構成員……学長、学園本部長、各学科長、ALO、事務局長、各部長、各委員会委員長

■ 自己点検・評価の組織図



各委員会と事務部署に評価のテーマ及び区分の担当を割り当て、各組織の長が担当領域の報告書の責任者となって作成している。

■ 組織が機能していることの記述

自己点検・評価委員会を本学ではFD評価委員会と称する。FD評価委員会は委員長、各学科長の3名で構成され、自己点検・評価活動並びにFD活動に関する事項について企画・審議している。また、年度中の活動を総括して「自己点検・評価報告書」を作成し、その実績や報告を点検している。

FD評価委員会の具体的な活動内容は以下のとおりである。

- ① FD活動に関すること（FD研修会、授業の改善に関すること、授業改善のための学生からの授業アンケート実施及び結果の集約、学習成果レビューシートの確認）
- ② 自己点検評価・報告書の作成（各学科、各委員会、事務部署により短期大学基準協会の定めた評価基準にそって自己点検評価をおこなう。そのなかで改善点

を明らかにして改善計画を立て、短期大学及び法人の施設整備計画等に反映させる。)

③ その他教育活動に必要なこと

平成22年度以降は、FD評価委員会が中心となり、新基準による第三者評価の内容と短期大学全体で報告書を作成する意義について啓蒙し、理解を深めた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

FD 評価委員会の議題

第1回 FD 評価委員会（平成26年4月2日）

- 議題：1. 相互評価について
2. 平成25年度評価報告書作成について
報告：1. 相互評価協定書調印式について

第2回 FD 評価委員会（平成26年5月1日）

- 議題：1. 相互評価について
2. 平成25年度評価報告書作成について
3. 授業アンケートについて
報告：1. FD評価委員会年間計画表について
2. 常磐会短期大学との相互評価スケジュールについて

第3回 FD 評価委員会（平成26年5月21日）

- 議題：1. 平成25年度評価報告書進捗状況と今後の活動について
2. 授業アンケートについて
3. FD研修会について
4. その他

第4回 FD 評価委員会（平成26年6月12日）

- 議題：1. 平成25年度評価報告書の問題点抽出と今後の活動について

第5回 FD 評価委員会（平成26年6月26日）

- 議題：1. 平成25年度評価報告書の最終チェックと相互評価に向けて
2. 授業アンケートについて
3. FD研修会について
4. その他

第6回 FD 評価委員会（平成26年7月17日）

- 議題：1. 相互評価の準備について
2. 授業アンケートについて
3. FD研修会について

第7回FD評価委員会（平成26年8月7日）

- 議題：1. 授業アンケートについて
2. FD研修会について
3. 相互評価について
4. 今年度の自己点検評価活動について

第8回FD評価委員会（平成27年1月13日）

- 議題：1. 授業アンケートについて
2. 第2回FD研修会について
3. 京都FDフォーラム主催FD研修会
4. 相互評価報告書について
5. 今年度評価報告書作成について

第9回FD評価委員会（平成27年3月17日）

- 議題：1. 今後の認証評価活動について

【基準 I 建学の精神と教育の効果】**■基準 I の自己点検・評価の概要**

本学の建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」として、教育理念・理想を明確に示している。建学の精神は、学校案内やパンフレット、ホームページ、学生ハンドブックなどに明記し、学内外に表明している。また、建学の精神は入学式をはじめ新入生ガイダンスや基礎演習などの授業において学生教職員への浸透を図り、年々意識の向上は感じられるが、まだまだ十分とはいえない。今後も建学の精神に基づいた教育目標に繋がるよう基礎教育科目、専門教育科目すべてを関連付け、学習成果を認識できるように目指している。

教育目的を表す内容は「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、豊かな一般的教養を修得せしむと共に、家政と保育に関する専門的学術を教授研究し、中正、質実、貞淑、明朗を旨とする品性の涵養に努め、以って、家庭、社会、国家、世界等の幸福に貢献する有為の人材を育成することを目的とする」となっている。そして平成 18 年度には、教育目的・目標を点検し、建学の精神との整合性と社会情勢を考慮し、「高度な専門的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材育成」を掲げ、専門教育と人間教育の最適な融合を目標に教育活動を展開している。

学習成果は、建学の精神を基にした学部共通のディプロマ・ポリシーとして明確に示している。これは教育理念を到達目標としたものであり、学生ハンドブックに掲載し、ガイダンス・教員研修等を通じて周知している。

教育の質を保証するために、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを常に確認し、法令順守に努めている。また、授業アンケートを授業評価から授業改善への意識改革のもとに今年度より復活させ、FD 委員会が中心となって授業改善に努めている。

平成 9 年度より自己点検・自己評価委員会を設置し、翌年の平成 10 年度より自己点検・評価報告書を作成してきた。平成 12 年度には「教員の自己点検・評価に関する規程」を定め、委員会を設けて 9 項目の点検活動を行っていた。平成 19 年度には大阪城南女子短期大学と相互評価を実施し、平成 21 年度には短期大学基準協会による認証評価を受審して適格認定を受けた。しかし、実態とそぐわない点もあったため、平成 20 年 4 月より施行した「認証評価検討委員会規程」に基づき、「認証評価検討委員会」を設置、平成 23 年度からは、「FD 評価委員会」を設置し、「FD 評価委員会規程」を策定した。また、自己点検・評価が新基準となり、今年度は平成 25 年度自己点検・評価報告書に基づき、大阪市の常盤会短期大学と相互評価を実施し、理解が深まったことと同時に更に新しい視点での意見交換が展開でき、学校運営において真摯に取り組むべき課題を一層明確にできるようになった等、有益な点が多々あった。

平成 28 年度に予定されている短期大学基準協会による認証評価に向け、学長のリーダーシップのもと改善に繋がる点検・評価体制をとり、改革改善を全学的な PDCA サイクルとして進めていく所存である。

【テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神】

【区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神が確立している】

■基準Ⅰ-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学の建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」である。

この建学の精神は創立者安達壽雄の父にあたる、名古屋の中京商業学校、現在の学校法人梅村学園中京大学附属中京高等学校の創始者梅村清光が中京商業学校開校時に考えたものである。そしてそのルーツは、茨城県水戸市出身で徳川家にご祐筆として仕えた梅村家の家訓が文武不岐であることや、清光の次の言葉にある。それは「生活は現実であって空想ではなく真剣であって遊戯ではない。本校教育の理想とするところは、この現実的にして真剣なる国民を養成して実業界に送るにある。劇的な生活競争の中に今我らは真剣をもって相対している。我彼を殺さずんば彼我を殺すべく、我ら一刻たりとも弛緩することを許されない。」(文中の「彼」とは自分の中にある怠惰な心)という言葉である。つまり、文武両道に懸命に取り組む中で、常に弛緩することなく自己と現実に対して厳しく真剣に向き合う強さとともに、純心で温かくまろやかな要素も兼ね備えた人間性を基盤に、実社会で真に通用する人材を育てることを教育活動の最大の目的としたのである。学術は「理論と実践を兼ね備えること」を目的としており、スポーツは「フェアプレイ精神、ジェントルマンシップ、レディースhip」など、単に体を鍛えるだけでなく心の健康状態を維持することも目的としている。そして、何事にも真剣に取り組み、なおかつ温かくまろやかな人間味を兼ね備えた人材の育成を目指している。

現在では、幼稚園、高等学校、短期大学、大学を併せ持つ、地域密着型の私立総合学園となったが、この精神を基底とする人間教育は、本学園の教育の基盤、人づくりの土台として継承され、学園内のそれぞれの教育機関において、教育目的・教育課程の中で具現化されている。また、時代や地域のニーズに対応した質の高い基礎教育・専門教育・職業教育を行うために、常に教育課程や教育内容の改善を行い、職業人・社会人に必要な知識や技術の確かな伝授と、一人ひとりの学生の生活に対するきめ細かな支援を通して、建学の精神を具現化できる学生を育成している。

この建学の精神は、入学志願者には学校案内パンフレットやホームページ等で紹介し、入学生や保護者には入学式式辞、保護者会、新入生ガイダンスの中で説明している。さらに地域住民には、学園祭や地域活動を通して表明している。また新任の教職員に対しても辞令交付式の理事長訓示や新任研修の中で、学園の歴史や沿革に触れながら建学の精神と教職員の使命を伝えている。

建学の精神をさらに学内で学生や教職員が共有する機会としては、①入学時の学長式辞 ②新入生ガイダンス時の説明 ③学生ハンドブックの掲載 ④教職員必携の教職員手帳掲載など多様な機会と方法によって学生・教職員への周知を図っている。

建学の精神と教育目的が整合し、それに沿った教育課程や学修支援が実施されているかについてはFD評価委員会をはじめ、各委員会において定期的に確認している。

昨年度、この区分の課題として建学の精神に表される人間性などの客観的に評価し

がたいものを、評価指標を構築した上で評価し、PDCA サイクルとして振り返り、改善を図ることが必要であり、建学の精神の学生への浸透については、更なる計画的・継続的な取り組みをすることと、年度当初の学長式辞・ガイダンス・学生ハンドブック等だけでなく、多角的な場面において絶えず意識させ、周知することとした。そして改善・行動計画に基づき、1年次は年間4回のガイダンスと基礎演習Ⅰ・Ⅱの2回、2年次はガイダンス4回を活用し、建学の精神に繋がる講義や講演会を教務委員会が中心となって実施し、その振り返りとして「4つの力と11の要素」に関わる自己評価アンケートを行うなど、建学の精神と教育目的・目標の浸透を様々な角度から図り、土台構築の第一歩とした1年であった。保育士、栄養士などを養成する本学において建学の精神に基づく人間性の育成こそ重要な使命であり、建学の精神の中心である「真剣味」を教育の土台として浸透させることを、ことあるごとに教授会や学科会で確認している。

(b) 課題

(1) 建学の精神の浸透

建学の精神の学生への浸透を図るために、講義やガイダンスの時間を活用して実施できたことは、本学の教育の根本を知らしめる機会となり、以前より学生教職員の意識向上は感じられる。しかしながら、まだまだ学生への建学の精神の浸透と保育士や栄養士などの専門教育に繋がる重要性を認識するには至っていない。

今後は、建学の精神に基づく人間性の育成をより具体的な仕組みを構築し、学生自身が教育目標と学修成果を認識し、学習の自己管理能力を身につけられるように、教員の連携による組織的な指導が必要である。

■テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の改善計画

(1) 建学の精神のさらなる浸透を図る 【Ⅰ-A-1 課題(1)への対応】

建学の精神の浸透と専門教育に繋がる重要性の認識を図るために講義やガイダンスなど様々な場面に関連付ける。また、建学の精神に基づく教育目的の観点から基礎教育科目、専門教育科目においても、それぞれの科目の到達目標とともに人間性育成の指標である「4つの力と11の要素」の育成も具体的に図る必要がある。そうすることにより全教職員の連携による組織的な指導となり、教職員学生の建学の精神の浸透に繋がる。

[提出資料・備付資料]

提出資料 大学案内2014、学生ハンドブック、教職員手帳

備付資料 学園のあゆみ 学校法人安達学園創立50周年記念誌

【テーマ 基準 I-B 教育の効果】

【区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立されている】

■基準 I-B-1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学は昭和 41 年 4 月開学以来、建学の精神「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」の下、教育活動の最大の目的をこの教育理念に置き、1 万 5 千人を超える卒業生を輩出してきた。この精神に基づき、昭和 40 年に大学認可申請書に記した教育目的を表す内容は「教育基本法並びに学校教育法の定めるところに従い、豊かな一般的教養を修得せしむと共に、家政と保育に関する専門的学術を教授研究し、中正、質実、貞淑、明朗を旨とする品性の涵養に努め、以って、家庭、社会、国家、世界等の幸福に貢献する有為の人材を育成することを目的とする」となっている。さらに平成 18 年度からは「高度な専門的能力と豊かな人間性を兼ね備えた人材育成」を掲げ、専門教育と人間教育の最適な融合を目標に教育活動を展開している。

専門教育に関する目的は、保育科は「保育学の学問体系の理解の基に、保育学分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、保育の理論と実践の関係について理解し、これらを総合的に実践する応用能力を養います」と明記し、健康栄養学科は「栄養学の学問体系の理解の基に、栄養学分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、栄養の理論と実践の関係について理解し、これらを総合的に実践する応用能力を養います」としている。また、教育研究上の目的を「保育学及び栄養学に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格、識見（学士力）を身につける」ことと定め、さらに短期大学部共通の学士力に関する教育目的としては「人類の文化や社会と自然に関する知識の理解と、知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能、社会人として求められる態度や志向性を身につけるとともに、課題を解決する能力を習得します」と定めている。このような取り組みと同時に、建学の精神をさらに具体的に教育活動の中で位置づけ、時代の変化の中にあっても揺るぎない精神を具現化する取り組みとして、平成 17 年から学園一貫カリキュラムプロジェクトが始動し、理念の中心となる「真剣味」を具体的に学園内の各事業体のカリキュラムに組み入れることになった。その結果として「真剣味」ある人に成長するための「真剣味サイクル」、真剣味をかみ砕いて具体的な力としてまとめた「4つの力と 11 の要素」、その評価指標となる「インデックス 99」を学園内外に公表した。現在この「サイクル」及び「力と要素」は学園パンフレット・ホームページ・教職員手帳・学生ハンドブック等に掲載されており、その内容は下記のようにまとめられている。

安達学園一貫カリキュラムの基本概念と要素

① 私学教育と建学の精神

本学園は安達壽雄によって創立された私立の学園です。特定の私人が学校を創立するにあたっては、教育の量的不足を補うという地域社会からの強い要請を受けただけ

でなく、創立者のほとぼしるような情熱が込められた創立目的が存在します。これこそが、全ての私立学校に存在する建学の精神です。本学園の建学の精神は「学術とスポーツの真剣味の殿堂たれ」です。したがって、本学園に集う学生・生徒・園児・教職員はこの建学の精神を尊び、理解し、共有し、いかなる時もこの精神の具現化に努めなければならないのです。

②真剣味のルーツ

建学の理念の中心となる「真剣味」は、創立者の父である、校祖、梅村清光の次の言葉をルーツにしています。「生活は現実であって空想ではなく、真剣であって遊戯ではない。本校教育の理想とするところは、この現実的にして真剣なる国民を養成して実業界に送るにある。劇的な生活競争の中に今我らは真剣をもって相対している。我彼を殺さずんば彼我を殺すべく、我等一刻たりとも弛緩することを許されない。」この文の「我彼を殺さずんば彼我を殺すべく」にある「彼」は自分の心の中にある弱い心、怠惰な心をさしています。すなわち自分の中にある弱い自分に負けることなく、常に自分に真剣を向けているような状態で物事に相対していくこと。その姿勢を身に付け不断の成長を遂げていく人が真剣味ある人なのです。

③真剣味の意味

さらに「真剣味」の意味について噛み砕きます。自分に真剣を向けるとは、自分に真剣に向き合う、自分を真剣に見つめる、という言葉に置き換えることができます。人間は決して一人では生きていくことはできません。必ず誰かとつながりながら、関係を持ちながら、その中で様々な経験を重ね成長していくものです。その成長に欠かせないのは、人とのつながりの中で自分の言動を振り返り、様々なことに気付き、次の行動へそれを生かしていくことではないでしょうか。

たとえば、日々の行動の中で、様々な出来事が誰にでも訪れます。その中で他者とつながり、他者の言動を通じて自分の言動を考え、あの時もっとこうすればよかった、こうしてあげればうまくいったかもしれない、など様々な振り返りをしながら、気づきを得ます。それを生かし、次の行動への明確な展望を抱き行動していくのです。また、他者との関係において、たとえ相手が悪かったとしても、常に自分に真剣に問いかけ、自分を見つめ（何のために何をどのようにするべきだったのか→何のために何をどのようにするべきか）それを次の行動に役立てることが真剣味ある人に成長していくために必要です。このような姿勢を生徒学生の一人ひとりが身に付け、真剣味ある人に成長していくことが、安達学園の教育の最大の目的であり、私たち学園関係者一人ひとりがなすべきことです。

④真剣味育成サイクル

真剣味の育成に必要な基本をまとめたものが、別紙の真剣味育成サイクルです。この図は上記のこと以外に、シングルループとダブルループという2つのサイクルが存在します。小さなループ（シングル）は、日常繰り返される何気ない行動の中で日々行われている、振り返り、気づき、展望、行動（人とのつながり）の繰り返しをあらわしています。そして大きなループ（ダブル）は、日常にはあまり起こらない大きな

出来事があった時の、深くて長い、振り返り、気づき、展望を表わしています。日々の小さな振り返りの積み重ねが大切であることはいまでもありませんが、それと同様に、生きていく中での節目ともいえる時に、自分をしっかり見つめること、向き合うことは人の成長に欠かすことができないものです。

たとえば、それは、入学・卒業・就職・結婚・出産などの時に、自分を見つめ深い振り返りをすることや、また、あまり良いことではないが、肉親の死、大病など、深く振り返る節目となりうるものです。仕事の目標・目的達成や、失敗、人間関係のトラブルなども大きな節目となるかもしれません。しかし、ここで一つだけ大切なことは、心の動き・感動があった時こそ自分が成長するチャンスであり、大きな節目となり、そのときに、自分にしっかりと向き合える姿勢を持つことが大切であるということです。

⑤4つの力と11の要素

真剣味にはまず初めに、人とつながろうとする気持ちや姿勢が必要になります。すなわち「コミュニケーション力」です。次に人とのつながり、行動していく「行動力」、さらに、行動の中から様々な気づきを得、自分自身を見つめ振り返る力、「思考力」(リフレクシオン力)が必要となります。そして最後に、自分の力でコミュニケーションを取り、行動し、考えていく力、「セルフモチベーション力」(主体性)が必要になるのです。このコミュニケーション力、行動力、思考力、セルフモチベーション力が真剣味ある人の育成に必要な4つの力です。さらに細かく、これを11の要素に分けて考えたのが別表です。11の要素のそれぞれが大切であることはいまでもありませんが、リフレクシオン力、貫徹力、フレンドシップ力、まごころ力の四つは特に安達学園の教育の特徴を現すものです。

リフレクシオン力は自分自身を真剣に見つめる姿勢の元になるものです。すなわち表の右側にもさらに具体的な力あげられています。素直さや謙虚さをもって、自分を見つめ自己理解を高めていくことが求められます。貫徹力は一つのことを最後までやり通す中で、強健な心身を作ることが求められます。フレンドシップ力はリフレクシオン力で培われた自己理解力を使い、様々な人とつながりながら他者理解を深め共感性や協調性を身に付けていくことが求められます。そして最終的には、まごころ力にあるような、人間が生きる意味の尊さに気づき、地球愛、人間愛といった豊かな心を持った人となることが求められているわけです。「学術」や「スポーツ」を通じて、多くの人と関わりながら、絶えず自分を見つめる目を持ち、自分のためにから誰かのために、さらには組織のために、社会のためにと真剣味姿勢を基本として不断に成長してくれることが安達学園の教育の目指しているところなのです。

また、学習の成果については、各専門分野の特性に基づき「身につける事ができる知識・能力」として、保育科専門教育は「保育学分野として、保育の本質・目的、保育の対象、保育の内容・方法、保育の基礎技能に関する基本的な知識を身につけるとともに、保育に関する実践的な能力を身につけます」と明記し、健康栄養学科専門教育は「栄養学分野として、社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の管理に関する基本的な知識を身につけます」としており、到達すべき目標の概要を定めている。そしてこれを基にさらに具体的な各科目の到達

目標を設定している。そして上記の教育目的や目標は、多様な方法で学内外へ表明している。学内においては、学生には新入生ガイダンス及び各学科で行われるガイダンス・学生ハンドブックで表明している。また教職員には新任研修を初めとする各研修・学科会・各委員会などで表明している。学外においては、学校案内パンフレットにおいて公表をしている。またオープンキャンパスや高校への出前講義の際には、各学科ブースにおいてパワーポイントの画面を通じて説明している。

教育目的・目標の点検については、ガイダンスを活用したアンケート結果、GPA、資格取得率等の複数のデータを関連させ、その上でカリキュラム・マップ（樹形図）の年度ごとの見直しを図り、定期的実施している。

（b）課題

（1）建学の精神と教育目的、目標の明確な関連

学科、専攻課程の教育目的・目標と建学の精神のつながりに関しては、建学の精神を具体化した「真剣味サイクル」及び「4つの力と11の要素」は確立されているが、それがさらに学科の教育目的や目標に落とし込まれるまでには至っていない。今後は4つの教育目標に沿って必要な具体的な力を明確にし、学生に周知することが課題である。

（2）学習成果の具体化（基礎的・汎用的能力）

学習成果については、四大卒と比較して社会に早く出て即戦力となることが望まれる短大の保育士・栄養士養成校として重要な要素となる、基礎的・汎用的能力の学習成果を具体的に表すことができず、早急に表す必要がある。

（3）教育目的・目標の定期的な点検

定期的な点検に関しては、教授会や学科会で踏み込んだ点検が定期的になされることはなく、教務委員会やFD委員会など単独の委員会で部分的な点検がなされているのが現状である。今後は部分的な点検ではなく、他の委員会と連携や複数の数値を関連させ全体を通じて点検することが必要である。

【区分 基準Ⅰ-B-2 学習成果を定めている】

■基準Ⅰ-B-2の自己点検・評価

（a）現状

学習成果は、建学の精神を基にした学部共通のディプロマ・ポリシーとして明確に示している。これは理念を到達目標としたものであり、学生ハンドブックに掲載し、ガイダンス・教員研修等を通じて周知している。具体的なディプロマ・ポリシーは下記の通りである。

- ・ 人類の文化や社会と自然に関する知識として、人間理解と社会理解に関するものを習得する
- ・ 知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能として、コミュニケーションス

- ・キル・数量的スキル・論理的思考力・情報リテラシーに関する能力を習得する
- ・社会人として求められる態度や志向性として、自己管理能力・倫理観・チームワーク・リーダーシップ・市民としての社会的責任・生涯学習力を習得する
- ・これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力を習得する

また教育目的・目標に基づいた各学科の学習成果の明確性については、学科ごとに「専門分野に関する目的」を示し「身につけることができる知識・能力」を挙げ、次のように具体的な到達目標を表している。

保育科

- ・我が国の社会福祉の体形を概括的に理解している
- ・児童家庭福祉の理念・制度の体形を概括的に理解している
- ・発達の基本原理と発達期の特徴について理解している
- ・発達段階における心理構造の特質について理解している
- ・乳幼児期における発達援助のあり方について理解している
- ・逸脱行動を示す児童の理解と取り扱いについて修得している
- ・精神保健の意義及び目的を理解している
- ・小児各時期の健康と健康増進や疾病以上に対する対応について理解している
- ・小児栄養の基本的理念と実践的知識を理解している
- ・保育所の保育と保育をめぐる現代的課題について理解している
- ・教育に関する基本的概念と教育活動における実践原理を理解している
- ・児童福祉施設における児童処遇について理解している
- ・教科全体の知識と技能を総合的に実践する応用力を修得している

健康栄養学科

- ・社会や環境と健康との関係を理解している
- ・保健・医療・福祉・介護システムの概要を理解している
- ・人体のしくみについて構造や機能を理解している
- ・環境変化に対する人体の適応について理解している
- ・食品の各種成分の栄養特性について理解している
- ・食品の衛生管理の方法を修得している
- ・栄養素の代謝及びその生理的意義を理解している
- ・性・年齢・生活・健康状態等における特徴を理解している
- ・各種疾患における基本的な食事療法を修得している
- ・個人、集団及び地域レベルでの栄養指導の基本的役割を理解している
- ・栄養に関する各種統計について理解している
- ・基本的な栄養指導の方法を修得している
- ・給食業務を行うために必要な食事の計画について理解している
- ・調理を含めた給食サービス提供に関する技術を修得している

このように各学科の学習成果は、教育目的・目標に基づき専門化・具体化したものとなっており、学習者が獲得すべき知識・スキル・態度等に関する測定可能な目標の設定を行っている。その上で、学生の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みについて科目レベルでは、シラバスに記載された授業の到達目標に対する達成度を、記載された評価方法・基準に従い担当者が査定している。また課程レベルでは、保育士・幼稚園教諭・栄養士の資格取得率や専門職への就職率、栄養士実力認定試験等において、量的、質的な学習成果を確認することができる。

学習成果は多様な場面で学内外に明確に表明を行っている。学内に対しては入学時において学生ハンドブックの配布・説明を行い、またシラバスには各科目の学習成果が明記されており、その内容についてもガイダンス及び第1回目の授業において詳しく説明している。学外に対してはホームページ等で掲載を行っていることや、オープンキャンパスや高校への出前講義等の際にも学習成果の説明を行っている。そして年度末には、学生の学習成果について科目レベルで教員個々が学習成果レビューシートを通じて繰り返し点検し、課程レベルでは学科会議の中で重点的に学習成果を確認している。また平成26年度からは学生による授業アンケートを復活させ、特に各講義の到達目標（3～5個）に対する理解度を測ると共に自由記述欄を設け、学生の講義に対する理解度を教員が到達目標に沿って具体的に点検できるように工夫している。

(b) 課題

(4) 学習成果と建学の精神の関連

学習成果は明確にされているが、建学の精神との関連は依然として具体性に欠けている。説明や掲載内容を見ても、教育理念からのつながりは抽象的で曖昧な説明に終わっている。今年度末に作成した「4つの力と11の要素」カリキュラムマップと「カリキュラムマップ」（樹形図）を有効に活用しながら、建学の精神、教育目的・目標と学習成果のつながりをより分かりやすく学内外共に表明する必要がある。

(5) 学部・学科全体の共通の学習成果測定

現状ではシラバスに記載された到達目標に従って、各担当者が量的・質的な学習成果の測定を行っているが、今後は個人の測定に頼るだけでなく、学部・学科全体の学習成果を共通の指標で検証できるようにすることが課題である。

[区分 基準I-B-3 教育の質を保証している]

■基準I-B-3の自己点検・評価

(a) 現状

教育の質を保証するために、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを常に確認し、法令順守に努めている。特に両学科共に職業資格取得の養成課程であるという現状を踏まえ、その法令等の変更に迅速に対応しながら、教授会・各学科会・各委員会において繰り返し会議を行ってきた。その上で、平成25年度の新カリキュラムに反映すべく迅速な対応と学内周知を図ってきた。

平成 24 年度からは学生の学習成果の査定として、教員自身による各講義の授業改善報告「学習成果レビューシート」の作成、また非常勤講師を含めた合同学科会の開催を通しての検討等、FD 委員会と連携を図り、様々な確認を行ってきた。それは、それぞれの分野における様々な反省点を含め、教員同士が教育の質を高めるための意義ある再確認といえるものであった。そして、学習成果レビューシートに基づき、各教員が次年度の授業計画やその内容について改めて設定し直すとともに、担当科目の問題提起や学科全体の課題等、学習成果を保証するための PDCA サイクルが円滑に稼働するように、さらなる向上・充実に向けて努力している。またこの資料を基にして、学科会や FD 委員会を通じて授業力向上につながる検討を行い、PDCA サイクルを継続して稼働させてきた。さらにこれに加えて平成 26 年度は授業アンケートを復活した。これは従来までのアンケートと比較し、各講義の到達目標（3～5 個）に対して、学生がどこまで到達しているかを測ることを主体とし、複数の到達目標の要素の中から、何が欠如していたのかを教員自身が理解できる仕組みとなっている。また自由筆記覧を設け学生の意見を幅広く受け入れることにより、教員が自己の講義の質を高めるための振り返りを有意義にできるよう工夫されている。

（b）課題

（6）組織の連携強化

これまでも、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めてきたが、今後さらに 教授会・各学科会・各委員会等の教員組織と学園の事務部門との連携を密にし、現状の認識・法令の変更の予測等、情報の共有化を図ることが課題である。

（7）多角的な査定手法の構築と PDCA サイクル稼働

教育の質の保障と向上が継続的に発展できるように、現有の査定手法に甘んじるのではなく、多角的な方向から査定を行い客観的・総合的な取り組みを高め、PDCA サイクルを円滑に稼働させ、教育の向上と充実にあたっていく必要がある。

■テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

（1）「4つの力と 11 の要素」の活用 【I-B-1 課題(1)への対応】

教育目的・目標と建学の精神のつながりを「真剣味サイクル」の考えと「4つの力と 11 の要素」に関連付けて具体的に表す。

（2）基礎的、汎用的能力の重点指標作成 【I-B-1 課題(2)への対応】

学習成果の中の基礎的、汎用的能力の重点指標を検討し作成する。

（3）教科間の連携及び目標設定 【I-B-1 課題(3)への対応】

教育目的、目標の定期的な点検を図るために各委員会や科目担当者が連携を図ると共に、複数のデータを関連させて点検すること。

(4) カリキュラムマップの有効活用 【I-B-2 課題(4)への対応】

建学の精神と学習成果を具体的につなげる為に、2つのカリキュラムマップを有効に活用する。

(5) ルーブリック作成 【I-B-2 課題(5)への対応】

学部、学科に共通した学習成果の測定をするための指標を作成する。

(6) 教員組織、事務組織の連携強化 【I-B-3 課題(6)への対応】

教員同士の連携や教員組織と事務組織がこれまで以上に連携を図る場面を創設する。

(7) 多角的な査定手法の構築とPDCAサイクル稼働 【I-B-3 課題(7)への対応】

多角的な視野に立った新たな査定方法を生み出すこと。現存しているデータに新たな査定法から出されたデータも加え、複数のデータを関連させて教育の質の向上につなげる手法を創設する。

[提出資料・備付資料]

提出資料 大学案内 2014、学生ハンドブック 2014、シラバス 2014、ウェブサイト

備付資料 インデックス 99、教職員手帳、オリエンテーション配布資料、カリキュラムマップ、真剣味サイクル、保育士資格、意識調査アンケート、学習成果レビューシート

【テーマ 基準 I - C 自己点検・評価】

【区分 基準 I - C - 1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に 向けて努力している】

■基準 I - C - 1 の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、平成 9 年度より自己点検・自己評価委員会を設置し、翌年の平成 10 年度より自己点検・評価報告書を作成してきた。しかし、本学の点検・評価の基準を明確に示すことができず、平成 14 年度までの報告書は不完全なものであった。そのような経緯から、平成 16 年度より新たに自己点検・評価にかかわる組織を編成し、短期大学基準協会の評価基準に対応した点検・評価を実施し、この評価基準に沿った自己点検・評価報告書を平成 15 年度版から平成 22 年度版まで毎年度作成してきた。それと同時にそれぞれの評価活動を通して指摘された課題点を抽出し、改善については全学的に共通認識をもって取り組むことが重要であるとの考えのもと、教授会の下部組織である各委員会や部署において担当領域における改善策を検討し実施してきた。また、平成 19 年度には大阪城南女子短期大学と相互評価を実施し、平成 21 年度には短期大学基準協会による認証評価を受審して適格認定を受けた。

本学では、自己点検・評価について、3 つの規程等で定められていた。平成 4 年度から施行された「自己評価要綱」では、全学、学科、各分掌別に評価項目を定めていた。そして、平成 12 年度には「教員の自己点検・評価に関する規程」を定め、委員会を設けて 9 項目の点検活動を行っていた。しかし、実態とそぐわない点もあったため、平成 20 年 4 月より施行した「認証評価検討委員会規程」に基づき、「認証評価検討委員会」を設置し、ALO を中心に執行委員と評価領域別の担当者を置き、全学的な点検・評価活動に取り組むようになった。平成 23 年度からは、組織の改編により「認証評価検討委員会」を廃止し、「FD 評価委員会」を設置し、それに伴い「認証評価検討委員会規程」を廃止し、「FD 評価委員会規程」を策定した。

平成 23 年度から認証機関・短期大学基準協会による認証評価は第 1 期を終了し、新たな基準を設けることとなった。新しい基準においては、学生の学習成果(SLOS)を明確にした上でアセスメントを行い、改善に向けての PDCA サイクルを学内で実施することが求められている。本学においても、平成 21 年度から自己点検・評価報告書を作成することを目的とするのではなく、自己評価を行ったうえで課題に対する改善案を検討し、それに向けて全学的に取り組むことを重点化した。特に、平成 21～22 年度においては、改革・改善に向け課題をより明確にするために、認証評価検討委員会とは別に改革委員会を立上げ、平成 20 年度自己点検・評価報告書で挙げられた課題並びに第三者評価で指摘を受けた課題を明確にし、改善策の立案に向けて各委員会に諮問を行い、着実に改善に向けて取り組む体制作りを行った。

平成 21 年度以降の具体的な点検・評価方法として、評価領域ごとに各委員会や部署等が担当となり、評価報告書の作成、(1)評価できる事項、(2)向上・充実のための課題、(3)早急に改善を要する事項をまとめた。そして、それらの資料を基に次の年度における方針に関して、(1)評価できる事項のさらなる展開、(2)向上・充実のための課

題に対する改善策、(3)早急に改善を要する事項への対応プランについて検討した。

ただし、平成 23 年度の自己点検・評価については第 2 期への移行時期であり、新基準による報告書の作成について十分な体制が構築できなかったため、評価活動は低調となり報告書も作成できなかった。平成 24 年度から新たに「FD 評価委員会」を中心に新基準に対応した学内の体制の整備に努め、平成 24 年度以降、毎年度自己点検・評価報告書を作成してきた。

平成 10 年度から作成された自己点検・評価報告書は、すべての学内の教職員に対して公表されている。また、毎年新任の全教職員には過去 3 カ年分の自己点検・評価報告書を電子ファイルや冊子で配布している。過年度分の本学の自己点検・評価報告書については、事務室内で保管され閲覧可能な状態で管理されている。平成 21 年度に受審した短期大学基準協会による第三者評価の結果をウェブ上に公開したが、報告書についてはウェブ公開していない。

本学では、平成 15 年度以降実施している自己点検・評価報告書作成の過程には、すべての教職員が関わっている。評価領域の担当の割り当てに関しては、平成 20 年度までの自己点検・評価報告書は、自己点検評価委員会で評価領域ごとに担当者の割り当てを検討し、教授会にて承認を受けて決定していたが、平成 21 年度以降は、各委員会と事務部署に評価領域や評価区分の担当を割り当て、各組織が担当領域の報告書の責任者となって作成している。

自己点検・評価の活動は、教育・研究・社会貢献の各活動が、建学の精神及び教育理念に基づく目標を達成しているかどうかを絶えず検証し、改善と発展に結びつけるための作業であるといえる。これまでの自己点検・評価の結果から、上記の目標達成のための改革・改善を PDCA サイクルとして行ってきた。すなわち、各担当部署において、各年度の取り組みの内容から次年度に向けた課題を抽出し、次年度の改善計画を策定、さらにその年度末に改善の成果を少なからずともまとめていた。

昨年度の平成 25 年度の点検評価の活動として、平成 24 年度自己点検・評価報告書を作成したが、新評価基準に基づいて作成した最初の年度でもあり、量的にも質的にも不十分であった。今年度はこのような問題点を改善するため、各担当部署で記述担当者を分担し十分議論しコンセンサスを得てその情報共有を促進させ、前年度に比較して量的および質的にも内容を充実させた。

平成 28 年度に予定されている短期大学基準協会による認証評価の本審を前に、自己点検・評価を相互に検証するために、今年度は平成 25 年度自己点検・評価報告書に基づき、大阪市の常盤会短期大学と相互評価を実施した。本相互評価の目的は、各短期大学が個々に行ってきた自己点検・評価をもとに、相手方大学が、他者の視点で点検・評価を行い、それを相互に交換することによって、お互いに学びあい、教育活動をより充実させ、短期大学教育の質的向上を目指すことを目的とした。対象学科は、「常盤会短期大学は幼児教育学科、本学は保育科、健康栄養学科」を評価対象に、評価範囲は主に教育の内容や実施の状況を中心とした基準Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（財務は外す）及び選択的評価基準について評価することとし、改善に資するために相互評価結果報告書をお互いに交換した。相互評価を実施して、他者に自己点検の状況が評価されることがその先に予定されていることから、自己点検の緩みが少なくなったこと、予め質問状と回答書を交わすことによって、相互訪問時に理解が深まったことと同時に更に新しい

視点での意見交換が展開でき、学校運営において真摯に取り組むべき課題を一層明確にできるようになった等、有益な点が多々あった。

(b) 課題

(1) 自己点検・評価活動の意識改善と効率的運用

新基準では学習成果を測定した統計的資料（量的データ）と記述式資料（質的データ）を基に点検・評価することが必要であるが、まとめる段階でデータが不足していたり、必要なデータが様々な委員会などの各部署に分散した状況となることが少なからず発生している。評価に必要なデータ・資料については、常時、蓄積・整理しておく必要があり、今後その対応を図る。

また、通常教育や研究、校務が優先され、自己点検・評価に関する教職員の優先順位は必ずしも高くはなく、しかも自己点検・評価の業務には多大な時間の負担も強いられているのが実情で、今後は自己点検評価に対する各教職員の意識改革と、評価活動の効率的な運用、改革改善とその評価を着実にやっていく点が必要である。

(2) PDCA サイクルの確立

第2期の評価基準に基づいた評価活動を3年間わたり実施し、それにともない本学の点検評価の体制が整いつつある。その結果から得られた課題への取り組み、改善状況等の進捗管理を、FD評価委員会が中心となって全学的なPDCAサイクルとして展開していく必要がある。また、教育の質保証システムの構築と有効性、教育目標の達成状況を重視した達成度評価を、より厳格に行う方策の確立が必要である。

また、現在ウェブ上では、前回の短期大学基準協会による評価結果のみの公表にとどまっており、広く社会に公表していく観点からも、報告書の全文公表が必要である。

■テーマ 基準I-C 自己点検・評価の改善計画

(1) 自己点検・評価に対する意識改革と管理体制の整備 【I-C-1 課題(1)に対応】

統計的資料（量的データ）と記述式資料（質的データ）の集約する業務のプロセスを常に維持し、データの蓄積・更新と整理および公開を担当部署で確実に行うようルール徹底周知とチェック体制の整備を行う。そのため、各委員長、部署の長が、自己点検評価に対する各教職員の意識改革を行うよう努力する。自己点検評価に対する各教職員の意識改革と、評価活動の効率的な運用、改革改善とその評価を着実にやっていくよう、各委員会の委員長、部署の長がリーダーシップをとっていく必要がある。

(2) PDCA サイクルの確立 【I-C-1 課題(2)に対応】

FD評価委員会が中心となり課題抽出、改善計画の策定、適切な観点とエビデンスによって、改善を全学的なPDCAサイクルとして進めていく計画である。

また、平成27年度の評価報告書は、短期大学基準協会による認証評価の本審の対象となるため、その活動は、相互評価結果報告書も参考にし、改革改善を強力に推し進める必要があり、それに対応した組織づくりと課題と改善計画、行動計画を早期に明

確にし、担当部署をはじめ関連部署との連携により、27年度当初から計画的・効率的に実施し、1年間で有効な達成領域に到達することを目指す計画である。

[提出資料・備付資料]

提出資料 FD・評価委員会規程

備付資料 自己点検・評価報告書(平成26年度～平成24年度)

H26年度相互評価報告書(短期大学基準協会提出)、相互評価結果報告書

■基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

(1) 建学の精神の浸透 【Ⅰ-A改善計画(1)への対応】

建学の精神のさらなる浸透を図るため、引き続き年4回のガイダンスや基礎演習の講義を活用して、建学の精神に繋がる講義や講演会を実施し、「4つの力と11の要素」に関わる自己評価アンケートを行い学習成果の査定をする。

(2) 「4つの力と11の要素」の活用 【Ⅰ-A改善計画(1)、Ⅰ-B改善計画(1)への対応】

4つの教育目標に対する学部、学科、委員会目標設定を具体的にして目標設定シートに表わす。またシラバスの中に「4つの力と11の要素」を組み入れ、どの力をどのように付けるのかを担当教員が明記する。

(3) 基礎的、汎用的能力の重点指標作成 【Ⅰ-A改善計画(1)、Ⅰ-B改善計画(2)への対応】

重点指標となる「3つの習慣3つの段階」(挨拶・傾聴力・時間管理)と本学独自の自己管理シートを作成し1年次基礎演習ⅠⅡ、2年次ゼミ、年間4回ガイダンスでの計画的な指導を実施する。

(4) 教科間の連携及び目標設定 【Ⅰ-B改善計画(3)への対応】

科目間連携会議を年2回9月、3月に実施する。各委員会が教育目的、目標に従った目標設定シートを作成し方向性を確認すると共に、年度当初、中間期、期末期に定期的に進捗状況の確認と公表を行う。

(5) カリキュラムマップの有効活用 【Ⅰ-A改善計画(1)、Ⅰ-B改善計画(4)への対応】

4つの力と11の要素のカリキュラムマップと通常科目のカリキュラムマップ(樹形図)を関連づけて教務委員会を中心に定期的に見直し再構築すること。

(6) ルーブリック作成 【Ⅰ-B改善計画(5)への対応】

「4つの力と11の要素」ルーブリックを作成し、学部、学科共通で振り返るシステムを構築すること。

(7) 教員組織、事務組織の連携強化 【I-B 改善計画(6)への対応】

各委員長に目標設定シート作成を依頼し、教員間で目標の共有を図る。教授会の開催1週間前に定期的に委員長会議を開催し、各委員会の意思の疎通を図る。また委員長会議の中に半期に一度事務職の長に出席してもらい、教学組織と事務組織の意志の疎通も図る。

(8) 多角的な評価手法の構築 【I-B 改善計画(7)への対応】

GPA・授業評価アンケート・学習レビューシート・に加えて新たに「4つの力と11の要素ルーブリック」評価を関連させた評価する方法を構築すること。

(9) 自己点検・評価に対する意識改革と管理体制の整備 【I-C 改善計画(1)への対応】

統計的資料(量的データ)と記述式資料(質的データ)の集約する業務のプロセスを常に維持し、データの蓄積・更新と整理および公開を担当部署で確実に行うようルール徹底周知とチェック体制の整備を行う。平成27年度の評価報告書は、短期大学基準協会による認証評価の本審の対象となるため、その活動は、FD評価委員会が中心となり、各部署の自己点検評価の進捗管理を行い、確実に改善が行えるよう各部署に対して調整をおこなう。

(10) 自己点検・評価活動によるPDCAサイクルの確立 【I-C 改善計画(2)への対応】

自己点検・評価については、本学の理念に基づき教育・研究・社会貢献の各活動の目標を達成しているかを検証し、改善の作業であると認識している。将来構想の中で、学長のリーダーシップのもと改善に繋がる点検・評価体制をとり、FD評価委員会が中心となり課題抽出、改善計画の策定、適切な観点とエビデンスによって、改善を全学的なPDCAサイクルとして進めていく。

◇基準Iについての特記事項

(1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

特になし

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】**■基準Ⅱの自己点検・評価の概要**

学位授与の方針は、機関レベルの学習成果の規準を表わすものであり、建学の精神、教育理念、教育の目的、使命の大綱及び卒業要件、資格要件などは学則に規定している。ホームページに掲載するとともに学生ハンドブックにも掲載し、学内外に表明している。また入学時のガイダンスにおいても学生に説明している。そしてシラバスには各科目の到達目標および講義計画と事前事後学習や評価方法も示してあり、学習時間や評価方法に関しても適正であり社会的（国際的）に通用性がある。また、各種資格・免許取得の要件も各種法令の施行規則等に対応しており社会的（国際的）に通用性がある。学位授与の方針の定期的な点検に関しては、中断していた授業アンケートをFD委員会が中心となり実施した。目的を授業評価から授業改善を目指したものに変わり、学位授与の方針に従い、各科目の到達目標への到達度を学生が自己評価し学習成果を測定する。課題として学位授与の方針の浸透と点検の徹底を図ることが挙げられるが、カリキュラムマップを整備、活用することによる浸透と授業アンケートやその他のデータを組み合わせ点検から改善を図る。

教育課程は、各学科の学位授与の方針にある到達目標に対応して編成されている。また体系的に授業科目の編成をすると共に、基礎及び専門教育科目をバランスよく編成している。専門教育科目はそれぞれ順守すべき法令のもと分かりやすく授業科目を編成している。成績評価の方法については、単位数を学則に定め、成績評価基準はシラバスに記載された評価方法・基準を用い、教育の質保証に向けて厳格に適用している。またシラバスには「科目名」、「授業形態」、「単位数」、等の必要項目を全て明示している。教員配置は、教員の資格・業績に応じて適切に行っている。教員資格は、学位・研究業績とあわせて養成施設の規定科目担当教員の資格要件を満たしている。教育課程の定期的な見直しについては、学科会議で科目の開設や内容修正について常に検討を行い、合同学科会議では非常勤講師からも意見を聴取するなど改善に向けて取り組んでいる。主な課題としては、学位授与の方針と専攻科目の関連性が曖昧であることや高大連携保育クラスの連動性と方向性を見直し、また成績評価を厳格化すること等が挙げられる。これについては、カリキュラムマップを再構築し有効に活用すること、高大連携保育クラス会議を定期的開催、複数のデータを組み合わせた多角的な評価方法を構築することなどにより改善を図る。

入学者受け入れの方針に関しては、教科については各学科「履修が望ましい教科」として学生募集要項にも記載しており、さらに「本学の専門教育を受けるために求められる一定の学力水準に到達していない場合には入学前の課題学習を課すとともに、必要に応じて、入学後の補習教育を行うこと」と明示し、学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。また、入学者選抜の方法については、入学者の受け入れ方針に対応するために多様な入試制度を設けているが、一般入試は「国語」、それ以外のA0入試自己推薦、A0入試スポーツ推薦、一般推薦、特待生入試等では「個人面接」を行っている。特待生入試は保育科が「国語＋英語＋個人面接」、健康栄養学科が「国語＋数学Ⅰ・A＋個人面接」となっており、本学の基本教育及び専門教育を受

けるために求められる一定の学力水準に到達している者を受け入れることにしている。しかし、大学のユニバーサル化を迎えた短期大学部としては、入試において「一定の学力水準」を測りにくいことや、多様な学生を受け入れざるを得ない現状から、基礎学力不足の学生に対する対応が十分にされていない点が課題となっている。このことについては入学前ガイダンスの実施、入学後の計画的な補習によって改善を図っていく。

学習成果の査定については、専門的学習成果と汎用的学習成果から成り立っており、 Semesterごとの学習成果を具体的に示している。そして具体性だけに留まらず、学びの形成的段階を考慮しながら必要なカリキュラムを配置し、学習成果を達成する可能性については十分といえる。また一定期間内での学習成果の獲得可能性に関しては、それぞれの学年・学期ごとに開設されている科目の単位を修得し、各科目の学習成果を獲得していくことによって、学位授与の方針と卒業認定に必要な学習成果を獲得できるように段階的、計画的に運営されていることから、学習成果は一定期間内での獲得が可能であるといえる。最終的に学習成果の実際的な価値に関して考えてみると、本学の学習成果の獲得は、幼稚園教諭免許・保育士資格・栄養士資格・中学校教諭免許 [家庭科]・栄養教諭免許等の資格取得に直結しており、さらに専門職業人への就職率が高いことから、実際的な価値があるといえる。また学習成果は測定については、現状では各教員が独自に成績評価を行い、その成績を基に評価の妥当性・偏向性などを確認している。主な課題としては、基礎教育科目と専門科目の関連性を明確にすることや、学習成果を一定期間内でより有効に達成させるために連携を図ること、学習成果の実際的な価値を高めること等が挙げられる。また、健康栄養学科の「食とスポーツコース」では、トレーナー資格の有効性を再考し、それに代わる資格を検討して行くことも課題である。このような課題を改善していくために、科目間の連携会議開催、行事やガイダンスと講義の連携等、時間を有効に活用するための取り組みが必要である。また、実習先や就職先の実態を把握し、改善を加えることで実際的な価値の向上を図ることも必要である。

卒業後評価への取り組みについては、毎年卒業生の進路先からの評価を聴取している。アンケート調査では具体的な対応策が立てにくいことから、学生の評価に加え具体的な指導方法まで深くヒアリングする方式を採用している。課題としては調査から出された問題点を教職員で共有する仕組みの確立や問題点を改善するための仕組みづくりが挙げられる。そして課題を改善していくために、問題点とFD活動を関連付けて教職員全員で検討する機会をつくることや調査方法の再考、新たなアンケート作成が必要である。

単位認定は学位授与の方針に対応した成績評価基準により、科目担当者がそれぞれ行っており、その方法はシラバスの評価方法・基準欄に記載している。成績評価のための試験は、学位授与の方針に基づいて作成したシラバスの到達目標を基に問題を作成し実施している。多くの教員は学習成果の状況を講義中のワークシートや理解度チェックシート、小テスト等を学生に課すことによって把握している。また、期末試験の結果によって最終的な学習到達度を把握し、その結果をもとに科目ごとの学習成果レビューシートを作成することで授業を振り返る機会を設けている。また、授業評価のアンケートについては学生からの意見を聴取する機会として必要という意見が多くあり、授業の振り返りと学習達成度を問うことを主眼とした新たなアンケートを平成

26 年度後期から実施した。また、現在、各科目の到達目標をもとに、学訓「真剣味」の理念を具体化した「4つの力と11の要素」についてのカリキュラムマップを作成する過程にあり、理念の具現化を着実に図りながら、より一層の本学独自の教育の確立を図っていく。

授業担当者間での意思疎通、協力・調整については、2年間に講義、演習や実習など複雑で多くの科目を取得する必要があるため、科目間の有機的連携は欠かせないものである。そのため4年ほど前から養成科目課程コアカリキュラムを参考に専門科目を樹形図に落とし込む、科目の配当年次の調整、卒業必修科目の精査等の取り組みを学科、教務委員会、FD評価委員会が中心となり行ってきた。またシラバス作成時には科目担当者間で講義内容のすり合わせを行うなど、少しずつ意思疎通等が図られてきた。また、月1回の定例学科会議において問題を抱える学生について、科目担当者と担任との間で情報交換を行い、共通の認識を持たせている。さらに今年度は、教務委員会から「学生の段階的指導について」の指針が提示され、問題のある学生に対して学科長をはじめ関係教職員による多角的な指導の流れを明確にした。また、非常勤講師を招き合同学科会議を開催し、連携を図るように努めている。

FD研修会は今年度2回開催され、専任教員全員、各部の管理職職員、学生相談室の職員も複数名参加した。外部開催の大学コンソーシアム京都主催のFDフォーラムには毎年数人程度の教職員が参加している。学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況は、期末ごとに集計される成績および単位取得状況、学外実習先の実習評価、資格を活かした職種への就職率、栄養士実力認定試験結果等を総合して把握・評価し、問題がある場合は、学科や実習委員会や学生支援委員会などでその解決策を議論している。また本学では担任制度を設けており、入学時のオリエンテーションで全体指導を行った後に、個々の教員によって個別にフォローする体制を整えている。また、学期初め、学期末にはガイダンスを行い、各教職員から履修や卒業に必要な事項のアナウンスを行っている。

事務職員は、学科会議や各委員会にオブザーバーとして参加し、資料や議事録を作成することで学生の学習成果状況を教員と共有している。学務システムにおいて各講義の履修登録及び成績管理を行うことで、個々の学生情報を認識している。また、学科会議や教授会にオブザーバーとして参加する中で、学生の学習成果獲得状況を把握するとともに、担当部署の職務を通じて、学生が学習成果を獲得しやすい環境づくりに努めている。そして自らの能力向上のために、各種研修会に参加している。また、学内で開催されたFD研修会にも積極的に参加している。

図書館は、学生の自学を促進するために午後6時まで開館し、専門職である司書を配置しており、研修会にも積極的に参加することで、そこで得た知識を活用し学生の学習支援に努めている。年二回の推薦図書および選書の実施、書架の整理、図書館閲覧室のレイアウトの変更、迅速な文献資料請求が可能となるよう昨年度よりILL料金相殺サービスを導入するなど利便性を追及した取り組みが行われている。教職員は学内コンピュータを授業や関連の事務的作業に活用している。平成26年度は図書館2階の情報検索室にパソコンを新規導入し、学習環境を整えている。授業においてはパワーポイントで教材を作成し、視覚的に情報を伝え、理解度を向上させている。また教員による成績評価もWEB入力で行われている。課題については、評価基準と教育の質

内部保障システムの確立、学生に対する学習成果の獲得に向けた教職員の支援体制の整備等が挙げられる。改善策としてはFD活動を中心とした評価方法の見直し、PDCAサイクルをより円滑に稼働させる取り組み等を実施する。

学習成果の獲得に向けた学習の動機付けとして、新入生には、新入生ガイダンスにおいて、また1年次学期途中や2年次の学生に対しては前期試験終了時および後期講義開始前にガイダンスを実施して動機付けを行っている。学期末にも各学年学科別にガイダンスを行い、学習の振り返りを行うことで動機付けとしている。入学予定者に対しては入学前導入教育として、保育科では保育者の心得の理解やレポート、漢字演習などを行い、また希望者にはピアノレッスンも行い学習の動機づけにしている。また入学後は、プレイスメントテストを行なっている。さらに基礎教育科目には日本語表現や基礎演習Ⅰ・Ⅱを配置し、文章力の向上やジェネリックスキルの涵養に努めている。健康栄養学科では、入学予定者全員に食生活アドバイザー資格問題、数学、化学、生物に関する問題を解かせて入学後の指導に生かしている。また入学後は、基礎教育科目に基礎化学、基礎生物を配置し、栄養士に必要な基礎学力を養うようにしている。また、保育科同様に基礎演習Ⅰ・Ⅱを配置し、ジェネリックスキルの涵養に努めている。

学習上の悩みや生活、進路などについて相談のある学生には、専任教員による少人数担任制をとり個別指導にあたり、さらにリターンカードを用いて、各科目担当者が、学生の欠席を管理し、単位取得ができるよう指導している。その他の様々な悩みの相談については、学生相談室と学生談話室を設置している。留学生の受け入れ及び派遣については積極的に行っていない。課題については基礎学力及び社会人基礎力向上のための組織的な学習支援が挙げられる。改善方法としては入学前教育から入学後に至るまでの学習支援を連動しながら行うことが挙げられ、補講の実施や自己管理シートの導入を図っていく。

学生の生活支援は、教員と学生支援部の職員が学生委員会を組織し、各学科と連携を図りながら行っている。各学年担任制をとり、1年次は「基礎演習」2年次は「ゼミナール」の授業を担当する教員がそれぞれ担任となり、学習支援、生活支援を行っている。

クラブ活動については経営学部のクラブにも所属し活動できるように支援している。また、平成25年度より、瑞浪キャンパスに拠点を置いた女子陸上競技部が創部し、専用寮を設け運営している。同好会活動は、保護者会から活動費の支援を受け、看護学部の学生との同好会活動が展開されるようになった。主要年間行事は、学園祭や新入生歓迎行事、卒業生対象のフレッシュマンホームカミングデー等がある。キャンパスアメニティーについては看護学部の設置に伴い学生食堂が手狭になり、平成25年度に学生食堂とは別に学生ホールの新築を行い学生生活の充実を支援するとともに、今年度は校内無線LAN(cgu_WiFi)を解放し、学生が所有するPCやタブレット端末、スマートフォンなどからインターネット接続が可能となっている。学生寮については、従来は県外から多くの学生が入学するため、男子寮・女子寮・女子陸上競技部専用寮を完備している。通学については、大学まで公共交通機関の運行も少ないため、スクールバスを運行している。自動車通学を希望する学生も多く、許可制で駐車場を提供している。学生への経済的支援については、中京短期大学部特別奨学金制度を設けており、経済的に困難な学生に対しては成績に関係なく、家計収入に基づき授業料の三

分の一の額の免除としている。学生の健康管理に関しては、在学中の2年間、学内において年度初めに健康診断を全員が行っている。メンタルヘルスケアやカウンセリングは、学生相談室が行っている。

学生の意見や要望の聴取に関しては、学生とクラス担任や各教員を始め学生支援部の職員との関係は親近感があり、常に学生との意見交流ができています。留学生の支援体制については、平成18年度までは、多くの留学生が在籍していたが、現在は数名の入学となっている。一方社会人の入学は徐々に増加したが、今年度は数名に留っている。社会人学生の経済的支援や資格取得に要する単位などについては、クラス担任を中心に個別に相談しながら配慮するようにしている。また障害を持つ学生への施設の配慮として、平成25年度設立の学生ホールはバリアフリー化を行った。学生の社会的活動に関しては、多くの施設などからボランティア活動の募集があり、この活動を通じて就職に繋がるケースも多く、掲示や呼びかけなど様々な形で学生に勧めている。課題として挙げられるのは、学園行事、同好活動などにおける学生への支援体制の整備が挙げられる。これについては学生委員会が中心となり活動計画に基づいた計画的な準備、実施、改善、見直しを図る。

進路支援については、カリキュラムに基づく大学教育の延長として就職支援を位置づけ、講義内容にキャリア教育的な要素を取り込む活動を推進する活動が3年目を迎えた。「社会人基礎力講座」の講義や企業の専門職従事者や人事部の採用担当者、ハローワークのジョブサポーター制度を活用した履歴書指導、学内企業展の開催など、進路支援と密接に関わる講義を展開した。また、課外活動として公務員対策講座を実施している。課題として挙げられるのは就職率、専門就職率の低下である。これについては「社会人基礎力講座」を軸に現状の体制の更なる充実を図ることで対応する。

入学者受け入れの方針は学生募集要項に記載されており、オープンキャンパスや説明会等を通じて、受験生一人ひとりに分かりやすく丁寧に説明している。募集活動については、募集戦略に基づき、業務内容を分業してその体制を整えている。また、本学では多様な入試制度があり、それぞれに応じて受験生の学力、意欲、本来持っている能力等の検査が公正に行われている。入学手続き終了後の対応については、入学直後に必要となる情報を郵送すると共に、学習に対する動機づけや各学科における教育に対する理解の向上を目的として入学前導入教育を実施している。また入学後の学習や学生生活を円滑に進めるために、入学式後に新入生ガイダンスを実施している。課題については、入学者受け入れの方針を明示しているが、実際には基準を十分満たしていない入学者がおり、その学生の学力向上を図る体制を整備すること等が挙げられる。これについては、入学後の補講の実施や入学前ガイダンスによって学習の動機づけをしていく必要がある。

【テーマ 基準Ⅱ－A 教育課程】

【区分 基準Ⅱ－A－1 学位授与の方針を明確にしている】

■基準Ⅱ－A－1の自己点検・評価

(a) 現状

学位授与の方針は、機関レベルの学習成果の規準を表わすものであり、建学の精神、教育理念、教育の目的、使命の大綱及び卒業要件、資格要件などは学則に規定しており、学士力に関するディプロマ・ポリシーは別に定め、教育目的と関連させながら短期大学部共通のディプロマ・ポリシーと保育科および健康栄養学科のディプロマ・ポリシーに構成され、保育学及び栄養学に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格、識見（学士力）を身に付けさせるように明確に示している。ホームページに掲載するとともに学生ハンドブックにも掲載し、学内外に表明している。また入学時のガイダンスにおいても学生に説明している。

学位授与の方針に関連してカリキュラム・ポリシーに基づき、各学科のカリキュラムマップを構築しており、平成26年度より学生ハンドブックにも掲載し、学生、教職員を始めとした学園関係者すべてが学位授与の方針を認識できるよう浸透を図った。そしてシラバスには各科目の到達目標および講義計画と事前事後学習や評価方法も示しており、学習時間や評価方法についても適正であり社会的（国際的）に通用性がある。また、各種資格・免許取得の要件も各種法令の施行規則等に対応しており、学位授与の方針は社会的（国際的）に通用性がある。

学位授与の方針は、短期間に変更されるものではないが、社会情勢、社会的要請などに従い、学位授与の方針を定期的に点検する必要がある。今年度、中断していた授業アンケートを後期からではあるがFD委員会が中心となり実施した。授業評価から授業改善を目的としたものとし、調査項目を学位授与の方針に従い、各科目の到達目標への到達度を学生が自己評価し、学習成果を測定すると共に学位授与の方針を点検することにも繋げている。

学士力に関するディプロマ・ポリシーとして以下のように示している。

中京短期大学部における学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

教育研究上の目的として保育学及び栄養学に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格、識見（学士力）を身に付けさせる。

短期大学部共通のディプロマ・ポリシー

学士力に関する教育目的として人類の文化や社会と自然に関する知識の理解と、知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能、社会人として求められる態度や志向性を身に付けるとともに、課題を解決する能力を習得させる。

- A. 身に付けることができる知識及び能力は、人類の文化や社会と自然に関する知識として、人間理解と社会理解に関する知識を習得させる。

到達目標には以下のようなものがある。

- ①社会生活を送るうえで身に付けておくべき、人間や人間理解に関する基本的な知識と複合的な視点を養うとともに、豊かな人間性を身に付けている。
- ②自らがよって立つ国や地域の歴史や伝統、文化に関する幅広い知識と世界の多様な国や地域の歴史や社会、文化に関して理解している。
- ③社会的に重要な特定の主題や現代社会が直面する基本的な諸課題に関する知識と総合的に判断し対処する能力を習得している。
- ④国際社会で生じている諸課題に対する認識と現代国際事情について総合的に理解し、国際協調に貢献できる国際教養を身に付けている。

B. 身に付けることができる知識及び能力には、知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能として、コミュニケーションスキル、数量的スキル、論理的思考力、情報リテラシーに関する能力を習得させる。

到達目標には以下のようなものがある。

- ①日本語を用いて自分の意思、思想、感情などを相手に伝達することができる。
- ②英語を用いての会話と文章によるコミュニケーションができる。
- ③統計資料によるデータの見方、要約方法、分析手法、活用方法を習得している。
- ④定量的、定性的な分析手法と情報の分析結果の表現技法を習得している。
- ⑤コンピュータとソフトウェアの利用方法を習得している。
- ⑥インターネットを利用しての情報検索法を習得している。
- ⑦情報収集、加工、廃棄などの情報管理法を習得している。

C. 身に付けることができる知識及び能力としては、社会人として求められる態度や志向性として、自己管理能力・倫理観、チームワーク・リーダーシップ、市民としての社会的責任、生涯学習力を習得させる。

到達目標には以下のようなものがある。

- ①善悪をわきまえて、自発的に正しい行為へと促すための内面的な規範姿勢を有している。
- ②人として守り行うべき道や正邪の判断において普遍的な規準となる道德感やモラルを有している。
- ③多くの人々をまとめ率いて、目的や方向に向かって教え導く能力を有している。
- ④物事に進んで取り組むことができ、自ら目的を設定し、確実に行動することかできる。
- ⑤指示を待つのではなく、自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む姿勢を有している。
- ⑥自ら設定した目標に対して、それを行動に移し、粘り強く取り組む姿勢を有している。

D. 身に付けることができる知識及び能力としては、これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用し、自らが立てた新たな課題にそれらを適用し、その課題を解決する能力を習得させる。

到達目標には以下のようなものがある。

①課題の設定方法と課題の解決にむけた方法の検討と選択をすることができる。

保育科のディプロマ・ポリシー

専門教育に関する目的としては、保育学の学問体系の理解の基に、保育学分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、保育の理論と実践の関係について理解し、これらを総合的に実践する応用能力を養う。

身に付けることができる知識・能力は、保育学分野として、保育の本質・目的、保育の対象、保育の内容・方法、保育の基礎技能に関する基本的な知識を身に付けるとともに、保育に関する実践的な能力を身に付ける。

到達目標には以下のようなものがある。

- ①我が国の社会福祉の体系を概括的に理解している。
- ②児童家庭福祉の理念・制度の体系を概括的に理解している。
- ③発達の基本原理と発達期の特徴について理解している。
- ④発達段階における心理構造の特質について理解している。
- ⑤乳幼児期における発達援助のあり方について理解している。
- ⑥逸脱行動を示す児童の理解と取扱いについて修得している。
- ⑦精神保健の意義及び目的を理解している。
- ⑧小児各時期の健康と健康増進や疾病異常に対する対応を理解している。
- ⑨小児栄養の基本的理論と実践的知識を理解している。
- ⑩保育所の保育と保育を巡る現代的課題について理解している。
- ⑪教育に関する基本的概念と教育活動における実践的原理を理解している。
- ⑫児童福祉施設における児童処遇について理解している。
- ⑬教科全体の知識と技能を総合的に実践する応用力を修得している。

健康栄養学科のディプロマ・ポリシー

専門教育に関する目的としては、栄養学の学問体系の理解の基に、栄養学分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、栄養の理論と実践の関係について理解し、これらを総合的に実践する応用能力を養う。

身に付けることができる知識・能力としては、栄養学分野として、社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の管理に関する基本的な知識を身に付ける。

到達目標には以下のようなものがある。

- ①社会や環境と健康との関係を理解している。
- ②保健・医療・福祉・介護システムの概要を理解している。
- ③人体の仕組みについて構造や機能を理解している。
- ④食事・運動・休養などの基本的な生活活動について理解している。
- ⑤環境変化に対する人体の適応について理解している。
- ⑥食品の各種成分の栄養特性について理解している。
- ⑦食品の衛生管理の方法を修得している。
- ⑧栄養素の代謝及びその生理的意義を理解している。
- ⑨性・年齢・生活・健康状態等における特徴を理解している。
- ⑩各種疾患における基本的な食事療法を修得している。
- ⑪個人、集団及び地域レベルでの栄養指導の基本的役割を理解している。
- ⑫栄養に関する各種統計について理解している。
- ⑬基本的な栄養指導の方法を修得している。
- ⑭給食業務を行うために必要な食事の計画について理解している。
- ⑮調理を含めた給食サービス提供に関する技術を修得している。

(b) 課題

(1) 学位授与の方針の浸透

学位授与の方針は、学生ハンドブックに掲載し、新入生ガイダンスでも詳しく説明し、学生、教職員を始めとして学内外に明確に示しているが、各科目の到達目標との関連や授業アンケート自己評価における学習成果から、十分に浸透しているとはいえない。

(2) 学位授与の方針の点検

授業アンケート自己評価における学習成果をもとに、学位授与の方針を点検し、学習成果の向上へとつなげる必要がある。

【区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している】

■基準Ⅱ-A-2の自己点検・評価

(a) 現状

教育課程は、各学科の学位授与の方針にある到達目標に対応して編成されている。また各法令に従い体系的に授業科目の編成をするとともに、定期的に見直しを図り所管行政庁に対して届け出ている。教育課程に関する基本的な考え方として、分かりやすく学生ハンドブックにもカリキュラム・ポリシーを掲載している。授業科目の編成では、学部共通の基礎教育科目は「人類の文化や社会と自然に関する知識の理解と、知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能、社会人として求められる態度や志向性を身につけるとともに、課題を解決する能力を習得する」ことを目的としている。

専門教育科目は保育科では「保育学分野として、保育の本質・目的、保育の対象、保育の内容・方法、保育の基礎技能に関する基本的な知識を身につけるとともに、保

育に関する実践的な能力を身につける」ことを目標として、幼稚園教諭免許と保育士資格を取得するための高度な専門知識や技能を修得するために、講義・演習・実習科目をバランスよく編成している。

健康栄養学科では「栄養学分野として、社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の管理に関する基本的な知識を身につける」ことを目標として、栄養士や中学校教諭、栄養教諭の免許取得に向けた高度な専門的知識や技能を修得するために、講義・演習・実験・実習科目をバランスよく編成している。また各学科の教育課程は、それぞれ順守すべき栄養士法施行規則、児童福祉法施行規則、教育職員免許法施行規則の法令のもと体系的に分かりやすく授業科目を編成している。

成績評価の方法については、本学の科目の単位数を学則第 13 条に次のように定めている。

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験などを含め、35週にわたることを原則とする。

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、本学が定める授業時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める授業時間をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学の定める授業時間をもって1単位とすることができる。
- (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して本学が定める授業時間をもって2単位とする。

成績評価に関する基準はシラバスに記載された評価方法・基準を厳格に用い、単位認定のための学習評価は、学則第 14 条に記載されている「1つの授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を認定する。試験は学期末にその履修した科目について筆記、口述、論文等の方法による」ものとしている。また学習評価は学則第 2 節「試験」第 33 条に 100 点法をもって採点し、90 点以上を「S」、89 点～80 点を「A」、79 点～70 点を「B」、69 点～60 点を「C」、60 点未満を「F」（不合格）と定めている。シラバスには必要な項目として「科目名」、「授業形態」、「単位数」、「配当年次」、「担当教員」、「目的」、「概要」、「到達目標」、「講義計画」、「事前・事後学習」、「評価方法・基準」、「テキスト」、「参考書」、「受講条件等備考」を明示している。

本学の教員配置は、教員の資格・業績に応じて適切な配置を行っている。教員資格は、学位・研究業績とあわせて養成目的に見あう養成施設の規定科目担当教員の資格要件を満たしていることも確認されている。平成 25 年度の専任教員の担当科目・分野は、下記の表のようにいずれも教員資格・業績にふさわしい配置となっている。

教育課程の定期的な見直しについては、時代のニーズや現場で適切に対応できる人

材育成に應えるために、学科会議で科目の開設や科目の内容修正について常に検討を行い、合同学科会議では非常勤講師からも意見を聴取するなど改善に向けて取り組んでいる。また教育課程に関わる法改正学則変更を伴う事項に関しては、文部科学省・厚生労働省・学位授与機構などに適宜届け見直しを行っている。

(b) 課題

(3) 学位授与法の方針と専攻科目の関連性

学位授与の方針と各学科の専攻科目がどのように具体的なつながりを持つのかを、文章だけでなくカリキュラムマップ（樹形図）を有効に活用し確認するとともに、方向性に見合った具体的な教育活動が実施できるように工夫することが課題である。

(4) 高大連携保育クラスの連動性改善

保育科においては創設から 8 年目を迎える中京高校との高大連携保育クラス（4 年間一貫カリキュラム）のカリキュラムの連動性と方向性が見直しが課題である。

(5) 成績評価の厳格化

各科目間による評価の差異を学科会・委員会等で把握し、成績評価の厳格化を図ることが必要である。

(6) シラバス作成の工夫

各教員が作成するシラバスには、学生が各科目の学習の意味や方向性をより強く認識し、モチベーションを高く持った上で各講義に取り組めるようにさらに工夫することが必要である。

(7) 教員の的確な配置

教員の配置については、教員の資格・業績を基にした的確な配置を行っている。しかしながら更なる教育の向上を目指す上で必要なことは、各教員の資格や業績だけでなく、性質や現状の興味関心等も含めた細部に亘る情報を生かして配置が行えるようにすることが必要である。

(8) 教育課程見直し

教育課程の編成・実施の方針については、専任教員と非常勤講師の合同学科会を前期・後期それぞれ 1 回開催し、意思の疎通を図りながら教育課程の見直しへとつなげてきた。しかしながら非常勤講師の出席率の低下による情報共有化の限界があり、見直しへの材料が現状では不十分であると言わざるを得ない。教員の総意が含まれた計画的・継続的な点検を行うことが必要である。

[区分基準Ⅱ－A－3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■基準Ⅱ－A－3の自己点検・評価

(a) 現状

履修が望ましい教科として保育科は「国語」「英語」「音楽」の3科目としている。健康栄養学科では「国語」「英語」「化学」「生物」の4科目としている。これらの教科は各学科として「履修が望ましい教科」として学生募集要項にも記載しており、さらに両学科とも「本学の専門教育を受けるために求められる一定の学力水準に到達していない場合には、入学が決定した段階から入学に至るまでの期間を利用して、入学前の課題学習を課すとともに、必要に応じて、入学後の補習教育を行うこととしている」と明示し、各学科の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。

また、入学者選抜の方法については、一般入試は「国語」のみであるしA0推薦入試等は「書類審査＋個人面接」となっている。特待生入試は保育科が「国語＋英語＋個人面接」、健康栄養学科が「国語＋数学Ⅰ・A＋個人面接」となっている。入学者受け入れ方針は学生募集要項及びホームページにも記載されており、教育課程の編成方針を踏まえ、保育科では「保育学分野に対する強い興味と関心及び保育士・幼稚園教諭としての適性と資格取得に向けての学習意欲を有している者を受け入れる」、健康栄養学科では「栄養学分野に対する強い興味と関心及び栄養士としての適性と資格取得に向けての学習意欲を有している者を受け入れる」とし、本学の基本教育及び専門教育を受けるために求められる一定の学力水準に到達している者を受け入れることとしている。しかし一方で、少子化、大学全入時代、ユニバーサル化を迎えた2年課程の短期大学部としての運営は「一定の学力水準」が具体化されていないために、学力レベルに格差があり、多様な学生を受け入れているのが現状である。この入学者の受け入れ方針に対応するために、入学試験では多様な入試制度を設け、一般入試以外のA0入試自己推薦、A0入試スポーツ推薦、指定校推薦、一般推薦、特待生入試、社会人入試では「個人面接」を行い、面接の評価としては「礼儀・服装」「入学意欲」「勉学意欲」「コミュニケーション力」「規律性」「リフレクション力」などの面でそれぞれ学科の受け入れ方針に対する資質を確認している。

(1) 保育科のアドミッション・ポリシー

■ 入学者の受入方針

保育科における入学者の受入方針は、教育研究上の目的と教育課程の編成方針を踏まえて、保育学分野に対する強い興味と関心及び保育士・幼稚園教諭としての適性と資格取得に向けての学習意欲を有している者を受け入れることを基本としつつ、本学の基本教育及び専門教育を受けるために求められる一定の学力水準に到達している者を受け入れます。

■ 履修が望ましい科目

本学の基本教育及び専門教育を受けるために、高等学校において履修していることが望ましい教科は「国語」「英語」「音楽」の3科目です。

■ 入学前の課題学習

「国語」と「音楽」については、高等学校での学習歴や受験科目の選択状況、入学試験の採点結果などから、本学の専門教育を受けるために求められる一定の学力水準に到達していない場合には、入学が決定した段階から入学に至るまでの期間を利用して、入学前の課題学習を課すとともに、必要に応じて、入学後の補習教育を

行うこととしています。

■研究教育上の目的

保育科では「保育学に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格識見（学士力）を身に付けた人材を養成することを教育研究上の目的」としています。

(2)健康栄養学科のアドミッション・ポリシー

■入学者の受入方針

健康栄養学科における入学者の受入方針は、教育研究上の目的と教育課程の編成方針を踏まえて、栄養学分野に対する強い興味と関心及び栄養士としての適性と資格取得に向けての学習意欲を有している者を受け入れることを基本としつつ、本学の基本教育及び専門教育を受けるために求められる一定の学力水準に到達している者を受け入れます。

■履修が望ましい科目

本学の基本教育及び専門教育を受けるために、高等学校において履修していることが望ましい教科は「国語」「英語」「化学」「生物」の4科目です。

■入学前の課題学習

「化学」と「生物」については、高等学校での学習歴や受験科目の選択状況、入学試験の採点結果などから、本学の専門教育を受けるために求められる一定の学力水準に到達していない場合には、入学が決定した段階から入学に至るまでの期間を利用して、入学前の課題学習を課すとともに、必要に応じて、入学後の補習教育を行うこととしています。

■研究教育上の目的

健康栄養学科では「栄養学に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、専門的知識及び技術を支える豊かな人格識見（学士力）を身に付けた人材を養成することを教育研究上の目的」としています。

(b) 課題

(9) 学習成果の明確な測定

「書類審査＋個人面接」の入試では学習成果が明確に測れない点が課題である。また入学者選抜方法が異なるにも関わらず、「書類審査＋個人面接」の入試が多く、面接評価票も同様のものを使用していることから各選抜方法固有の意味が見られないことも課題となる。さらに「履修が望ましい教科」として記載されている科目が未履修の場合はこの点だけで、本学が云う「一定の学力水準に到達していない」と判断されてしまうことも課題である。

[区分基準Ⅱ－A－4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である]

■基準Ⅱ－A－4の自己点検・評価

(a) 現状

学習成果達成に向けて Semester ごとの学習成果を具体的に示している。それは現場に即応する保育者（幼稚園教諭・保育士）、栄養士になるための専門的学習成果と、卒業後社会人として求められる態度、信念、意見、価値、コミュニケーション能力を獲得するための汎用的学習成果から成り立っている。専門的学習成果は、保育科では幼稚園教諭としての能力に係る内容と、保育士としての能力に係る内容に分けられ、それぞれ下記のように構成されており、具体性は高い。

幼稚園教諭に必要な 4 項目

- ・教職の意義等に関する科目
- ・教育の基礎理論に関する科目
- ・教育課程及び指導法に関する科目
- ・生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目

保育士に必要な能力 6 項目

- ・保育の本質・目的に関する科目
- ・保育の対象の理解に関する科目
- ・保育の内容・方法に関する科目
- ・保育の表現技術に関する科目
- ・保育実習に関する科目
- ・総合演習に関する科目

健康栄養学科では、栄養士としての能力に必要な全国栄養士養成施設協会作成の「栄養士養成課程コアカリキュラム」に沿って、下記のように構成されている。

- ・社会生活と健康に関する科目
- ・人体の構造と機能に関する科目
- ・食品と衛生に関する科目
- ・栄養と健康に関する科目
- ・栄養の指導に関する科目
- ・給食の運営に関する科目

そして具体性だけに留まらず、学びの形成的段階を考慮しながら必要なカリキュラムを配置し、学習への段階的支援がなされている。それぞれの学年・学期ごとに開設されている科目の単位を修得し、段階的に積み重ねながら、学位授与の方針と卒業認定に必要な学習成果を獲得できるように計画している。このようなことから、学習成果を達成する可能性については十分であるといえる。また決められた一定期間内での学習成果の獲得可能性に関しては、それぞれの学年・学期ごとに開設されている科目の単位を修得し、各科目の学習成果を獲得していくことによって、学位授与の方針と卒業認定に必要な学習成果を獲得できるように、細部にわたり無理なく段階的、計画的に運営されていることから、本学の学習成果は一定期間内での獲得が可能であるといえる。具体的にいえば、短期大学部共通のディプロマ・ポリシーには「人類の文化

や社会と自然に関する知識の理解と、知的活動でも職業生活や社会生活でも必要な技能、社会人として求められる態度や志向性を身に付けるとともに、課題を解決する能力を習得する」とあり、保育士、栄養士としての専門的学習成果の土台となる科目を、1年次の基礎教育科目で修得することができる。さらに、「一人ひとりの顔が見える」教育を合言葉に、教員と学生の距離の近さから生まれる豊かなコミュニケーションや、演習授業などにおける学生同士の豊かなコミュニケーションを通じて、学風の中で自然に教育の土台となる汎用的学習成果を獲得することが可能である。このような点から学習成果を一定の期間内で達成する可能性はさらに高められるといえる。

最終的に学習成果の実際的な価値に関して考えてみると、保育科では教育課程編成・実施の方針を「保育学の学問体系の理解の基に、保育学分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、保育の理論と実践の関係について理解し、これらを総合的に実践する応用能力を養う」と掲げている。また健康栄養学科では「栄養学の学問体系の理解の基に、栄養学分野に関する基本的な知識を体系的に理解するとともに、栄養の理論と実践の関係について理解し、これらを総合的に実践する応用能力を養う」と掲げている。このように本学の専門的学習成果および汎用的学習成果の獲得は、幼稚園教諭免許・保育士資格・栄養士資格・中学校教諭免許〔家庭科〕・栄養教諭免許・フードスペシャリスト・フードサイエンティスト等の資格取得に直結しており、さらに目標とする専門職業人への就職率が高いことから、実際的な価値があるといえる。学習成果は測定については、現状では各教員が独自に成績評価を行っている。またその成績を基に、評価の妥当性・偏向性などを確認している。

(b) 課題

(10) 基礎教育科目の再構築

学習成果達成の可能性を高めるために、1年における基礎教育科目の目的の明確化と専門科目との関連性を密にし、基礎教育科目が専門科目の真の土台となるように、基礎教育科目の再構築を図っていく必要がある。

(11) 学習成果の一定期間内での達成率向上

学習成果を一定期間内でより有効に達成させるために、一つの科目だけで成果を達成しようとするのではなく、同一科目間、または科目間の横断的な連携や行事との連携を図ることが必要である。

(12) 学習成果の実際的な価値についての向上

学習成果の実際的な価値について、最近の専門職への就職が減少しつつある実態を鑑みて、原因を分析した上で、先行き不透明な時代の中で、ただ単に資格を取得するだけではなく、実践的な保育士・栄養士として即社会で通用するように、本学にしかない独自性ある保育士・栄養士を育てるための教育を確立させる必要がある。

(13) 「食とスポーツコース」カリキュラム再考

健康栄養学科の中にある「食とスポーツコース」では、スポーツ科学実践士の資格取得が大きな特色であるが、この資格を活用してスポーツトレーナーや運動と栄養に

関する仕事に就く学生が非常に少なく、学生の当初の目標や夢と現実のギャップが生まれている。従って、この資格の有効性を再考すると共に、それに代わるものがないか模索して行くことが課題である。

(14) 統一された学習成果の測定

学習成果の測定については、現状では各教員が独自に成績評価を行っているが、個々のばらつきが大きい。今後は講義姿勢・課題・レポート等と定期試験の結果に基づく総合評価を行う際の統一された評価基準が必要である。

【区分基準Ⅱ－A－5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている】

■基準Ⅱ－A－5の自己点検・評価

(a) 現状

毎年度、卒業生の進路先からの評価を聴取している。実習や本学での講演会など日頃から企業や保育園との関係づくりを強化しており、卒業生の就職現場を訪問した際も、非常に丁寧な対応をいただけるようになってきた。なお、アンケート調査では具体的な対応策が立てにくいことから、学生の評価に加え具体的な指導方法まで深くヒアリングする方式を採用している。

平成 24 年度は、保育科 13 園（保育園 9 園、幼稚園 4 園、福祉施設等 10 件）、健康栄養学科 7 社（委託給食管理会社 6 社（うち愛知県 4 社、長野県 1 社、富山県 1 社）、食品製造業 1 社（愛知県））を訪問した。平成 25 年度は、健康栄養学科 1 社（浜松 1 社）しか実施できなかったが、平成 26 年度は、保育科 9 園（保育園 5 園、幼稚園 1 園、福祉施設等 3 件）、健康栄養学科 10 社（学内企業研究会にて、委託給食 4 社、飲食業 3 社、小売業 1 社、サービス業 1 社、住宅・不動産 1 社）について実施した。内容についてまとめると下記のとおりである。

保育科

平成 26 年度より定形の調査票を用いて調査を行った。まず、「勤務態度・社会人としてのマナー等の評価」については、概ね良好であるとのこと意見を頂いている（5 園）。最も多く課題として抽出されたのが、保護者との関係性構築である（4 園）。また、入園後にじっくり（3 年程度）育成していくと、長期的な視野で受け入れて頂いている園もあった（2 園）。その他、学生時代にサークル活動を実施してほしい、障害者施設を敬遠しないでほしい（特に女子学生）などの意見があった。

次に、「専門職としての評価」については、概ね良好であるとのこと意見を頂いている（5 園）。その他、リーダーシップ、ピアノ演奏、障害に対する知識、感染症の検査（入園予定の学生）、いやいや期の子供への対応能力、手遊び、以上について各 1 園ずつ要望が上がった。

その他として、保育園、社会福祉施設などでは人手不足が顕在化しており、数千円程度の初任給引き上げを検討しているところが 4 件あった。

健康栄養学科

平成 26 年度より、学内企業研究会に参加していただいた企業へ就職した卒業生について人事部等へのヒアリングを実施している。内容は保育科同様の定形の調査票に基づいている。

コミュニケーション能力を重視する傾向が強いが（6 件）、挨拶などの社会人基礎力（3 件）、忍耐力（2 件）、専門知識を重視するが（5 件）となった。コミュニケーション能力では、4 年生大学と比較して見劣りするという率直な意見も以前はあったが、まずは素直に支持に従うような従順な姿勢が求められていることが明らかとなった。また、人手不足の傾向が強まっており、社会人入学の学生に対する期待も高まっているようである（2 件）。忍耐力の面では「きれいなイメージを持ちすぎないよう、生の現場を知る」ことを指摘する声もあった。栄養指導や献立作成だけでなく、調理の現場で活躍できる人材を求める企業側の事情もあるものとみられる。

（b）課題

（15）問題点の共有化と改善

調査から浮き彫りになった問題点を教職員で共有する仕組みづくり、またそれを改善するための仕組みづくりが課題となる。

（16）調査方法の妥当性

調査方法を変更したことにより、作成した調査票の内容がヒアリングという調査方法とマッチングしているのか、調査対象の選定は十分か等の課題がある。

テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

（1）学位授与の方針の浸透 【Ⅱ-A-1 課題(1)への対応】

学位授与の方針を学生教職員に浸透させ、学習成果に繋げるためにディプロマ・ポリシーと各科目の到達目標の関連性をより緻密にし、学生教職員により分かり易く示し、学習成果に表れるよう検討していきたい。

（2）学位授与の方針の点検 【Ⅱ-A-1 課題(2)への対応】

今年度再開した授業アンケートやその他のアンケートを継続し、得られた結果を分析して学位授与の方針の評価点検を行ない、学習成果の向上を図る。

（3）カリキュラムマップの活用 【Ⅱ-A-2 課題(3)への対応】

学位授与の方針に従った教育活動を実施できているかカリキュラムマップを活用しながら確認する。

（4）高大連携保育クラス会議実施 【Ⅱ-A-2 課題(4)への対応】

高大連携保育クラスのカリキュラムの見直しを図り、連携を強化する。

(5) 多角的な評価手法の構築 【Ⅱ-A-2 課題(5)、(14)への対応】

成績評価の厳格化を図るために、科目間の差異を把握し、複数のデータを組み合わせる制度を構築する。

(6) シラバスの改善 【Ⅱ-A-2 課題(6)への対応】

シラバス作成の中で、学生に科目の方向性を明示し、動機づけを行うための新たな項目を設けて工夫する。

(7) 教員面談の定期的な実施 【Ⅱ-A-2 課題(7)への対応】

教員との面談を実施し意思の疎通を密にする。

(8) 合同学科会の運営法改善 【Ⅱ-A-2 課題(8)への対応】

合同学科会の運営方法を見直し非常勤講師を含む全教員が参加する場を作る。

(9) オリジナルワークブックの取り組み 【Ⅱ-A-3 課題(9)への対応】

入試は「書類審査＋個人面接」試験を実施する。「履修が望ましい教科」についてはその教科を必ずしも全員が履修しているとは限らないので、一般的な基礎学力を測るために入学決定後に本学のオリジナルワークブックを配布し、実施してもらう。これによって学習成果を明確に測ることが出来、入学後に履修していない学生及び一定水準に到達していない学生は補習教育を実施することで改善したい。

(10) 基礎教育科目と専門科目の連携 【Ⅱ-A-4 課題(10)への対応】

基礎教育科目と専門科目の科目間の連携を図ると共に、基礎教育科目の目的を明確にする。

(11) 科目間及び行事と科目間の連携 【Ⅱ-A-4 課題(11)への対応】

基礎教育科と専門科目の連携のみならず、行事やガイダンスと連携を図る。

(12) 実習先、就職先の実態把握 【Ⅱ-A-4 課題(12)への対応】

実習先、就職先における本学学生の実態をアンケート等で把握し、実際的な価値を測る仕組みを確立させ、点検を図る。

(13) 「食とスポーツコース」資格及びカリキュラム再考 【Ⅱ-A-4 課題(13)への対応】

「食とスポーツコース」のカリキュラムの在り方について再考し、新たな資格取得やカリキュラムを提案、改善する。

(14) ルーブリック導入 【Ⅱ-A-4 課題(13)への対応】

学部に通じた評価指標を作成し、それを用いて各教科の成績評価が行えるようにすること。

(15) 就職先での問題点の共有化 【Ⅱ-A-5 課題(15)への対応】

調査の問題点をまとめ、幅広く教職員全体で共有する場面を設定する。

(16) 就職先での新たな調査方法の確立 【Ⅱ-A-5 課題(16)への対応】

学生数が前年度より 30 名弱増加したこともあり、今年度より従来とは異なった調査方法を模索している。今後、調査先の経営課題と採用動向の関係が分かるような調査項目を設定するよう検討する。

[提出資料・備付資料]

提出資料 大学案内 2014、学生ハンドブック 2014、シラバス 2014、学生募集要項 2014、
授業科目担当者一覧表、時間割表 2014

備付資料 単位認定の状況表、成績一覧表、資格取得関連資料、インデックス 99、4つ
の力と 11 の要素、アンケート意識調査、プレイスメントテスト、フードス
ペシャリスト・フードサイエンティスト、栄養士養成コアカリキュラム、入
学前導入教育一式、

【テーマ 基準Ⅱ－B 学生支援】

【区分基準Ⅱ－B－1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している】

■基準Ⅱ－B－1の自己点検・評価

(a) 現状

単位認定は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により、科目担当者が適切と判断した方法で行われており、その方法はシラバスの評価方法・基準欄に記載している。成績評価のための試験方法は、筆記、実技、口述、論文・レポートなどとし、学位授与の方針に基づいて教員が作成したシラバスに記載された科目の到達目標を基に問題作成を行い、試験を実施している。成績はS、A、B、C、Dの5段階で評価し、D対象者は再試験で合格すれば単位が与えられる。しかしながら、講義・演習・実習などの授業形態や受講生数によって成績評価にバラツキが見受けられ、再試験受験者や再履修者の数に差異が見られるなど課題がある。これは、成績評価が科目担当者に一任されていること、本学としての標準的な評価基準値が設定されていないことから生じるものと考えられる。

多くの教員は学習成果の状況を毎回の講義中にワークシート作成、理解度チェックシート、小テストなどを学生に課することによって把握している。また、期末の試験結果によって最終的な学習到達度を把握し、その結果をもとに科目ごとの学習成果レビューシートを作成することで授業の振り返りができる機会を設けている。学習成果レビューシートは全教職員にその内容を公開しており、関連科目の学習到達度合いを把握することも出来る。

平成23年度から学生の満足度と理解度に整合性が見出されないという分析結果を受けて、それまで実施してきた学生による授業評価を短大部一斉にアンケート形式で行うことは取りやめていた。しかし授業評価のアンケート調査については、学生からの意見を聴取する唯一の機会として必要であるという意見も多く、平成25本年度から新しい授業アンケートに向けて議論してきた。その結果、授業の振り返りと学習達成度を問うことを主眼とした新たな目的のために、授業アンケートを活用することとし、平成26年度後期から実施した。アンケート実施時には、学生が管理する科目自己評価表にも、各科目に掲げる到達目標に対する達成度について5段階で自己評価を記入させ、学生の自省を促し学習への積極性を引き出している。教員はこの授業アンケートの所見を学習成果レビューシートに含めて提出を義務化し、成績分布と授業アンケートの分析・評価をもとに、授業科目の目標設定（シラバスの到達目標の見直し）、授業デザインを再検討する資料として、さらには各学科の教育目標の到達度を把握し、カリキュラムマップを基に科目の関連性を検討する資料として有効活用する。また、現在、各科目の到達目標をもとに、学訓「真剣味」の理念を具体化した「4つの力と11の要素」についてのカリキュラムマップを作成する過程にあり、このことにより、理念の具現化を着実に図りながら一層の本学独自の教育の確立を図る。

また授業の自己分析として、自らの講義を映像により客観的に見つめ直すことで改善点を検討する目的で、映像による授業改善を平成24年度から実施し、報告書「映像

による授業改善書」を課して全教職員に公開している。(平成 26 年度は全新任教員及びその他の希望教員を対象)

養成課程においては 2 年間に講義、演習や実習など複雑で多くの科目を取得する必要があり、科目間の有機的連携は欠かせないものである。そのため 4 年ほど前から①養成科目課程コアカリキュラムを参考に専門科目を樹形図に落とし込む、②科目の配当年次の調整、③卒業必修科目の精査、④基礎教育科目の改変、④科目間の連携を可視化させる取り組みを学科、教務委員会、FD 評価委員会が中心となり行ってきた。シラバス作成時には関連する科目担当者間で講義内容のすり合わせを行うなど、少しずつではあるが授業担当者間での意思疎通、協力・調整が図られている。月 1 回の定例学科会議においては、講義の出席不良や成績不振など問題を抱える学生について、科目担当者と担任との間で情報交換を行うなどして共通認識を持たせている。その上で成績不振者には補習を丁寧に行い、単位取得のために熱意をもってあたっている。また緊急に問題が発生した場合は、臨時の学科会議が召集され、即時対応して学生支援が行える体制が整っている。さらに今年度からは、教務委員会から「学生の段階的指導について」の指針が提示され、資格取得・卒業要件及び進級が困難となる可能性のある学生に対して未然に防ぐことを目的に、これまで科目担当の教員のみで対処が困難な事例を鑑み、学科長をはじめ関係教職員による多角的によりよい方向への指導の流れを明確にした。また、基礎学力不足の学生や好ましい生活習慣が身につけていない学生が年々増加の傾向にあり、より細かな長時間の教育を要する学生が増加してきており、今後、学習支援室の開設など適切な対応を考えたい。

数年前より非常勤講師との連携を図るために、数名の非常勤講師に対して専任の教員をメンターとして配置し、情報の共有並びに連携に努めてきた。しかし、非常勤講師の出勤日や専任教員に時間的余裕が無いなどの諸事情で、十分に連携が取れているとは言い難く、非常勤講師との新たな連携方法を検討する必要がある。また、非常勤講師を招き合同学科会議を年 2 回開催し、連携を図るように努めているが、学科によっては非常勤講師の出席率が良好ではなく、この点でも十分に連携が図られていない。

FD 研修会は今年度 10 月、12 月と 2 回開催され、専任教員全員、各部の管理職職員、学生相談室の職員も複数参加した。10 月のテーマについては、昨年度に引き続き、出席不良や成績不振を理由に中途退学する学生数を減少させる目的で、学生相談室に関わる教員が問題提起者となり、「問題学生への対応と支援のあり方を考える」と題して、発達障害と疑われる学生に対する支援のあり方について、他大学での取り組みなどを紹介しつつ、大学生の発達障害についての見識を深めることができた。12 月のテーマについては、「厳格な成績評価」と題して、(1)第三者評価員活動を通して本学が取り組むべきこと、(2)大学教育の質的転換について、(3)成績評価法についての講演であり、大学教育の質的転換が必要であり、学生の力を育成するため講義形式だけではなく、様々なアクティブラーニングの検討、学生を授業に巻き込む方法を検討することの重要性についての内容である。今後、各自提出したレポートをもとに組織及び個人としての取り組みを検討していく予定である。

外部開催の大学コンソーシアム京都主催の FD フォーラムには毎年数人程度の教職員が参加している。今年度は第 20 回 FD フォーラムに参加希望した専任教員 5 人がシンポジウムおよび分科会に参加し、他大学の FD 活動の現状を知ると共に本学として実

現可能な取り組みを報告書として集約して公開し、学内でその一部を発表させるなど、外部研修成果を授業・教育方法の改善に役立てるよう取り組んでいる。その他では大学コンソーシアム京都 教育開発事業部主催の2014 京都 FDer 塾「カリキュラムデザインとは何か？」に1名の教員が参加している。短期大学部としては外部のFD研修会への参加を促してはいるが、研修内容のミスマッチや学内の業務などの都合により参加には消極的である。

学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況は、期末ごとに集計される成績および単位取得状況、学外実習先の実習評価、資格を活かした職種への就職率、栄養士実力認定試験結果、フードスペシャリスト認定試験結果などを総合して把握・評価し、問題がある場合は、学科や実習委員会や学生支援委員会など関連の委員会でその解決策を議論している。

本学では比較的少人数を対象とした担任制度を設けており、入学時のオリエンテーションで学生ハンドブック、時間割、シラバスを基に全体指導を行った後に、個々の教員によって個別にフォローする体制を整えている。また、学期初めと学期末には学年別、学科別のガイダンスを行い、各教職員から履修や卒業に必要な事項のアナウンスを行っている。

事務職員は、学科会議や各委員会にオブザーバーとして参加し、資料や議事録を作成することで学生の学習成果状況を教員と共有している。学務システムにおいて各講義の履修登録及び成績管理をおこなうことで、再履修科目のある学生への履修登録個人指導や教員の成績入力状況をチェックし、個々の学生情報を認識している。また、教員の出席簿を事務室に保管することにより学生の出席状況を早く把握することができる。

事務職員は、学科会議や教授会にオブザーバーとして参加する中で、学生の学習成果獲得状況を把握するとともに、担当部署の職務を通じて学生が学習成果を獲得しやすい環境づくりに努めている。また科目の担当教員から提出される学生の出席状況を把握するとともに、成績等を学務システムで管理し、教職員共同で支援を必要とする学生への指導に当たっている。そして、出席不良や成績不振の学生への諸連絡や留年者への個別の履修登録など細かな指導を担当と協力体制をとりながら行っている。しかし、普通教室においては教育機器の整備が遅れているため、学生支援部に講義時の貸出使用PCやプロジェクタ、ラジカセなどを保管し、必要に応じて機器のセッティングなどを行っている。

各学科会には、学生支援部職員または学生支援部兼務の助手が資料や議事録を作成しているため、学科の目的・目標の達成状況を教員と共有している。保育科では保育士や幼稚園教諭の資格取得、健康栄養学科では栄養士のほかに色々な資格を取得するため、学生個々に合わせた履修指導を担当教員と共に担当職員が行っている。

事務職員は自らの能力向上のために、私立短期大学協会主催の教務担当者研修会や就職担当者研修会などの参加、平成26年度は岐阜県学生就職連絡協議会副会長校、中部学生就職連絡協議会連合会役員校として、中津川キャンパスの担当者と共に会の運営に携わった。また、教員との学生支援の連携をとるべく学内で開催されたFD研修会にも参加しており、教員との意見交換も盛んに行われている。

科目担当者から担任・学科への学生情報等の連絡が円滑に行われるよう、学生支援

部などの事務職員が支援・協力する仕組みが出来ている。また、学生支援部には事務職員と共に教員も数名常駐しており、教職員間の連携がスムーズに行われて、至急の学生呼び出し、欠席理由の報告等も円滑に行われている。

図書館は、学生の自学を促進するために午後6時まで開館し、専門職である司書を2名配置しており、研修会へ積極的に参加するとともに、そこで得た知識を活用し、レファレンスに反映させることで、学生の学習支援に努めている。また、オリエンテーションにおいて図書館の利用方法について説明し、1年次の講義中に、図書館・インターネットによる情報収集に関する学修を行うことで、利用の向上に努めている。また、紀要図書、研究倫理委員会に専門職員として参加し、教員と共に作業に関わり、情報共有がスムーズに行われている。

年二回の推薦図書および選書の実施、書架の整理、図書館閲覧室のレイアウトの変更、迅速な文献資料請求が可能となるよう、昨年度よりILL料金相殺サービスを導入するなど図書館の利便性を迫及した取り組みが行われている。

教職員は学内コンピュータを授業や関連の事務的作業に活用している。平成26年度は図書館2階の情報検索室に学生閲覧用のパソコン32台を新規導入し、学習環境を整えている。授業においてはパワーポイントで教材を作成し、視覚的に情報を伝え、授業の理解度を向上させている。また、教材や演習問題なども教員がサーバに蓄積して授業以外にも予習・復習ができるように努めている。PC室以外に情報検索室Ⅰ、Ⅱの二つの部屋を設けており、授業外であってもPCを利用して検索情報を得ることが出来る環境が設けられている。教職員は、学生によるコンピュータ利用を促進している一例として履修登録は、学内ネットワークを利用したWEB登録で実施している。また教員による成績評価もWEB入力で行われている。情報施設部専門職員1名が常駐しており、学生や教員からのコンピュータ関連の疑問・質問に対応できる体制になっている。しかし、多くの教職員は個人レベルで必要なコンピュータ利用技術の向上に努めているのが現状である。

(b) 課題

(1) 評価基準と教育の内部質保障システムの確立

成績評価基準については、これまで担当教員任せになっており、科目間のばらつきが生じている。FD活動の一つとして本学独自の成績評価ガイドラインを設けること、そのためにも全教員にガイドライン作成が重要であるという意識の向上が求められる。

授業アンケートについては、教育の内部質保障システムの1つのツールとして、授業の振り返りと学習達成度を問うことを主眼とした新たな目的のために、今年度後期に実施した。今後は、そのアンケート結果と教員のアンケート所見を含めた学習成果レビューシートをもとに、教員個人としては授業科目の到達目標の見直しと授業デザインを再検討するとともに、組織としては学科の教育目標の到達度を把握し、カリキュラムマップを基に科目の関連性等を検討する必要がある。授業アンケートを活用した教育の質保証システムとして、PDCAサイクルを機能させる必要がある。また、今後は独自の取り組み、授業に工夫が見られ学習成果が高い取り組みをシートから拾い上げ、その内容を研修会等で紹介し、他教員の授業にも広める活動をすることも課題である。また、FD研修を行う場合、本学に適した内容であること、一過性で終わること

の無いよう PDCA サイクルを向上させるための仕組みを作ることが課題である。

(2) 学生に対する学習成果の獲得に向けた教職員による支援体制の整備

出席不良や成績不振など問題を抱える学生について教職員による支援体制を整える方策として学習支援室の設置を考える。あるいは教職員による学生支援コーディネーターを決めて適切な支援を行う体制を作ることが昨年度に引き続き必要である。

資格取得状況、資格を活かした就職率の低下など教育目的・目標の達成上の問題が生じないよう、学科・関連委員会など連携を綿密に図る必要がある。

教員のみでの指導では負担が大きいため、前述の学生支援コーディネーターを配置し、適材適所に指導が行われる体制づくりが必要である。また、非常勤講師との日頃からの連携を密にする新たな方法を確立することが喫緊の課題である。

教員によっては研究室へ出席簿を持ち帰ってしまうため出席状況を確認するのに時間を要する場合があるので、教員に出席簿管理の呼びかけを引き続き行う。

電子黒板が設置された教室は使い勝手が良くなったが、他の教室においてはプロジェクタのスクリーンが無いところもあるため整備が必要である。

履修指導を行うことができる職員の人数に限られるため、幅広い知識を持った職員の育成が昨年度から続いている課題である。少人数で対応しているため一人の職員が複数の業務を担当している。そのため、担当者がいない場合の学生対応が困難となるために職員組織の整備も引き続きの課題である。

休講などの学生への連絡方法が以前は掲示板利用に限られていたが、平成 26 年度から導入したメール配信サービスを利用し、関係学生への一斉配信が行うことができるようになった。台風の接近により、前日の夜に休講が決定した時も一斉配信により混乱は生じなかった。しかし、教員への連絡について一斉配信ができなかったため、平成 27 年度からは教職員への一斉配信が行えるように準備を進めている。

(3) 図書館等の施設設備及び技術的資源の利便性およびその有効活用

学生からの希望図書の入荷に時間がかかる場合がある。図書の未返却者への通知に時間がかかるなど、学生人数が少ないにもかかわらず、作業時間がかかりすぎているところが見られ改善策を要する。また、図書館は、学習支援や教育活動へ直接的に関与することが求められている。図書館において職員・教員・学生が、自由にディスカッションしたり、コミュニケーションを図ったりしながら自主的・創造的に学習に取り組めるラーニングコモンズについても検討していく必要がある。但し、学生の私語や騒音に対する苦情の発生も予想され、その対策も同時に必要となる。

蔵書数が少ないという課題がある。特に看護学部は昨年度に完成年度（4 年生まで充足）を迎え、改善を進めているが、図書予算の増加は見込めないことから、必要度の高いものを優先的に購入する仕組みをこれまで以上に検討しなければならない。また、本来閲覧頻度が高い雑誌が 2 階で開架されていることから、その利用促進についても課題がある。

コンピュータ室は授業使用以外、9 時～20 時の間使用可能であるが、使用率は課題提出や試験準備のための期末試験直前を中心に、利用頻度は高い。そのため、平成 26 年度は図書館 2 階の情報検索室に学生閲覧用のパソコン 32 台を新規導入し、合計 106

台のパソコンが学生に開放されている。今後は、これらを有効活用するため、予約制でゼミでの使用を認めたり、少人数の講義での利用を検討していく。

【区分基準Ⅱ－B－2 学習支援を組織的に行っている】

■基準Ⅱ－B－2の自己点検・評価

(a) 現状

学習成果の獲得に向けた学習の動機付けとして、新入生には、新入生ガイダンスにおいて、学生ハンドブック、時間割、シラバス、その他参考資料などの印刷物を配布し、学生支援部や教務委員会、各学科別、クラス別で学習の方法や卒業要件、資格要件などの履修科目について詳しく説明し、学習計画の参考にするよう指導をしている。また、1年次、2年次の学生に対して前期試験終了時および後期講義開始前にもガイダンスを実施し、後期の講義の学習態度、学習内容や履修方法について説明し、学習の動機付けを行っている。学期末にも各学年学科別にガイダンスを行い、学習の振り返りを行うことで次期の学習の動機付けとしている。

保育科では、入学予定者に対して入学前導入教育として、保育者の心得の理解や保育に関するレポート、漢字演習などを行い、また希望者には本学においてのピアノレッスンも行い、入学後の学習の動機づけにしている。また入学後は、プレイスメントテスト（基礎学力テストを行なうことで、入学生自身が自己の学力における現在の位置づけを知るとともに、教員側も学生の学力を知り、指導の参考とする）を行ない、レベルアップ補講を実施の予定であったが、今年度は補講を実施することができなかった。しかし基礎教育科目に、日本語表現や基礎演習Ⅰ・Ⅱを配置し、文章力の向上やジェネリックスキルの涵養に努め、保育者に必要な学士力を養うようにしている。基礎学力や音楽などの基礎技術の不足する学生については、科目ごとに個別指導によって学習支援を行っている。高い学力向上を目指す学生には、課外授業で数名の教員が公務員対策のための講義を行い、成果を上げている。また、毎年保育科発表会を瑞浪市総合文化センターで開催しているが、2年生全員による舞台発表やゼミの展示発表、1年次の展示発表など、卒業を前に2年間あるいは1年間の学習成果を一般に公開している。学生たちが卒業後の保育、幼児教育の現場で展開することであり、知識や技術はもちろん、グループで一つのことを作り上げるためには、協調性や主体性、責任感など高い人間性を獲得する学習の場として貴重な機会となっている。

健康栄養学科では、基礎学力が不足している学生に対してのみならず入学予定者全員に2回郵送にて食生活アドバイザー資格問題、数学、化学、生物に関する問題を解かせて入学後の指導に生かしている。また入学後は、基礎教育科目に基礎化学、基礎生物を配置し、栄養士に必要な基礎学力を養うようにしている。また、基礎演習Ⅰ・Ⅱを配置し、ジェネリックスキルの涵養に努めている。しかし基礎学力が不足する学生のためのレベルアップ補講は、保育科と同様に実施することはできなかった。高い学力向上を目指す学生には、健康栄養学科では、なるべく製菓衛生師、フードスペシャリスト、フードサイエンティストなどの栄養士以外の資格も取得させるため、選択科目を履修するよう指導を行い、卒業生や一般社会人を対象とした管理栄養士国家試

験準備講習会（本学での開催）への参加も促している。また、地元小学生を対象とした親子料理教室を学生が先生役とした授業を展開させ、指導力を身につけさせることなど授業カリキュラムにない特別講習会（ウキウキ食の探検隊！！）にも積極的に参加させるようにしている。

また来年度に向けて短期大学部全体で入学前導入教育ガイダンスを実施し、入学予定者の学習の動機づけと入学予定者の把握を目的とした入学前導入教育の内容を、学内において直接指導する機会となり、有意義なものとなった。

保育科、健康栄養学科ともに専任教員による少人数担任制をとり、学習上の悩みや生活、進路などについて個別に相談している。特にリターンカード（イエローカード・レッドカード）を用いて、各科目担当者が、学生の欠席が3回でイエローカード、5回でレッドカードを学生支援部に提出し、それを担任が受け取って該当の学生に単位を取得ができるよう個別指導している。その他の様々な悩みの相談については、学生相談室と学生談話室を設置している。学生談話室は研究棟1階104号に移転し、より学生が利用し易い環境になった。非常勤ではあるが2名の相談員が常時待機し、学生相談室の窓口として対応している。学生相談室（研究棟3階301号）には、専門教員2名が相談に応じている。相談については携帯電話による予約制であり、学業、進路、学生生活、性格、対人関係、健康問題など学生の悩みや困難に対して、カウンセリングを中心とした専門的な支援や教育的支援を行い、必要と判断されれば発達検査・心理検査を行うこともある。カウンセリングするうえで、必要や要望があれば医療機関等へ紹介することも可能となっている。

平成26年度においても中国からの留学生を受け入れたが、学習意欲に乏しく、積極的に留学生の受け入れや留学生の派遣（長期・短期）は行っていない。

（b）課題

（4）基礎学力及び社会人基礎力向上のための組織的な学習支援

学科、クラス、個別と様々な状況で学習支援を組織的に行っているが、昨今の社会情勢により学力的に幅広い学生と人間性にも多様な学生が入学している。基礎学力の不足する学生の指導が不十分で、健康栄養学科では専門科目での理解力向上のため、基礎教育科目に基礎化学、基礎生物を開設しているが、専門科目の理解力が高まっているとは言えない。いかにして理解力向上に繋がられるかが課題である。また基礎教育科目において、大学での学習の方法や基礎学力の向上のために「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」を設置し、また、社会人としての人間性を育てることを目的として、「社会人基礎力講座」を開設し、基礎教育と専門教育の向上を図っているが、まだはっきりと効果が認められていない。また学習成果の獲得に向けてリフレクションカードを用いて個別指導を行い、非常に良い面もあるが、かえって学生の自己管理能力を損ない、なかなか成果に表れない状況考えられる。

【区分基準Ⅱ－B－3 学生の生活支援を組織的に行っている】

■基準Ⅱ－B－3の自己点検・評価

(a) 現状

学生の生活支援は、教員と学生支援部の職員が学生委員会を組織し、各学科と連携を図りながら行っている。各学年担任制をとり、1年次は1年間「基礎教育科目」を担当する教員が担任となり、また2年次は1年間ゼミナール形式の授業を担当する教員がそれぞれ担任となり、学習支援、生活支援を行っている。さらに毎月の各学科会において学生の情報共有し、きめ細かい支援が行える体制を整えている。

クラブ活動については、平成22年度の中京学院大学の改組に伴い、経営学部のクラブにも所属し、(経営学部は中津川キャンパス)活動できるように支援している。また、平成25年度より、瑞浪キャンパスに拠点を置いた新しいクラブ(女子陸上競技部)が創部し、陸上部専用寮を設けセキュリティに配慮し運営している。同好会活動は、保護者会から活動費の支援を受け、平成22年度より同じキャンパスに看護学部が設置された看護学部の学生との同好会活動が展開されるようになった。しかしながら前年度、同好会等の活動低迷が課題だったため、今年度より同キャンパス内にある看護学部と連携を強め、学部間で同好会費を統合し、活用しやすい形とした。また各同好会の活動計画に応じて活動費を割り当てとする等、使用方法の改定を行った。同好会費使用方法について学生への周知を強化し、活発な同好会活動を行えるよう配慮をした。現在、同好会数は23団体となり、看護学部と共に活動を前年度より活発な活動を行っている。

同好会一覧 (23団体 看護学部学生含む)

よさこいサークル(舞蝶)、フットサル、思い出作ろう会、バドミントン、バスケット、テニス、軽音、バレーボール、ソフトボール、野球、天文、クッキング、陽だまり、対公研、スポーツ愛好会、料理愛好会、ダイビング、みんなで楽しく歩こう会、マコモ、ダンス、チアリーダー・ブラスバンド、製菓

主要年間行事は、学園祭や新入生歓迎行事、卒業生対象のフレッシュマンホームカミングデーをはじめ、以下のとおりである。学園祭や新入生歓迎行事では、学生実行委員会を組織し学生が主体的に行事に参画できるように、学生委員会をはじめ全ての教員が支援している。特に学園祭ではいままで活動が別であった同キャンパスの看護学部の学生実行委員と合同で運営し、両学部教職員を含めて支援する体制づくりを行った。また今年度は学園祭を盛り上げるイベントの1つとして地元的美容院によるヘアショーを開催し、地域と交流への足掛かりとした。

主要年間行事一覧

学園祭 新入生歓迎行事、瑞浪キャンパス親睦旅行(愛知県犬山市)、寮生歓迎会、寮生送別会

瑞浪キャンパスでは看護学部の設置に伴い学生食堂も手狭になったため、平成25年度に学生食堂とは別に学生ホールの新築を行い学生生活の充実を支援し、今年度は学内無線LAN(cgu_WiFi)を解放しており、学生が所有するPCやタブレット端末、スマートフォンなどからインターネット接続が可能となっている。

学生寮については、従来は県外から多くの学生が入学するため、男子寮・女子寮・女子陸上競技部専用寮を完備している。男子寮は学内に相部屋の寮を有し、看護学部の学生と共に利用している。女子寮は、学外に個室 100 室余の女子学生会館と輝心寮（女子陸上競技部専用寮）を設け、低価格で提供している。また、民間施設については、不動産業者との交渉により、学生向けの本学園専用のパンフレットを作成し、斡旋を行っている。

【表Ⅱ-1 学生寮の状況】

	寮名	収容人数	割当人数	広さ	入寮者 (看護学部 学生除く)
学外寮	学生会館 (女子)	102	1 人部屋	4.5 畳	34
学外寮	輝心寮 (女子)	18	1~2 人部屋	8 畳	10
学内寮	花の木	50	4 人部屋	18 畳	6
合 計		170			50

通学については、大学が最寄り駅から 2 キロメートル程の位置にあり、公共交通機関の運行も少ないため、授業時間帯やその他の利用時間も配慮してスクールバスを運行している。地域的に自動車通学を希望する学生も多く、許可制で駐車場を提供している。しかし、駐車場が不足しているのも事実であり、学生支援部が中心となって無許可の学生の指導に苦勞している状況である。バイクや自転車で通学する学生は少ない状況で、屋根付きの駐輪場を備えており充分足りている。

学生への経済的支援については、中京短期大学部特別奨学金制度を設けており、経済的に困難な学生に対しては、成績に関係なく、家計収入に基づき授業料の三分の一の額（年間 20 万円）の免除としている。近年入学が増えた社会人学生に関しては、学習意欲のある学生が多いものの、生活との兼ね合いで学費の納入の厳しい学生も多く、20 歳以上の社会人学生の授業料は 1 年目全額、2 年目半額の免除を行っている。なお、奨学金制度利用者数については以下の通りである。

【表Ⅱ-2 平成 26 年度 日本学生支援機構 採用者数】

種類	第一種			第二種			合計
	保育	健康栄養	合計	保育	健康栄養	合計	
学科・学年							
1 年次	8	14	22	13	15	28	50
2 年次	9	9	18	26	22	48	66
合 計	17	23	40	39	37	76	116

【表Ⅱ-3 平成26年度 中京短期大学部特別奨学金 採用者数】

	1年次	2年次	合計
保育科	1	1	2
健康栄養	2	0	2
合計	3	1	4

学生の健康管理に関しては、在学中の2年間、学内において年度初めに健康診断を全員が行っている。また、両学科とも複数回の学外実習に備えて、細菌検査を課し、インフルエンザやその他流行性疾病の予防接種なども勧奨している。メンタルヘルスカケアやカウンセリングは、学生相談室が行っており、常勤教員2名と非常勤の相談員2名が、基本的に予約制で対応し、場合によっては医療機関を紹介している。

学生の意見や要望の聴取に関しては、人数が少なく学生とクラス担任や各教員を始め学生支援部の職員との関係は親近感があり、常に学生との意見交流ができていく状況と思われる。また、新入生歓迎行事や大学祭の学校行事においては、それぞれ実施後アンケートを行い、学生の意見や要望を聴取することに努めている。

平成18年度までは、多くの留学生が在籍していたが、生活文化専攻の募集停止により以後は、留学生は数名の入学となっている。一方社会人の入学は徐々に増加したが、今年度は数名に留まっている。社会人学生の経済的支援については先に述べたとおりであるが、学習に関しては資格取得に要する単位など、クラス担任を中心に個別に相談しながら配慮するようにしている。社会人の入学生もある一方で、長期履修制度もまだ確立していない。

【表Ⅱ-4 各種学生数の推移】

種別	23年度	24年度	25年度	26年度
留学生	0	0	3	3
社会人	14	18	21	4
帰国子女	0	0	0	0
障害者	0	0	0	0
長期履修学生	0	0	0	0
科目履修学生	0	0	0	0

また障害を持つ学生への施設の配慮として、平成25年度設立の学生ホールはバリアフリー化を行ったが、既存の施設に関して残念ながらエレベーターの設置がなくバリアフリー化していないのが現状である。

学生の社会的活動に関しては、学外実習をする幼稚園や保育所を始め、多くの施設などからボランティア活動の募集があり、実習やボランティア活動を通じて就職に繋がるケースも多く、掲示や呼びかけなど様々な形で学生に積極的に勧めている。昨年度は近隣の市（中津川市・恵那市）と、本年度は本学の所在地となる瑞浪市と域学連携を結び、学生が市や地域と連携・協力して活動をする場が増加している。

また、基礎教育科目として「地域活動と社会貢献」という科目で、社会貢献の大切

さの理解と実践をすることによって豊かな人間性を培うことを目標としている。

(b) 課題

(5) 学園行事、同好活動などにおける学生への支援体制

学生生活支援を行う体制は、以前より整えられている状況ではあるが、2年間という短い学生生活に加え、専門職養成校ゆえの正課授業の多忙、資格取得のための学外実習に要する時間も多く、金銭的な側面でアルバイト重視する学生も少なくないことから、学園行事、同好会活動全体が低迷する傾向がみられることが課題である。

また有意義な学生生活のため、設備充実やバリアフリー化を進めていくことも大きな課題となる。

【区分基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

■基準Ⅱ-B-4の自己点検・評価

(a) 現状

就職支援のため、カリキュラムに基づく大学教育の延長として進路支援を位置づけ、講義内容にキャリア教育的な要素を取り込む活動を推進する活動が3年目を迎えた。先述の卒業後評価に基づく改善はもちろんのこと、平成26年度は健康栄養学科1年生に加え、保育科2年生向けにも「社会人基礎力講座」の講義を実施し、企業の専門職従事者や人事部の採用担当者、ハローワークのジョブサポーター制度を活用した履歴書指導、学内企業展の開催など、進路支援と密接に関わる講義を展開した。また、外部講師による作文添削も実施した。これらの取り組みは、平成24年度まで活用していた本学中京短期大学部キャリア進路委員会が編纂した「就職活動支援ノート」を大幅に改編し、自己分析から内定後のお礼状の書き方まで一貫した指導体制を構築している。

また、課外活動として同短期大学部の教員4名が顧問となり、公務員対策講座（通称：対公研）を実施し、平成26年度は2名が保育士公務員職に合格した。

【表Ⅱ-5 平成26年度就職状況（確定値）】

	総数	就職希望者	就職決定者	就職率	専門職	専門職就職率	進学希望者	進学決定者	その他
保育科	88	74	74	100%	65	88%	4	4	10
健康栄養学科	59	53	52	98%	23	44%	1	1	6
合計	147	127	126	99%	88	70%	5	5	16

【表Ⅱ-6 平成25年度就職状況（確定値）】

	総数	就職希望者	就職決定者	就職率	専門職	専門職就職率	進学希望者	進学決定者	その他
保育科	66	64	64	100%	64	100%	2	2	0
健康栄養学科	30	18	17	94%	9	53%	8	8	5
合計	96	82	81	99%	73	90%	10	10	5

【表Ⅱ-7 平成24年度就職状況（確定値）】

	総数	就職希望者	就職決定者	就職率	専門職	専門職就職率	進学希望者	進学決定者	その他
保育科	70	65	65	100%	60	92.3%	2	2	3
健康栄養学科	46	43	42	97.7%	31	73.8%	1	1	3
合計	116	108	107	99%	91	85.0%	3	3	6

進路支援に対する評価については、毎年年度末に学生へのアンケート調査を行っている。学生支援部による対応の評価については、平成26年度に、保育科34%、健康栄養学科28%が満足している。担任については、平成26年度に、保育科が38%、健康栄養学科38%が満足している。

【表Ⅱ-8 平成26年度保育科の卒業生の進路支援評価】単位：人(%)

	満足	やや満足	普通	やや普通	不満足	計
学生支援部の支援	9(12%)	16(22%)	42(58%)	5(7%)	1(1%)	73(100%)
担任など教員の支援	9(12%)	19(26%)	37(51%)	6(8%)	2(3%)	73人(100%)

【表Ⅱ-9 平成26年度健康栄養学科の卒業生の進路支援評価】単位：人(%)

	満足	やや満足	普通	やや普通	不満足	計
学生支援部の支援	5(9%)	10(19%)	31(57%)	5(9%)	3(6%)	54(100%)
担任など教員の支援	9(16%)	12(22%)	29(54%)	2(4%)	2(4%)	54(100%)

不満足であった理由として、対応が遅い、教員によって対応が大きく異なる、(地方出身者の)地元就職が弱い、面接試験の練習をして欲しい、などの意見がみられた。

(b) 課題

(6) 就職率、専門就職率の低下

平成 25 年度の卒業生の就職率は 96%、専門職就職率 90%であったが、平成 26 年度の就職率は 99%で上昇したが、専門職就職率 70%に減少している。

[区分基準Ⅱ－B－5 入学者受け入れの方針を受験生に明確に示している]

■基準Ⅱ－B－5の自己点検・評価

(a) 現状

入学者受け入れの方針は学生募集要項に記載されており、オープンキャンパスや説明会等を通じて、受験生一人ひとりに分かりやすく丁寧に説明している。募集活動については募集戦略に基づき、業務内容を分業してその体制を整えている。また、本学では多様な入試制度があり、それぞれに応じて受験生の学力、意欲、本来持っている能力等の検査が公正かつ正確に行われている。

入学手続き終了後の対応については、入学直後に必要となる情報を郵送で提供すると共に、学習に対する動機づけや各学科における教育に対する理解を向上させることを目的として、入学前導入教育を実施している。また入学後の学習や学生生活を円滑に進めるために、入学式後に新入生ガイダンスを 2 日間実施し、その中では学生ハンドブックを通して建学の精神の理解や科目の履修方法、資格取得に向けた心構え等、教学的、総務的、学生支援的な内容を指導している。さらに入学直後には新入生歓迎会として、2 年生が中心となってスポーツ大会を企画し、学生、教職員が一体となって取り組むことで学びへの期待を膨らませ、学生と教職員及び学生相互の人間関係を築く場としている。

(1) 学生募集要項の入学者受け入れの方針及び受験生対応の明示について

学生募集要項には入学者受け入れの方針を明確に示しており、受験生などの対応についても、進学ガイダンス、オープンキャンパス、進学説明会、学校訪問などを通して説明を行うとともに、メールや電話での問い合わせについても、学科内容や入試制度についての質問にも分かりやすく説明し、資料も送付するなどして親切且つ適切に対応している。

(2) 学生募集について

入試広報委員会においては募集戦略、オープンキャンパス等のスケジュール等を協議し、パンフレット作成、高校訪問、進学説明会等の実務は事務局大学共通の入試広報部として 9 名の専任職員、1 名の兼任職員、1 名の教員を中心に進めている。また、入試広報部内で広報担当者と入試を含む事務担当者とに業務内容を分業し、その体制を整えている。学科の教員は年 7 回に及ぶオープンキャンパスにおける模擬講義や相談コーナー、数多くの出前講義、高大連携授業などを通して深く関与している。

(3) 入学の選抜方法について

多様な入試制度に特色を持たせ、筆記試験あるいは面接試験を通して、学力、意欲等、受験生が本来持っている能力を判定することとしている。選抜は公正か

つ正確に行っているが、大学全入時代で多様な学生を受け入れているのが現状である。本学の入試選抜方法は、A0 入試自己推薦、A0 入試スポーツ推薦、指定校推薦、一般推薦、特待生入試、一般入試、社会人入試に分別され、大まかな流れは次の通りである。①願書受付、②受験票送付、③試験実施、④試験採点、⑤入試広報委員会による合否判定会議、⑥教授会にて合否報告、⑦合否通知

(4) 入学手続き者が入学するまで及び入学後の対応について

入学後に必要となる経費等、入学式・ガイダンスの案内、テキスト等の案内を送付するとともに、推薦入試等で早期に入学が確定した学生の学習意欲や本学・各学科における教育に対する理解向上、学習に対する意識付けのため、専任教員によるレポート課題やピアノ実技などの入学前導入教育の案内、実施をしている。また、入学後の学習や学生生活のためのガイダンスを入学式後に 2 日間に渡り実施し、本学の建学の精神や科目の履修方法、資格取得に向けた心構えなどを学術的な内容や物品購入、授業料納入等の総務的な内容を指導している。さらに、これから始まる学生生活に関する学生支援的な内容等を説明することで不安を取り除き、短期大学部での学びへの期待を高めるとともに、学生と教員、学生相互の人間関係を築く場として入学直後に新入生歓迎会としてスポーツ大会など 2 年次の学生が企画を行い、実施している。

(b) 課題

(7) 学生募集要項の入学者受け入れの方針及び受験生対応の明示について

入学者受け入れの方針を受験生に明示されてはいるものの、実際には基準を十分満たしていない入学者もいるのが現状である。これは、大学全入時代の中で本学としては受け入れざるを得ないのが現実であり課題である。

(8) 入学の選抜方法について

入試区分はさまざまであってもその選抜については「書類審査+個人面接」の試験がいくつかある。それについては A0 入試と指定校推薦入試、一般推薦入試があるが、実際には面接試験の中身に差がないのが現状であり、どの入試で受験してもその差がないことが課題である。

(9) 入学手続き者が入学するまで及び入学後の対応について

入学前導入教育を実施することでリメディアル教育や学習の動機づけを行うこと、また入学後の生活支援や学習支援を文書のみで適切に行っていくことができるのが課題である。

入学式の翌日以降 2 日間に渡り、新入生オリエンテーションを実施しているが、一度に様々な部署の話聞くことで、新入生は十分な理解ができないまま終わってしまう。友人関係もまだ成り立っていない状況の中、誰に何を聞いて良いのかも分からず、重要なことが不明のまま進んでしまうことが課題である。

テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

(1) 厳格な成績評価方法の導入と教育の質保証システムの構築 【Ⅱ-B-1 課題(1)への対応】

単位認定について、再試験受験者や単位未修得者数に科目間でばらつきが見られる。今後、科目毎の GPA を算出し教科間の評価基準について見直しを行うと同時に、本学独自の成績評価ガイドラインについての教員間の共通理解を得るための FD 活動、さらに厳格な成績評価のための教授法の改善、評価基準の作成、評価方法の見直しの FD 活動を実施する。

新たに今年度後期に実施した授業アンケートとそれに連携して改訂された学習成果レビューシート結果を集計分析しその内容の活用方法を検討するとともに、目的に対してどの程度機能しているか検証する。授業アンケートを活用した教育の質保証システムとして、PDCA サイクルを機能させるための仕組みの構築を行う。

FD フォーラムをはじめ、外部機関の FD 研修会や FD 報告集などを参考に、教員それぞれが授業改善に結びつけることができる FD 活動の在り方を検討する。その際に、本学としての「魅力のある授業」の位置づけを明確にし、非常勤教員を含めた教員間でコンセンサスを図ることが求められる。

(2) 学習成果の獲得に向けた教職員による支援体制の充実【Ⅱ-B-1 課題(2)への対応】

問題を抱える学生について教職員による支援体制を整える方策として学習支援室の設置、教職員による学生支援コーディネーターを行う体制を整えることを検討する。幅広い知識を持った職員の育成に対しては、さらなる SD 活動と外部研修により対応する。学生支援部の職員組織の整備についても検討する。

(3) 学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術資源の有効活用 【Ⅱ-B-1 課題(2)への対応】

今までの教員による選定図書購入システムを踏まえ、必要度の高いものを優先的に購入する仕組みを検討する。限られた資源を有効活用するため、希望図書の早期の入荷、返却期限の厳守など利用促進を図るとともに、ラーニングコモنزの実現も視野に入れ、学生の学習向上のための支援の充実を図る。

(4) 入学前導入教育等による基礎学力向上のための支援 【Ⅱ-B-2 課題(4)への対応】

今年度末に実施した入学前導入ガイダンスをより実りあるものにし、入学前導入教育から学習の動機づけを行い、入学後の学習に繋がるよう改善していきたい。そして入学後のガイダンスにおいて、学科の学習成果の獲得に向けて、基礎教育科目および専門教育科目の学習方法や到達目標の理解を図りたい。合わせて専門の知識技能を支える人間性の向上のための理解もできるようにしたい。また、入学後のプレイスメントテストをもとに、基礎学力が不足する学生のレベルアップ補講も行い、組織的な学習支援が行えるよう検討したい。そして、授業アンケートや自己評価アンケートなどを行い、学習成果の査定により改善につなげたい。学習成果の獲得のために用いていたリフレクションカードを学生の自己管理能力が身に付く方法に転換していきたい。

(5) 学園行事、同好活動などの学生への支援体制 【Ⅱ-B-3 課題(5)への対応】

学生が主体的に参画する活動となる新入生歓迎行事や学園祭においては、学生委員会が主体となり活動計画を事前に立て、長期計画の元で学生が円滑に活動しやすい体制づくりを行い、学部全体の参加率を新入生歓迎行事で9割以上、大学祭を8割以上の目標し、学生活動の披露の場とする。また同好会活動においては、瑞浪キャンパス全体での学生の周知の強化や活動を報告する場を設け、円滑に運営できる活動環境を向上する支援体制をつくる。有意義な学生生活のための設備充実やバリアフリー化については、単一年度ではできないことから、長期的な計画案を作成する。

(6) 就職率改善のための就職支援の改善 【Ⅱ-B-4 課題(6)への対応】

進路支援については、「社会人基礎力講座」を軸に支援体制を構築している。健康栄養学科の取り組みを踏まえて、平成26年度前期に保育科2年生に対して実施したが、6月以降に実習に入るため、それまでに履歴書を作成しなければならない。そのため、今後は講義の進め方を実習に合わせて変更すべきかどうか検討する。

(7) 入試の評価基準の精査および統一 【Ⅱ-B-5 課題(7)への対応】

入試時に基準のバラつきがないように今年度より評価基準を精査し、より分かりやすいようにして実施したが、面接官の意識が統一されていない面もあり、具体例を挙げて評価の統一を図る。尚、基準を十分に満たしていない入学者に対しては基準を満たすように学習面の補習教育を行う。

(8) オリジナルワークブックによる学習成果の測定 【Ⅱ-B-5 課題(8)への対応】

「書類審査+個人面接」試験を実施する。その後、入学が決定した時点で本学のオリジナルワークブックを実施することで本人のこれまでの学習成果を明確に測る。

(9) 入学前導入教育ガイダンスの実施及び入学後の対応について 【Ⅱ-B-5 課題(9)への対応】

現在のところ、保育科の希望者のみのピアノレッスンが唯一のスクーリング指導である。またこれまで行ってきた郵送による課題の提示や添削指導には限界があるので、入学予定者が来校し、各学科の教育方針を知り模擬授業を受け、先輩の話等を直接聞ける機会を与えたい。(入学前導入教育・ガイダンス)

新入生オリエンテーションについては、十分に理解できなかった内容はそれぞれ異なると思うので、再度、部署ごと、もしくは各クラス担任が理解できていない学生を集め、時間を定めて説明をする。

[提出資料・備付資料]

提出資料 大学案内2014、学生ハンドブック2014、オリエンテーション配布資料、学生募集要項2014、料シラバス2014、ウェブサイト

備付資料 インデックス99、4つの力と11の要素、教職員手帳、オリエンテーション配布資料、学籍簿、学生調査票、学生進路一覧、基礎演習資料、学園祭資料、学習成果レビューシート、入学前導入教育一式、カリキュラムマップ、真剣

味サイクル、保育士資格、意識調査アンケート、中京短期大学部特別奨学金、FD 研修会資料、ILL 料金相殺サービス、WEB 履修登録、推薦函選定、学外実習、管理栄養士国家試験準備講座資料、保育科発表会プログラム、社会人基礎力講座、対公研、フレッシュマンホームカミングデー、ボランティア活動、就職活動支援ノート、ジョブカード

■基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

(1) カリキュラムマップの整備 【Ⅱ-A 改善計画(1)への対応】

学位授与の方針をより明確に示すために、教育研究上の目的としての保育学及び栄養学に関する専門的知識及び技術とそれを支える豊かな人格、識見（学士力）を示すカリキュラムマップを整備し、学生ハンドブックに掲載する。

(2) 授業アンケートによる点検 【Ⅱ-A 改善計画(2)への対応】

授業アンケートを継続して行い、自己評価や成績評価を通じて学習成果の向上と点検を行う。

(3) カリキュラムマップの活用 【Ⅱ-A 改善計画(3)への対応】

教務委員会を中心に定期的にカリキュラムマップを検討し再構築する。

(4) 高大連携保育クラス会議実施 【Ⅱ-A 改善計画(4)への対応】

高大連携保育クラス会議を定期的（月 1 回）に実施することで見直しを図り、高校とのカリキュラムの連動性を高める。

(5) 多角的な評価手法の構築 【Ⅱ-A 改善計画(5)への対応】

GPA・授業評価アンケート・学習レビューシート・に加えて新たに4つの力と11の要素ルーブリック評価を関連させた評価する方法を構築すること。

(6) シラバスの改善 【Ⅱ-A 改善計画(6)への対応】

シラバスを「4つの力と11の要素」の重点項目と科目間の横断的な関係を明記する形に改める。

(7) 教員面談の定期的な実施 【Ⅱ-A 改善計画(7)への対応】

学部長、学科長がそれぞれの学部、学科の教員と面談し得意分野、性質、希望等の把握に努める。

(8) 合同学科会の運営法改善 【Ⅱ-A 改善計画(8)への対応】

合同学科会の開催を年間計画として当初から明示すること。また内容についても連絡事項だけに止まらず計画性を持って実施すること。

(9) オリジナルワークブックの取り組み 【Ⅱ-A 改善計画(9)への対応】

「書類審査＋個人面接」の試験を実施する。その後、入学決定後に本学のオリジナルワークブックを実施してもらいその結果を基に、入学後は習熟度別にクラスを2～4つに分けて補習を行い最終的には各学科として必要な基礎学力を身に付けさせる。(具体的には週2日、放課後45分間程度)

(10) 補習授業実施 【Ⅱ-A 改善計画(10)への対応】

入学後に「履修が望ましい教科」を履修していない学生及びワークブックを通じて一定水準に到達していないと判断された学生は、習熟度別にクラスを2～4つに分けて補習を行い最終的には各学科として必要な基礎学力を身に付けさせる。(具体的には週2日、放課後45分間程度)

(11) 科目間及び行事と科目間の連携 【Ⅱ-A 改善計画(11)への対応】

科目間連携会議の開催、科目間連携、行事間連携をシラバスへ明記すること。

(12) 実習先、就職先の実態把握 【Ⅱ-A 改善計画(12)への対応】

実習先、就職先アンケートを作成する。同時にヒアリングペーパーも作成する。そして、これを活用して学生の実態を測るシステムを構築すること。

(13) 「食とスポーツコース」資格取得及びカリキュラム再考 【Ⅱ-A 改善計画(13)への対応】

「食とスポーツコース」のカリキュラムについて、資格の有効性とそれに代わる資格について(アスリートフードマイスター資格の取得)を、教務委員会を中心に学科と連携して検討すること。

(14) ルーブリックの導入 【Ⅱ-A 改善計画(14)への対応】

「4つの力と11の要素」ルーブリックを作成し導入すること。またこれを用いて共通の評価が可能になるように、教職員に周知すること。

(15) FD活動による共有化と改善 【Ⅱ-A 改善計画(15)への対応】

両学科とも学科会での調査報告を通じて、講義別に提示された課題をまとめ、FD活動の一環として位置づけ情報の共有化を図る。

(16) 新たな調査法方法の確立 【Ⅱ-A 改善計画(16)への対応】

ヒアリング形式・アンケート形式を再度見直して改善を図り、新たなヒアリング形式及びアンケート形式を確立する。

(17) 厳格な成績評価方法の導入と教育の質保証システムの構築 【Ⅱ-B 改善計画(1)への対応】

成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用しているが、さらに厳格化を進めるためには、GPA等を活用し各科目間による評価の差異を把握し、学科会・委員会等で原因を考えながら進め、成績評価ガイドラインを検討する。アクティブラーニングなど

を含めた教授法の改善、評価基準の作成、評価方法の見直しを、学内外のFD研修会や報告集をもとに検討を行う。授業アンケートおよび学習成果レビューシートによる集計・分析を行うとともに授業アンケートを活用した教育の質保証システムとして、PDCAサイクルを機能させるための仕組みの検討を行う。

そして各教員が作成するシラバスには達成目標・到達目標・授業内容・事前事後学習の内容・授業時間数・成績評価の方法、基準・教科書・参考書等必要な項目が明示されており、「何のために、何を学び、どのような力がつくのか」が学生の立場に立って分かりやすく書かれている。今後は建学の精神からつながる「4つの力と11の要素」の具体的要素を明記し、さらに方向性を明確化させることが必要である。

(18) 学習成果の獲得に向けた教職員による支援体制の充実 【Ⅱ-B改善計画(2)への対応】

幅広い知識を持った職員の育成を図るために、SD活動の充実と外部研修の積極的な参加を啓蒙し、学生支援部の職員組織の整備計画を立案する。

(19) 学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術資源の有効活用 【Ⅱ-B改善計画(3)への対応】

図書紀要委員会と図書メディアセンターとのにより、必要度の高い図書の選定と早期に開架するよう業務の流れを検討し、図書の利便性向上を図る。限られた資源を有効活用するため、図書メディアセンターが中心となって図書の利用促進を図るとともに学生の学習向上のための支援の充実を図る。

(20) 入学前導入教育等による基礎学力向上のための支援【Ⅱ-B改善計画(4)への対応】

今年度末に実施した入学前導入ガイダンスをより実りあるものにし、入学前導入教育から学習の動機づけを行い、入学後の学習に繋がるよう改善していきたい。そして入学後のガイダンスにおいて、学科の学習成果の獲得に向けて、基礎教育科目および専門教育科目の学習方法や到達目標と合わせて専門の知識技能を支える人間性の向上のための要素が分かり易いようにカリキュラムマップにして説明し、学期末に自己評価アンケートで振り返りを行ない、学習成果の獲得状況を学生教職員が確認できるようにする。そしてリフレクションカードから自己管理シートに変更し、学生の自己管理能力を高め、学習成果の獲得を向上させる。

また、入学後のプレイスメントテストをもとに、基礎学力が不足する学生のレベルアップ補講も行い、組織的な学習支援を行っていく。

(21) 学園行事、同好活動などの学生への支援体制 【Ⅱ-B改善計画(5)への対応】

新入生歓迎行事や学園祭においては、学生実行員を招集する時期を早め、活動計画に基づいた準備・円滑に運営できる活動環境づくりを支援し、満足度などをアンケートなどで調査する。同好会活動については今年度の同好会費使用状況を生かし、より多くの学生が活動的に行うための同好会規約の改定を計る。

有意義な学生生活のための施設充実については、学生の意見をアンケートにて調査し、28年度から実施できる長期計画案を作成する。

(22) 就職率改善のための就職支援の改善 【Ⅱ-B 改善計画(6)への対応】

保育科 2 年生向けに開講する社会人基礎力講座の時間割を、週 2 回に設定するよう関連部署と調整し、平成 27 年の 6 月上旬には終了するように講義内容を検討する。外部講師の時間調整も 26 年度内に完了する。

(23) 入試の評価基準の精査および統一 【Ⅱ-B 改善計画(7)への対応】

今年度、評価基準の見直しを図り改善した書式で実施した。しかし、依然その内容について面接官の評価基準の意識にバラつきが見られた。それを統一するために具体例を示し、面接官全員が共有することで意識の統一を図る。また、入学決定後は入学するまでに本学のオリジナルワークブックを実施して頂き、その結果を基に習熟度別にクラスを 2~4 つに分けて補習を行い最終的には各学科として必要な基礎学力を身に付けさせる。(具体的には週 1 日、放課後 45 分間程度)

(24) オリジナルワークブックによる学習成果の測定 【Ⅱ-B 改善計画(8)への対応】

試験後、入学が決定した時点で本学の学科ごとに入学後に必用とされる基礎学力を把握するための本学オリジナルのワークブックを作成し、それを実施することで本人のこれまでの学習成果を明確に測定する。

(25) 入学前導入教育ガイダンスの実施及び入学後の対応について 【Ⅱ-B 改善計画(9)への対応】

次年度の入学予定者より「入学前導入教育・ガイダンス」として 3 月 8 日(日)に実施した。学部及び学科として入学予定者に予め伝えておきたい方針や、模擬授業、卒業生、在校生との交流を通じて、学習面や生活面の不安を少しでも解消し、高校生活から大学生活へスムーズに移行させることがねらいであり、極めて有効であった。また、オリエンテーション終了後にその理解が不十分な学生を集め、不十分であった箇所について関係する部署ごとに再度担当者より簡潔に説明してもらう。

◇基準Ⅱについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。

特になし

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**■基準Ⅲの自己点検・評価の概要**

本学の教員資格については、中京学院大学中京短期大学部諸規程集に、短期大学設置基準並びに養成施設の教員資格に準じた資格認定基準が示されており、選考基準は整備されている。また非常勤教員の採用も、短期大学設置基準並びに養成施設の教員資格要件の規定を満たしている。同規程集の教員任用基準第1条に基づき教員資格認定審査会が行っており、構成員は、学長及び若干名の教授をもって組織され、審査結果を常任理事会に報告し、承認を得て理事長が資格認定の正式発令を行う。

専任教員は、真正な学位を保有し、教育、研究業績等は短期大学設置基準の規定を充足している。

保育科では、保育士養成課程と教職課程（幼稚園教諭）を有するため、設置規準に定められた専任教員を適正に配置し、必要に応じて非常勤講師を配置している。

健康栄養では、医師免許を有する教員が必要な科目に非常勤教員を配置している。また、健康栄養学科では、栄養士養成施設としての学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員（実験実習助教および助手）を3人配置している。

教員組織として課題となるのは、ユニバーサル化している学生の入学による学力的に幅広い学生と人間性にも多様な学生が在学しているため、補習指導、学生指導、習熟度別指導などの体制整備に向けた教員配置があげられる。

研究活動は、教員各自の研究領域、関連するテーマ及び教育課程関連テーマなどに計画的に展開され、一定の成果を上げている。研究成果は、本学「研究紀要」を年1回発行し、研究成果を発表する機会を確保している。「研究紀要」は図書紀要委員会が中心となり、投稿の申し込み、査読編集、執筆者への校正依頼などを行い、編集発行している。平成18年度から専任教員個々人の研究活動の状況については、1年間の業績リストを「研究紀要」に掲載することによって公開している。また、本学ホームページの教員紹介ページにおいても、専任教員の研究業績を公開している。ほとんどの教員は外部からの研究費の調達を行っておらず、科学研究費助成金についてはその申請手続きなど関連書類の配布や教授会で全教員への周知を図り、その調達を奨励しているが採択には至っていない。内部研究費は、平成19年度からは、直近5年間の研究業績をもとに研究費支給額が決定されることとなった。提出された研究業績書と実資料のチェックおよびその妥当性について紀要委員会にて厳格に審査し、この結果に基づき研究費配分案を作成し、平成26年度個人研究費の確定に至っている。個人研究費の使用については、「個人研究費の取扱について」に規定されている。最近の研究費の使途が授業準備や校務のために使用する消耗品費が多く含まれており、使途については厳密な取り決めを設定することも必要であると思われる。

研究の科学的正当性、倫理的妥当性に関して必要な事項を調査及び審査することを目的として「研究倫理委員会規程」を定め、「研究倫理審査会規程」、「研究倫理指針」に基づいて審査が行われている。本学ではヒト又は動物を対象とした研究を行い本学紀要に投稿する場合は、倫理審査を受けることを義務化した。

専任教員の研究室については、概ね一人一部屋の割合で設けられている。しかし、

実験を伴う研究をしている教員の実験室の確保は困難である。また、パソコンなどの情報処理機器やインターネットなどの情報検索・収集・管理などの設備も一応整っているが校務に関する事務処理が使用目的であり、情報セキュリティの関係で使用上でのさまざまな制限があり、十分な研究環境とはいえない。

一部の教員を除いて専任教員の研究日は週1日確保されているが、研究時間の確保については充分とはいえない状況である。専任教員は、授業準備・学生の指導等の業務遂行のため、まとまった研究時間を確保するのが難しいのが現状である。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は設けていない。

教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、「FD 評価委員会規程」を整備して、FD 評価委員会を構成し、FD 活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。

学生の出席状況の把握と問題のある学生への対応に関しては、学科教員同士と学生支援部が連携して学生の指導に当たっている。

図書館と教員は推薦図書（視聴覚教材含む）選定や研究図書購入に関する連携、入試広報部が内外のイベントに学生を登場させる際にも連携が図られ、学生の活躍の場を創造し学生の経験値を高める努力をしている。精神的に問題を抱える学生については「学生相談室」のカウンセラーと担任教員、学生支援部との連携が図られている。

本学における教育研究活動に関する課題としては、『教育活動に直結する研究活動の活性化』『共同研究活動の推進』『科学研究費補助金等の外部研究費の獲得』などがあげられる。

事務組織は、学園の定める「組織、管理および事務分掌規程」に基づいて総務部、入試広報部、学生支援部、図書メディアセンター事務室を置いている。中京短期大学部の所在する瑞浪キャンパスにおいては、キャンパスを共有する看護学部と業務の一元化を図っている。事務組織の責任体制は、組織、管理及び事務分掌規程により各部門の分掌を定めており、その管理についても学園諸規程のもと明確に定めている。

教授会の下部組織である各種委員会の会議に参加しており、学生の学習環境の整備、実習先機関との調整、その他教学に関する支援について教員と連携している。

事務室には、大学のネットワークにアクセスできる情報機器を整備して事務処理に当たっている。また、業務遂行上必要な機器備品について整備している。学生支援部については独立した事務室を設けて学生への支援を行っている。

防災対策については、年1回、学生教職員が参加する避難訓練を実施している。情報セキュリティ対策については、学園の定める情報管理規程、情報セキュリティ規程等の定めるところによりセキュリティ対策を講じている。

事務職員の職能について、学園本部人事部が主導し、毎年、一般事務職員に対して職能研修を実施しており、日常的にはOJTを通じ、専門的職能および適性をふまえた職員育成を展開している。明確なSDとしての活動はない。

事務組織における課題は、『短期大学部と看護学部が同キャンパスに存在することからの事務の効率化と教員との連携』『専門的職務能力の一層の向上』『SD活動の実施』『危機管理意識の醸成のための』が挙げられる。

教職員の就業など人事管理に関しては法人本部人事部が主管しており、日常の労務管理など業務運営については、その指揮のもと各キャンパスの総務部を通じて遂行さ

れている。

円滑な業務運営および組織秩序の維持のために教職員の就業に関する諸規程を整備しており、これらの規程を確実に運用して教職員の就業を適正に管理している。また、昨今の労働法規の改正（労働契約法等）や労働環境の変化に伴い、平成 27 年 4 月 1 日施行に向けて就業規則等の変更を行った。

これらの規程は、「学校法人安達学園諸規程集」として収録し、主要部署での備え付け、学園ポータルサイトに掲載により教職員がいつでも閲覧できる状態になっている。

教員の採用に関しては「中京学院大学教育職員任用規程」、昇任に関しては「中京学院大学教員資格審査会規程」および「中京学院大学教員資格審査会規程細則」に基づいて適正に運用されている。

人事管理に関する課題は、平成 27 年 4 月 1 日に施行される「改正パートタイム労働法」、平成 25 年 4 月 1 日に施行された「労働契約法」そのた法改正への適正かつ迅速な対応、大学の教員等の任期に関する法律で採用された大学教員の更新基準の明確化があげられる。

本学の位置する瑞浪キャンパスの施設設備は、その大半を看護学部と共有している。

本学の収容定員は、健康栄養学科 140 人（入学定員 70 人）、保育科 200 人（入学定員 100 人）であり、校地の基準面積は、瑞浪キャンパスの校地面積が 21,978 m²であり基準を十分満たしている。

校舎面積については、専用校舎面積 1,791 m²、共有校舎面積 6,591 m²、計 8,382 m²の校舎を有しており、基準を満たしている。

教室等については、普通教室を 35 教室・大教室 2 室（共に看護学部と共用）、演習室を 11 室（内音楽演習室 3 室）、実験室 1 室、調理実習室（集団調理実習室含む）3 室、コンピュータ演習室 1 室を整備している。

健康栄養学科においては、調理実習に対して集団調理実習室を含め実習室が 3 室あり、業務用の調理器具、調理台映写カメラ及びモニタ等整備している。

保育科においては、専用の音楽室を設けるとともにピアノ個人レッスン室を 19 室設けており学生のピアノの練習に常時開放している。

購入図書選定は、年間購入図書予算に基づいて、専任教員及び非常勤講師に対して推薦図書選定を依頼し、その後図書紀要委員会で購入の適否を検討している。廃棄については、廃棄対象の図書について図書紀要委員会で適時検討している。図書館は、瑞浪図書メディアセンターとして看護学部との共用で面積 576.78 m²に 1 階 68 席、2 階 98 席の図書閲覧室を整備している。また、2 階には平成 26 年度に PC32 台増設し、PC48 台を設置し情報検索室としても利用している。

障がい者に対する対応としては、一部に手すりやスロープを設置しているが、全建物にわたっての障害者用支援対策は整備されていない。

校地、校舎、施設設備に関する課題は、校舎、施設設備の適正管理、継続的整備、障がい者への対応整備があげられる。

施設設備の維持管理については、安達学園の定める「固定資産及び物品管理規程」「経理規程」「経理規程施行細則」「防火及び防災管理規程」「情報管理規程」「情報セキュリティ規程」等の各規程のもとに対策を講じており、それぞれ台帳管理をしているとともに固定資産については、現品棚卸しを実施している。

火災防止対策については、安達学園の定める「防火及び防災管理規程」の規定に基づき、消防計画を定めるとともに定期的に消防用設備の点検、更新を行っている。また、年1回避難訓練を実施している。

情報セキュリティ対策については、学園の情報施設部が主導となり、規程の定めるところにより管理、対策を行っている。

施設設備の維持管理については、校地校舎及び施設設備の適正な維持管理の実施、災害時の被害軽減のための対応が挙げられる。

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。

まず、技術サービスに関して、本学のネットワークである PC 教室の利用に関して学生ハンドブックに記述するとともに、新年度オリエンテーション時に利用の際の注意事項の伝達を行っている。

専門的な支援に関して、一般教育科目として「情報処理法」「情報分析法」等の科目を開講しており、これらの科目を履修することによって、Word や Excel 等の情報技術を十分に習得することができる。また、個別の学生に対するしては、適宜本学図書メディアセンター職員が対応している。

施設に関して、本学では PC 端末を、パソコン教室、図書館 2 階、学生支援部横にそれぞれ学生が利用できるコンピュータを設置している。すべてインターネットへの円滑なアクセスを可能とするギガビットネットワーク（学生支援部横を除く）を整備しており、学生は当該ネットワークに対して上記のコンピュータより有線 LAN 接続が可能となっている。加えて学内無線 LAN (cgu_WiFi) を解放しており、学生が所有する PC やタブレット端末、スマートフォンなどからインターネット接続が可能となっている。

ハードウェアに関しては、実習科目で利用するための視聴覚機器（小型プロジェクタ 9 台、電子黒板一体型単焦点プロジェクタ 4 台、書画カメラ 1 台、スキャナ 11 台、ほか）や、マイクシステム（3 教室）、その他音響映像機器を整備している。

なお、学生の適正な情報端末の利用のため、有害ソフトフィルタリング機能を付加し、全パソコンに対してウィルス対策を施している。

本学教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して、多くの専任教員が、授業において DVD やビデオの視聴を組み込んでおり、実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業も行っている。

教職員全体を対象とした定期的なコンピュータ講習等は実施せず、適宜情報施設部職員が対応をしている、ただし、新規ソフトウェアが導入された際には、教職員に対する講習会を適宜開催し、マニュアルを情報施設部・図書メディアセンターが共同で作成、配布している。

教育資源に関しての課題は、学生・教職員に開放している学内無線 LAN (cgu_WiFi) のセキュリティ対策、リテラシー対策があげられる。

学園全体の資金収支及び消費収支過去 3 年間の状況は決して良い状況であるとは言えないが、改善傾向はみられる。

平成 24 年度 2 億 6 千万、平成 25 年度 7 千万、平成 26 年度については消費収入超過額 4 千万となっている。また、短期大学部単独でみると、当年度消費支出超過額は、

平成 24 年度 5 千万、平成 25 年度 8 千万、平成 26 年度 3 千万となっている。短期大学部だけを見ると各年度とも支出超過になっている状況であり、決して良い状況であるとは言えない。この状況の主な要因は学生数の確保状況と奨学金の増加である。ただし、学生の確保状況は改善傾向である。

貸借対照表の数字としては、本学園の特徴でもあるが、借入金(長期・短期)の無い運営を行っており、健全であると言える。また、毎年流動資産が減少していたが、平成 25 年度にプラスに転じている。

資金運用については資金運用規定及び資金運営管理委員会細則により、適正に運用されている。また、過去のリーマンショック以来、金利が発生していない有価証券等塩漬けになっていたものも、昨今の社会情勢により、金利発生や早期償還になり順調に推移している。

【テーマ 基準Ⅲ－A 人的資源】

【区分 基準Ⅲ－A－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している】

■基準Ⅲ－A－1の自己点検・評価

(a) 現状

平成 26 年 5 月 1 日現在の専任教員数は次のとおりである。

【表Ⅲ-1 中京短期大学部の専任教員表】

平成 26 年 5 月 1 日現在

学科・専攻名	専任教員数					設置基準で定める教員数		助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	[イ]	[ロ]			
健康栄養学科	4	3	3	2	12	5	—	2	7	
保育科	4	2	5	0	11	8	—	0	9	
(小計)	8	5	8	2	23	13	—	2	16	
[ロ]						—	4			
(合計)	8	5	8	2	23	13	4	2	16	

注 1) [イ]は各学科（保育科：入学定員 100 名、健康栄養：入学定員 70 名）の入学定員による教員数、[ロ]は短期大学全体（入学定員 170 名）の入学定員による教員数

本学の教員資格については、中京学院大学中京短期大学部諸規程集に、短期大学設置基準並びに養成施設の教員資格に準じた、教授、准教授、講師、助教の資格認定基準が示されており、選考基準は整備されている。また非常勤教員の採用も、短期大学設置基準並びに養成施設の教員資格要件の規定を満たしている。同規定集の教員任用基準第 1 条には、「本学教員採用、昇任、および降格の審査には、教員資格認定審査会が当たる。(以下略)」と規定されており、教員の採用、昇格、昇任及び降格の審査は、教員任用規程に基づき教員資格認定審査会が行っている。この審査会の構成員は、学長及び若干名の教授をもって組織され、当該教員の履歴、研究業績、教育活動、校務活動等について検討し、昇任を認めた場合には、審査会委員長がその履歴、研究業績などについての審査結果を常任理事会に報告し、承認を得て理事長が資格認定の正式発令を行う。

23 名（保育科 11 名、健康栄養学科 12 名）の専任教員は、真正な学位を保有し、教育実績、研究業績、制作物発表等は短期大学設置基準の規定を充足している。教員採用の際には、教員資格審査会で、履歴書、研究業績書など教授を中心とした委員より審議の上、常任理事会において採用を決定している。

保育科では、保育士養成課程と教職課程（幼稚園教諭）を有するため、設置規準に定められた専任教員を適正に配置し、また現場経験豊かな専任教員も複数含んでおり、その他必要に応じて非常勤講師を配置している。

健康栄養では、医師免許を有する教員が必要な科目があり、非常勤教員として配置している。

保育科では、とくに補助教員を配置していないが、健康栄養学科では、栄養士養成施設としての学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員（実験実習助教および助手）を3人、配置している。「基礎演習Ⅰ」、「基礎演習Ⅱ」ではグループワークの授業形態がとられる事およびその準備などの必要もあるので、助教および助手を副担任という形で補助をつけている。また健康栄養学科では、栄養士資格だけではなく、製菓衛生師資格等数多くの資格を取得させることにしており、製菓衛生師資格を持った専門的な教員を非常勤として配置している。

(b) 課題

(1) ユニバーサル化している学生の入学による補習指導、学生指導、習熟度別指導などの体制整備に向けた教員配置

昨今の社会情勢により学力的に幅広い学生と人間性にも多様な学生が在学している状況で、専任教員の持ち駒数に対する担当科目数が多く、またクラス担任として課せられる様々な業務や問題も抱えなければならず、負担の多い状況である。

【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】

■基準Ⅲ-A-2の自己点検・評価

(a) 現状

研究活動は、教員各自の研究領域によって行われ、個々の専門領域に関連するテーマ及び学科の教育課程に関するテーマなどについて、計画的に展開されている。授業担当、各種委員会、入試・広報活動等の大学運営業務に多くの時間と労力を要している中で、専任教員は研究活動において一定の成果を上げている。

研究成果は、本学「研究紀要」を年1回3月に定期的に発行し、研究成果を発表する機会を確保している。「研究紀要」は図書紀要委員会が中心となり、「図書紀要委員会規程」、「研究紀要投稿規程」に基づき、投稿の申し込み、査読編集、執筆者への校正依頼など、年間スケジュールにあわせて着実に進んでいる。なお、24年度までの査読体制においても一定の機能を果たしたが、さらに論文の質の向上維持を図るため、25年度からは1論文につき2名の査読者を当て、内1名は原則では図書紀要委員とすること、査読者には査読報告書を図書紀要委員会に提出することとした。なお、最終的な掲載の可否については、図書紀要委員会で可決することとし厳格な審査体制を講じている。なお、過去5年間（平成22～26年度）における「研究紀要」の掲載論文数は下表の通りである。

【表Ⅲ-2 研究紀要論文掲載数】

年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
論文数	7	9	6	5	7

平成18年度から専任教員個々人の研究活動の状況については、1年間の業績リスト

を「研究紀要」に掲載することによって公開している。業績リストの様式は、(1)著書・総説・翻訳、(2)学術論文(審査を伴う学術誌)、(3)学術論文(審査を伴わない学術誌)・研究報告書、(4)国際会議発表、(5)学会発表、(6)紀要、(7)芸術関係、(8)所属学会の8項目を個人別に記載しており、26年度も継続して公開した。あわせて、平成22年度からの教員の研究業績の公開要請に伴い、所定の教員個人調書、研究業績書を総務部に提出することとし、毎年定期的に更新し、総務部で厳重に管理保管している。

また、本学ホームページの教員紹介ページにおいても、専任教員の研究業績として、(1)著書(執筆・翻訳など)、(2)学術論文、(3)講演・学会発表、(4)その他業績(以上各5件以内)を、学位、所属学会、専門分野、研究テーマ等とともに公開している。現在、紀要に収録された論文等はホームページでは未公開であり、タイトル、アブストラクトの公開について、他の学部との調整も踏まえて検討中である。

ほとんどの教員は外部からの研究費の調達を行っておらず、内部研究費の不十分さとともに、研究活動の低迷の一要因になっていると思われる。25年度の改善計画、行動計画に基づき、科学研究費助成金についてはその申請手続きなど関連書類の配布や教授会で全教員への周知を図り、その調達を奨励しているが、毎年数件(平成26年度は1件)を申請するものの、採択には至っていない。今後さらなる呼びかけとともに、早期に科学研究費助成金申請書の書き方、獲得を目指した勉強会、さらには学内の教員の共同研究の構想が必要である。

内部研究費は、研究費支給についての規程により平成18年度までは職名ごとに一律に規定されていたが、研究活動を活性化させより有効な研究費使用を図るため、平成19年度からは研究費支給についての規程が見直され、直近5年間の研究業績をもとに研究費支給額が決定されることとなった。この算定方法については、平成23年度までまったく変更がなかったが、平成24年度については図書紀要委員会での審議の結果、はじめて算定基準が変更され平成26年度もその変更された基準に従った。学術論文誌への投稿に比べ研究業績として評価が低い「研究紀要」への投稿がこの新たな研究費算定方法の採用により投稿へのモチベーションを少なからず高めていると思われる。

一方、研究活動における不正防止という観点から、提出された研究業績書と実資料のチェックおよびその妥当性について紀要委員会にて厳格に審査し、この結果に基づき研究費配分案を作成し教授会における承認を経て、平成26年度個人研究費の確定に至っている。

個人研究費の使用区分は、「機器・備品類」、「研究図書購入費」、「消耗品費」、「その他学会費」、「学会や研究のための出張旅費」からなり、使用区分ごとの上限額などの制約はない。用途については「個人研究費の取扱について」に規定されており、学術研究、学術研究補助活動、教材研究ごとに使用範囲が限定されている。また、使用にあたっては、「個人研究費使用願い書」あるいは「研究出張願い書」を提出し、学科長の承認を得る必要がある。研究費の支出については総務部で随時記録されるため、常に使用状況は把握可能である。最近の研究費の用途ごとの支出をみると、授業準備や校務のために使用する消耗品費が多く含まれており、本来の研究のための使用に限定するために、用途については厳密な取り決めを設定することも必要であると思われる。

研究の科学的正当性、倫理的妥当性に関して必要な事項を調査及び審査することを目的として「研究倫理委員会規程」を定め、「研究倫理審査会規程」、「研究倫理指針」

に基づいて審査が行われている。研究分野によって倫理についての考え方には差があるものの、平成 23 年度から本学ではヒト又は動物を対象とした研究を行い本学紀要に投稿する場合は、倫理審査を受けることを義務化した。研究倫理審査委員会は図書紀要委員および同委員会が必要とすると認めた本学専任の教授、准教授もしくは講師をもって構成される。倫理審査を受けようとする者は所定の研究倫理申請書に、(1)対象となる個人の人権擁護、(2)対象となるものへのインフォームド・コンセントの具体的内容、(3)研究によって生じる個人の不利益についての十分な検討、(4)研究計画の妥当性、(5)その他倫理的問題に対する配慮等の項目についてチェックリストを参照しながら記載し研究倫理審査会に提出する。研究倫理審査会は、所定の審査項目に従い審査を行い、審査結果通知書をもって通知する。研究倫理審査会は、研究が迅速に行われるよう配慮し原則として毎月開催することとし、研究倫理申請書類の提出期限を毎月末とし、翌月の図書紀要委員会開催日に倫理審査を行っている。研究倫理委員会は、平成 23 年度に発足されたこともあり、平成 24 年度において倫理に関する規程についてさまざまな調査研究・審議により改正されたが、平成 25 年度からは平成 24 年度の規程を踏襲している。なお、平成 26 年度の申請状況は、倫理審査申請が 17 件あり、審査結果は 10 件承認、4 件条件付き承認、3 件不承認であった。

本学は、専任教員の研究室については、概ね一人一部屋の割合で設けられている。しかし、実験を伴う研究をしている教員の実験室の確保は困難で、通常学生の実験・実習室で行われている。また、パソコンなどの情報処理機器やインターネットなどの情報検索・収集・管理などの設備も一応整っているが校務に関する事務処理が使用目的であり、情報セキュリティの関係で使用上でのさまざまな制限があり、十分な研究環境とはいえない。平成 25 年度には FD 評価委員会において、関係規程の調査、同キャンパス看護学科の情報セキュリティ対策の実態を調査し、研究環境の改善に努めたが効果はなく、平成 26 年度は進展がない。ほとんどの教員の研究室は、学生が訪問しやすいよう、また教員間の連絡が取りやすいように同じ棟に配置されている。

一部の教員を除いて専任教員の研究日は週 1 日確保されているが、研究時間の確保については充分とはいえない状況である。専任教員は、授業準備・授業、成績不振学生の指導、就職・実習・進路等の指導、その他の業務遂行のため、まとまった研究時間を確保するのが難しいのが現状である。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は設けていない。留学及び海外派遣の実績はほとんどない。

本学は、教育、研究、社会サービス機能の充実を図るための教員の資質開発を目的として、FD 評価委員会を中心に FD 活動に取り組んでいる。FD 活動に関する規程として、「FD 評価委員会規程」を整備して、FD 評価委員会を構成し、FD 活動の企画立案、実施状況の把握、実施効果の評価等を行っている。

本学の FD 活動として、授業改善や教員のスキル向上のため、平成 26 年度は以下の活動を行った。

(1) 学生の学習成果(SLOS)のアセスメントについて

- ①科目レベルにおける学習成果アセスメントの実施を行い、課程、機関へと集約し

ていくことが必要で、各科目の学習成果のアセスメントを行うためのフィードバック用紙（学習成果レビューシート）を、期末試験終了後に担当教員が作成することによりアセスメントを行った。

- ②授業アンケートの目的を、教育の内部質保障システムの1つのツールとして活用することに位置づけ、授業目標到達度を問うことを主眼として実施した。なお授業アンケート回答と「自己評価表」記入を同時に実施し、科目毎に学習成果レビューシートに追加したアンケート集計結果に対する所見を担当教員が作成してFD評価委員会に提出する。

フィードバック方法は、1) 教員個人としては、成績分布と授業アンケートの分析・評価をもとに、授業科目の目標設定（シラバスの到達目標の見直し）、授業デザインを再検討する。2) 組織としては、FD評価委員会では、学習成果レビューシート・授業アンケート所見の集計まとめ・データ分析したのち公開する。その結果を受け、学科会を中心に教務委員会及びFD委員会の連携のもと、学部DP及び各学科DP・各学科の教育目標の到達度を把握し、カリキュラムマップを基に科目の関連性、カリキュラムデザインを再検討する。

- (2) 授業改善のための講義のDVD撮影による自己評価（平成26年度は全新任教員及び希望教員を対象）

講義1コマを録画撮影し、授業改善報告書により自己評価を行った。記載事項は、(1)板書、(2)説明の仕方、(3)話し方、(4)視線、(5)立ち位置、(6)今後の授業改善についてである。この活動を通じて担当教員の授業改善に役立てるとともに、今後FD評価委員会にて組織的な授業改善に役立てるために分析する予定である。

- (3)FD研修会について

毎年度2回程度、FD研修会を全専任教員、関係部署職員、非常勤教員を対象として実施している。平成26年度に実施したFD研修会については以下の2つである。

- ①「問題学生への対応と支援のあり方を考える」（講師：本学教授 天野寛）と題し、発達障害と疑われる学生に対する支援のあり方について、他大学での取り組みなどを紹介しつつ、大学生の発達障害についての見識を深めることができた。実際の事例紹介を交えた講演の後今後の対応についてグループ討議をした。（平成26年10月7日）
- ②「厳格な成績評価」（講師：本学教授 安達幸成）と題して、(1)第三者評価員活動を通して本学が取り組むべきこと、(2)大学教育の質的転換について、(3)成績評価法についての講演であり、大学教育の質的転換が必要であり、学生の力を育成するため講義形式だけではなく、様々なアクティブラーニングの検討、学生を授業に巻き込む方法を検討することの重要性についての内容である。聴講後、(1)研修の要点、(2)自己の振り返り、(2)今後の取り組み（①個人として、②組織として）について、各教員にレポートが課せられた。（平成26年12月16日）

今後、提出されたレポートはFD評価委員会で集約し、改善に向けて有効活用していく予定である。

学生の出席状況の把握と問題のある学生への対応に関しては、学科教員同士と学生支援部が連携して学生の指導に当たっている。平成 23 年度からの両学科の教職科目履修者には「学生カルテシステム」の導入を行い、学生支援部と教員が学生個々の状況の記述によってより詳細な情報共有が可能となっていた。しかし、平成 25 年度については教務委員会における記述項目などの見直し等のため、実施されなかった。平成 26 年度からは、教職科目履修者から全学生へと対象を広げた新しいシステムである既述の「自己評価表」を試行的にすすめている。

図書館と教員は推薦図書、(視聴覚教材含む) 選定や研究図書購入に関する連携、入試広報部が内外のイベントに学生を登場させる際にも連携が図られ、学生の活躍の場を創造し学生の経験値を高める努力をしている。精神的に問題を抱える学生については「学生相談室」のカウンセラーと担任教員、学生支援部との連携が図られている。

(b) 課題

(2) 研究活動の活性化

研究成果は少なからず教育に反映されるものであり教育の基盤となるものである。特に教育研究にあっては、直接教育の質の向上につながるものであるため、きわめて重要なものであると位置づけることができる。本学においては、十分な研究成果をあげている教員がいる一方、全く研究成果のない教員もあり、全体的にみると必ずしも教員が満足のいく研究活動を展開しているとは言えない。そのことは、論叢の投稿数や研究費の使用内容にも現れていると言えよう。研究活動については、今後様々な検討と改善が必要と考えられる。

教育課程編成・実施の方針に基づいた教育活動を行い、学習成果をあげるために、専任教員のさまざまな授業準備を含めた教育関係に要する時間数は多い。また、校務分掌に要する時間も多く、研究や研修のための時間を確保することは困難である。効率良い教育体制の整備と専任教員の研究意欲を高め、活発な研究活動と成果をあげることが課題である。

(3) 共同研究の推進

研究、研修の時間の確保については、年々厳しい状況もあるが、今後さらなる研究活動の充実が必要である。これらを改善するために各教員が自己の目標を定め研究成果を上げることが課題である。各分野では教員が相互に情報交換したり、共同研究という形で研究活動も行っているが、これをさらに活発にすることが必要である。

(4) 外部資金の獲得

科学研究費補助金の応募については、申請数を増やして採択数を向上させるよう取り組む必要がある。他の外部研究費の獲得に向けても積極的な応募を推進する必要がある。

【区分基準Ⅲ－A－3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している】

■基準Ⅲ－A－3の自己点検・評価

(a) 現状

事務組織は、学園の定める「組織、管理および事務分掌規程」に基づいて総務部、入試広報部、学生支援部、図書メディアセンター事務室を置いている。(表Ⅲ－3) 事務部門については、中京学院大学として業務を行っており、中京短期大学部の所在する瑞浪キャンパスにおいては、キャンパスを共有する看護学部と業務の一元化を図っている。また、学生支援部及び図書メディアセンター事務室については、瑞浪キャンパス及び経営学部の所在する中津川キャンパスごとにそれぞれに部長、室長を置き事務を統括管理している。事務局長は中京短期大学部教員を兼務しており、大学全体の事務を統括管理とともに教育研究への支援についても統括して事務運営を行っている。

事務組織の責任体制は、組織、管理及び事務分掌規程により各部門の分掌を定めており、その管理についても学園諸規程のもと明確に定めている。

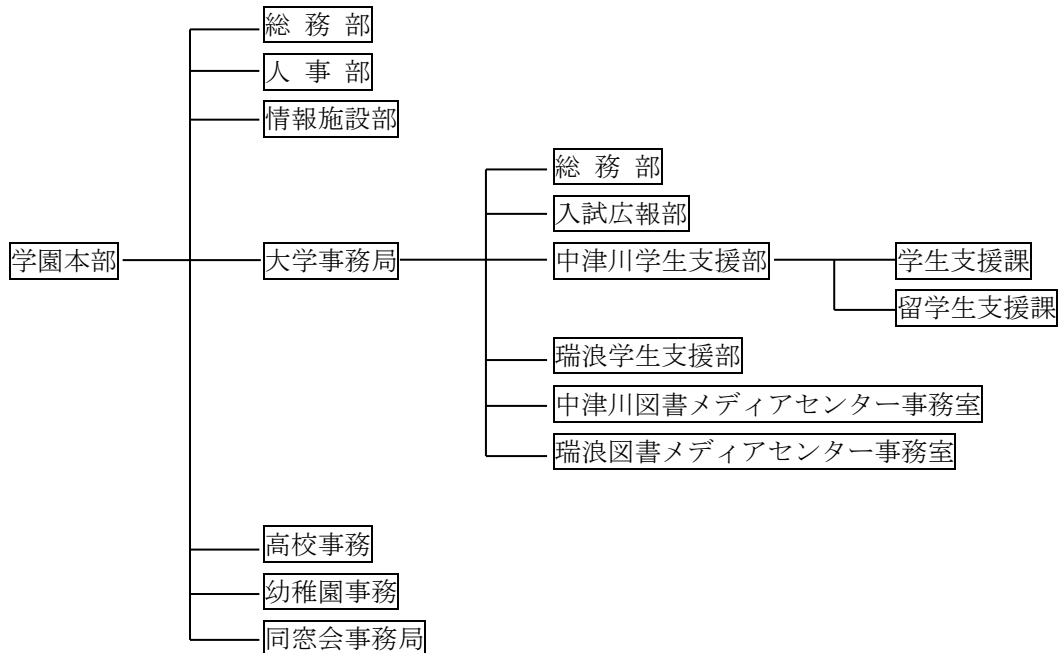
事務組織が学習成果の向上に資するために教授会の下部組織である各種委員会の会議に参加しており、学生の学習環境の整備、実習先機関との調整、その他教学に関する支援について教員との関係を図りながら、日常の学生支援業務を担当している。

事務室には、職員それぞれに大学のネットワークにアクセスできる情報機器を整備して事務処理に当たっている。また、業務遂行上必要な機器備品について整備している。学生支援部については独立した事務室を設けており、学生からの学生生活への支援の対応がスムーズに行えるよう学生対応スペース等を整備している。

防災対策については、年1回、学生教職員が参加する避難訓練を実施し、避難場所・経路等の確認を行っている。情報セキュリティ対策については、学園の定める情報管理規程、情報セキュリティ規程等の定めるところにより個人情報等の確実な保護、管理を行っており、ネットワーク内のウィルス感染、情報漏えい等の防止に努めている。

事務職員の職能について、学園本部人事部が主導し、毎年、一般事務職員に対して職能研修を実施しており、大学職員としての専門的職能、必要知識の修得を図っている。日常的にはOJTを通じ、専門的職能および適性をふまえた職員育成を展開しているものの、明確なSDとしての活動はない。各部署との関係を図るために毎週月曜日の朝に連絡会を実施し、事務の情報共有と円滑な連携調整を行っている。

【表Ⅲ-3 事務組織図略図（平成26年度）】



(b) 課題

(5) 学習成果の向上のための教員とのさらなる連携強化

短期大学部と看護学部が同じキャンパス内に設置されており、各事務部門とも両学部の学生支援を担っているため、事務部門間の関係のもと、効率的に学習成果の向上のための施策を教員とともに進めていかなくてはならない。

(6) 専門的な職務能力の向上

事務職員に対しては、組織的な取り組みによる職務能力の向上のための施策を展開させ、個々による専門的な職務知識修得と職務能力の向上を継続して進めていかなくてはならない。

(7) SD活動の充実

SD委員会規程は整備しており、職員研修、管理職研修、職能研修は実施しているが、職員の能力向上に対するアセスメント、OJTについては十分とはいえないため、内部研修、外部研修を含めたSD活動を実質的に進めていかなくてはならない。

(8) 危機管理意識の醸成

避難訓練を年1回実施しているものの防災意識、危機管理意識が十分とは言えず、訓練のための訓練に終始しており、訓練と合わせて防災教育についても検討が必要である。

【区分Ⅲ—A—4 人事管理が適切に行われている】

■基準Ⅲ—A—4の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の就業など人事管理に関しては法人本部人事部が主管しており、日常の労務管理など業務運営については、その指揮のもと各キャンパスの総務部を通じて遂行されている。

人事部では円滑な業務運営および組織秩序の維持のため、次の表の通り、教職員の就業に関する諸規程を整備しており、これらの規程を確実に運用して教職員の就業を適正に管理している。また、昨今の労働法規の改正（労働契約法等）や労働環境の変化に伴い、平成27年4月1日施行に向けて就業規則等の変更を行った。

【表Ⅲ-3 教職員の就業に関する諸規程】

規程	改廃決定機関
就業規則	理事会
中京学院大学教育職員任用規程	理事会
学校法人安達学園事務職員任用規程	理事会
中京学院大学教員資格審査会規程	理事会
中京学院大学教員資格審査会規程細則	理事会
教職員の期限付雇用についての規程	理事会
給与規程	理事会
教職員定年規程	理事会
退職金規程	理事会
人事委員会規程	理事会
制裁規程	理事会
休職規程	理事会
育児介護休業規程	理事会
組織、管理及び事務分掌規程	理事会

これらの規程は、「学校法人安達学園諸規程集」として収録し、主要部署に備え付け、いつでも閲覧できるようになっているとともに、学園ポータルサイトに掲載され、教職員がいつでも閲覧できる状態になっている。

また、就業規則等の就業に関する諸規程について改定が行われた場合には、過半数を代表する教職員から意見を聴取したうえで監督署に届け出、通達にて教職員に周知するとともに、事務局への備付、学園ポータルサイトに掲載することでいつでも閲覧できる体制を整えている。新しく入職する教職員には、着任日の辞令交付式を終えた後に学園本部人事部によって新任教職員ガイダンスを実施し、就業に関する必要事項について説明を行っている。

教職員の就業は、上記した就業規則等の諸規程に基づいて適正に管理されており、教員の採用に関しては「中京学院大学教育職員任用規程」、昇任に関しては「中京学院

大学教員資格審査会規程」および「中京学院大学教員資格審査会規程細則」に基づいて適正に運用されている。

(b) 課題

(9) 労働関連法規の改正への適正な対応

平成 27 年 4 月 1 日に施行される「改正パートタイム労働法」、平成 25 年 4 月 1 日に施行された「労働契約法」及びその特例法など改正される上位法規への適正かつ迅速な対応が必要である。

(10) 任期付教員のモチベーション向上

大学の教員等の任期に関する法律で採用された大学教員の更新基準が明確になっていないため、テニユア制度も含めモチベーション向上につながる制度を構築することで教員の定着を図る必要がある。

■テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

(1) 補助教員、非常勤教員の充実 【Ⅲ-A-1 課題(1)、Ⅲ-A-2 課題(2)への対応】

多様化する学生へのリメディアル教育への対応に対する補助教員または非常勤教員の補充を行い、専任教員の負担軽減することで、教員本来の教育研究に従事する時間を確保するとともに、学生の学修成果獲得に向けた指導体制の強化を図る。

(2) 研究活動に関する F D 活動の活性化 【Ⅲ-A-2 課題(2)、(3)、(4)への対応】

科学研究費助成金申請書の書き方、獲得のための学内教員の共同研究の構想等、獲得を目指した調査、勉強会の実施など研究活動に関する F D 活動を推進強化する。

(3) 研究支援体制の充実 【Ⅲ-A-2 課題(2)、(3)、(4)への対応】

講師、助教、助手の研究活動について必要に応じて、研究分野の近い教授、准教授の指導助言体制を構築し、若手教員の育成を図る。また、科学研究費補助金や外部研究費の獲得に向けた積極的な応募を推進し、獲得した者への報奨制度を検討する。

(4) 研究環境の整備 【Ⅲ-A-2 課題(2)への対応】

研究計画書の申請をもとに、長期休暇期間中の自宅研修を制度化し、研究活動に従事する時間を確保する。

(5) 学科会議、委員会活動による教職協働の強化 【Ⅲ-A-3 課題(5)、(6)への対応】

教授会の下におかれる学科会議、委員会活動など具体的な活動に職員も参画し、事務取扱だけではなく、一人の構成員として情報共有を図るとともに、専門能力を向上させ意見を述べる場を提供する。

(6) 管理職事務員の部下育成能力の向上 【Ⅲ-A-3 課題(6)、(7)への対応】

部下育成は管理職者の責務の一つであることを認識させ、目標設定、定期的な面談、OJTを通して部下の能力向上に努める。そのために、意欲的に管理職者を外部研修に参加させる。

(7) 事務職員職能資格制度の定着と改善 【Ⅲ-A-3 課題(6)、(7)への対応】

本学には事務職員の職能資格制度が定められてはいるが、職員の意識は決して高くなく、それぞれの専門職においていかなる知識や技能が求められているかを意識させることで自己啓発を含め、個々の能力向上に努めさせる。その際に、形骸化された職能資格制度の見直しを図り、運用しやすいものへとする。

(8) 避難訓練と防災教育の実施 【Ⅲ-A-3 課題(8)への対応】

避難訓練は訓練のための訓練となっており、実際の災害には対応できかねる。現在、至るところで人災・天災が起こっているが、あくまでも他人事であり、当事者意識を醸成することが避難訓練の実質化につながると考えられるため、災害ボランティアへの参加、外部講師を招いての防災教育の実施が必要である。

(9) 改正労働法規への適正な対応 【Ⅲ-A-4 課題(9)への対応】

パートタイム労働法の改正に伴った、相談窓口の設置、納得性の向上、労働契約法改正に伴った有期雇用者の無期転換への周知などを遅滞なく行い、コンプライアンスを順守する。

(10) 任期付教員へのモチベーション向上 【Ⅲ-A-4 課題(10)への対応】

任期法に基づいて採用された大学教員の更新基準を明確に定めること及び、テニユア制度を構築し大学教員のモチベーション向上に努める。

[提出資料・備付資料]

提出資料 教員の個人調書及び教育研究実績データ、研究紀要（平成 25～23 年度）、専任教員の年齢構成表、科学研究費補助金等外部研究費の獲得状況表、教員以外の専任職員一覧表、FD 研修会資料、内部研修制度、製菓衛生師資格、学生カルテ、研究紀要投稿規程、研究業績評価票、研究業績評価記入マニュアル、研究紀要査読結果報告書、研究倫理指針、研究倫理審査会書類、

【テーマ 基準Ⅲ－B 物的資源】

【区分 基準Ⅲ－B－1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方向に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している】

■基準Ⅲ－B－1の自己点検・評価

(a) 現状

本学は、中京学院大学瑞浪キャンパスに位置し、看護学部とキャンパスを共有している。

本学の収容定員は、健康栄養学科 140 人（入学定員 70 人）、保育科 200 人（入学定員 100 人）である。

短期大学部としての校地の基準面積は、学生一人当たり 10 m²となっているところ本瑞浪キャンパスの校地面積は、21,978 m²であり基準を十分満たしている。

運動場は、瑞浪キャンパスから 3 kmほど離れた場所に 40,489 平方メートルの運動場を大学と共有している。

キャンパスからは離れた場所にあるが、現在の本学教育課程において屋外運動場を使用する授業科目はなく、また、キャンパス内に体育実技室を設置しており、教育研究上支障はない。

校舎面積については、専用校舎面積 1,791 m²、共有校舎面積 6,591 m²、計 8,382 m²の校舎を有しており、基準面積が保育科収容定員 200 人に対する基準面積 2,350 m²に健康栄養学科 140 名に対する基準面積 1,550 m²を加算した 3,900 m²となっている。

教室等については、普通教室を 35 教室・大教室 2 室（共に看護学部と共用）、演習室を 11 室（内音楽演習室 3 室）、実験室 1 室、調理実習室（集団調理実習室含む）3 室、コンピュータ演習室 1 室を整備している。日常の授業運営は保育科 2 学年 4 クラス、健康栄養学科 2 学年 4 クラスにて行っているが十分対応できる教室数を確保している。

大教室は階段式の教室でプロジェクタや音響設備を完備してある。普通教室についても、電子黒板（ホワイトボード）一体型の単焦点プロジェクタを常設した教室が 4 室あり、常設していない教室では移動式のプロジェクタ 7 台にて対応している。また、講義用ノート型 PC 7 台を貸出し用として使用している。

健康栄養学科においては、調理実習に対して実習室が 2 室あり十分に対応できている。調理実習室には、業務用の調理器具、調理台映写カメラ及びモニタ等授業に必要な物品は常に完備している。

保育科においては、専用の音楽室を設け必要な楽器等の備品を備えるとともにピアノ個人レッスン室を 19 室設けており学生のピアノの練習に常時開放している。

購入図書選定は、年間購入図書予算（平成 25 年度は総額 100 万円）に基づいて、前期後期 2 回にわたり、専任教員及び非常勤講師に対して推薦図書選定を依頼し、その後図書紀要委員会で購入の適否を検討している。廃棄については、廃棄対象の図書について図書紀要委員会で適時検討している。図書館は、瑞浪図書メディアセンターとして看護学部との共用で面積 576.78 m²に 1 階 68 席、2 階 98 席の図書閲覧室を整備している。平成 26 年度末の蔵書数は和書 54,698 冊、洋書 3,498 冊、学術雑誌 25 種、AV 資料 79 タイトル、を所蔵している。また、2 階には平成 26 年度に PC32 台増設し、PC48

台を設置し情報検索室としても利用している。

障がい者に対する対応としては、一部に手すりやスロープを設置しているが、全建物にわたっての障害者用支援対策は整備されていない。

(b) 課題

(1) 校舎、施設設備の適正管理

現在の本学の校舎、施設設備の状況については、校地校舎とも基準の面積以上に完備されており問題はないが引き続き校舎、施設設備の適正管理を行っていくことが求められる。

(2) 校舎、施設設備の継続的整備

校舎においては、今後の計画的な整備が必要であり、施設設備についても、教育研究上必要な環境は整っているが、継続的に環境の整備に図るべきである。

(3) 障がい者への対応

障がい者への対策については、施設設備の年次計画的な改修整備計画のもとに整備していく必要がある。

【区分基準Ⅲ－B－2 施設設備の維持管理を適切に行っている】

■基準Ⅲ－B－2の自己点検・評価

(a) 現状

本学の設置母体である安達学園において「固定資産及び物品管理規程」「経理規程」「経理規程施行細則」「防火及び防災管理規程」「情報管理規程」「情報セキュリティ規程」を整備おり、本学においても各規程のもとに対策を講じている。

固定資産及び物品（消耗品）についての維持管理は、固定資産及び物品管理規程に基づいて管理責任者、調達方法、管理業務等を定めてあり、それぞれ台帳管理をしている。固定資産については、年1回実際の管理者と総務部施設担当者が協力して現品棚卸しを実施し、現物確認も行っている。

火災防止対策については、安達学園の定める「防火及び防災管理規程」の規定に基づき、各建物の防火管理者を定め、消防計画を定めるとともに定期的に消防用設備の点検、更新を行っている。また、年1回避難訓練を実施している。

情報セキュリティ対策については、学園の情報施設部が主導となり、規程の定めるところにより管理、対策を行っている。

(b) 課題

(4) 校地校舎及び施設設備の適正な維持管理

校地校舎及び施設設備の維持管理に関しては、概ね問題ないが、継続的に維持管理をしていく必要がある。

(5) 災害時の被害軽減のための施策

災害発生時の人的被害の軽減、避難誘導経路、安全確保の方策を継続的に見直し改善していく必要がある。

■テーマ 基準Ⅲ－B 人的資源の改善計画

(1) 校舎、施設設備の継続的維持管理と計画的整備 【Ⅲ-B-1 課題(1)、(2)、(3)への対応】

校舎等の構造物に対する修繕を障がい者への施設の対応も含め年次計画として行う必要がある、平成27年度予算に教室等の修繕の予算を計上しており、確実に実行していく。また、施設設備については、教育上の効果を考慮し、教員組織と連携して教育効果を上げるべく教育環境を整備していく。

(2) 施設設備の適正な維持管理 【Ⅲ-B-2 課題(4)への対応】

施設設備の維持管理に関する規程については、すでに整備している規程に基づき確実、かつ、適正な維持管理を実行していく。また、定期的に現状と比較をしながら見直しをしていく。

(3) 避難訓練の実施 【Ⅲ-B-2 課題(5)への対応】

避難訓練を年1回行っているが形骸化しているため、効果の上がる計画が必要であり、参加者の防災意識の向上、成果のある訓練となるよう計画を見直し、実行していくとともに防災計画の見直しを行っていく。

[提出資料・備付資料]

備付資料 校地、校舎に関する図面、図書館・学習資源センターの概要、職能研修

[テーマ 基準Ⅲ－C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ－C－1 大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している]

■基準Ⅲ－C－1の自己点検・評価

(a) 現状

本学では、教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。

まず、技術サービスに関して、本学のネットワークであるPC教室の利用に関して学生ハンドブックに記述するとともに、新年度オリエンテーション時にプリンタ用紙の利用方法やメールを含むアカウントの発行等の手続きおよび利用の際の注意事項の伝達を行っている。

次に、専門的な支援に関して、本学では、教育課程編成・実施の方針に基づき、一

般教育科目として「情報処理法」「情報分析法」等の科目を開講している。これらの科目を履修することによって、社会人として必要とされる Word や Excel 等の情報技術を十分に習得することができる。また、個別の学生に対する専門的な支援としては、適宜本学図書メディアセンター職員が対応している。

続いて、施設に関して、本学では PC 端末を、パソコン教室（教員用 2 台、学生用 48 台）を始めとして、図書館 2 階（16 台）、学生支援部横（10 台）にそれぞれ学生が利用できるコンピュータを設置している。これらはすべて Windows 7 へ変更済みであり、ウィルス対策はもちろんのこと、各種アプリケーションやネットワークプリンタの利用が可能となっている。また、すべてインターネットへの円滑なアクセスを可能とするギガビットネットワーク（学生支援部横を除く）を整備しており、学生は当該ネットワークに対して上記のコンピュータより有線 LAN 接続が可能となっている。先述したとおり、学内無線 LAN（cgu_WiFi）を解放しており、学生が所有する PC やタブレット端末、スマートフォンなどからインターネット接続が可能となっている。

ハードウェアに関しては、コンピュータのみならず、コアカリキュラムである実習科目で利用するための視聴覚機器（小型プロジェクタ 9 台、電子黒板一体型単焦点プロジェクタ 4 台、書画カメラ 1 台、スキャナ 11 台、ほか）や、マイクシステム（3 教室）、その他音響映像機器を整備している。

ソフトウェアに関して、学内で利用しているコンピュータは、セキュリティパッチ等を最新の状態に保つために、定期的にアップデートを行っている。また、健康栄養学科では、各種講義に必要な栄養計算ソフトウェアである『栄養君』を、PC 教室内の学生用 PC24 台と教員用 PC1 台にインストールしている。

なお、学生の適正な情報端末の利用のため、有害ソフトフィルタリング機能を付加し、全パソコンに対してウィルス対策を施している。

【表Ⅲ-4 本学におけるハードウェア技術的資源整備状況】

	コンピュータ端末	スキャナ	書画カメラ	プロジェクタ
PC 教室	50 (うち教員用 2 台)	10	1	1
図書館	48	1	0	0
学生支援部	18 (うち、教員貸出用 8 台)	1	0	9
普通教室	—	—	—	4 (一体型)
大教室	—	—	—	2
合計	116	12	1	16

本学教員は、視聴覚機器やコンピュータ等の新しい情報技術を活用して、効果的な授業を行なっている。多くの専任教員が、授業において DVD やビデオの視聴を組み込んでおり、一部の教員においてはより実践的なコンピュータの活用を組み込んだ授業を行っている。

本学では、教職員全体を対象とした定期的なコンピュータ講習等は実施せず、問い

合わせがあれば適宜情報施設部職員が説明等の対応をしている状況である。但し、成績入力ソフトウェアや予算管理ソフトウェア、HP 管理ソフトウェア、Web メール閲覧ソフトなど、新規ソフトウェアが導入された際には、教職員に対する講習会を適宜開催し、マニュアルを情報施設部・図書メディアセンターが共同で作成、配布している。

(b) 課題

(1) ネットワークのセキュリティ及び学生のリテラシー能力

現在、学内無線 LAN (cgu_WiFi) の解放しており、学生・教職員所有の端末がネットワーク上に接続されることが増えている。もちろん学内 LAN とはファイアーウォールにより隔離されているが、cgu_WiFi を通じたウィルス感染やネットワーク負荷の高い行為などを防止しなければならない。

(2) LAN の整備状況

技術的資源は、継続的に各資源の状態を確認し、必要があれば更新し続けていくことが必要である。したがって、次年度も技術的資源の維持・管理・更新を行い、学生および教職員にとって最適な環境を形成するために努める必要がある。また、平成 26 年度は短期大学部の新入生が定員に達し、次年度には在籍学生数が 650 名を超過する見込みであることから、情報端末の数は十分とはいえない状況となりつつある。

■テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

(1) 教職員・学生のリテラシー能力向上と教育での利用促進 【Ⅲ-C-1 課題(1)への対応】

現状では、ガイドラインを遵守し、利用者の自己責任のうえで運営を進める予定となっているが、そのためには教職員や学生のリテラシー能力を向上させることが必須である。特に学生については、セキュリティ知識やスキルを擁しているかチェックをし、8割以上の回答率を求めることを検討する。

今年度、cgu_WiFi が十分に活用されていることが確認されたため、今後、このようなインターネット環境を使った講義など、教育目的での利用促進を検討する必要がある。

(2) 無線 LAN の適正端末の整備及び利用の検討 【Ⅲ-C-1 課題(2)への対応】

平成 26 年度よりセキュリティを考慮して学内ネットワークを経由しない WiFi (無線 LAN) 環境を解放 (呼称: cgu_WiFi) し、学生、教職員の PC 利用環境の改善を図っている。平成 27 年度は、その利用状況と学内利用端末の利用状況を包括的に分析し、適正な情報端末の整備・利用のありかたを検討する。

[提出資料・備付資料]

備付資料 公開講座資料、社会的活動資料、情報ガイドライン、図書メディアセンター利用規程

【テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源】

【区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している】

■基準Ⅲ-D-1の自己点検・評価

(a) 現状

学園全体の資金収支及び消費収支過去3年間の状況は、決して良い状況であるとは言えないが、改善傾向は見られる。

過去3年間の当年度消費支出超過額は、H24年度2億6千万 H25年度7千万 H26年度については、消費収入超過額3千万となっている。

また、短期大学部単独でみると当年度消費支出超過額は、H24年度5千万 H25年度8千万 H26年度3千万となっている。短期大学部だけを見ると各年度とも支出超過になっている状況であり、決して良い状況であるとは言えない。この状況の主な要因としては、2つあげられる。1つ目は、学生数の確保状況である。

H24年度健康栄養学科140名の定員に対し101名、保育科200名の定員に対し151名、H25年度健康栄養学科140名の定員に対し108名、保育科200名の定員に対し181名、H26年度健康栄養学科140名の定員に対し151名、保育科200名の定員に対し188名となっており、年々増加傾向にあり、平成26年度の健康栄養学科は定員超過することが出来たが、保育科については、定員を充足するまでには至っていない。

2つ目は、奨学金の増加である。

H24年度	健康栄養学科	11,650,000円	保育科	15,400,000円
H25年度	健康栄養学科	28,380,000円	保育科	36,570,000円
H26年度	健康栄養学科	39,580,000円	保育科	38,410,000円

学生数の増加に伴う奨学金の増加であれば致し方ないが、それ以上に、経済的理由による奨学金の増加が増え続けている現状である。

貸借対照表の数字としては、本学園の特徴でもあるが、借入金（長期・短期）がなく、運営しており、健全であると言える。また、毎年流動資産が減少していたが、H25年度にプラスに転じた。

帰属収入に対する教育研究経費比率は、H24年度32.7% H25年度29.9% H26年度30.6%となっており、施設設備及び学習資源等の資金配分は全国平均並みに推移している。

資金運用については、資金運用規程及び資金運営管理委員会細則により、適正に運用されている。また、過日のリーマンショック以来、金利が発生していない有価証券等塩漬けになっていたものも、昨今の社会情勢により、金利発生や早期償還になり順調に推移している。

定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分においては、「教育研究活動のキャッシュフローがH24・H25・H26と3年連続で黒字であり、外部負債を10年以内に返済できる。修正前受金保有率は400%を超えている。帰属収支差額については、H24・H25の2か年は赤字でH26は黒字である。」ことより、B0の判定結果にある。

(b) 課題

(1) 納付金収入に係る学生の確保

収入面の最大項目である学生生徒納付金収入に係る学生の確保が一番の課題である。

学生募集の強化をした事により、入学者数については、過去数年間増加しているが、学生確保に伴う、奨学費や広報費の増加が課題である。奨学費抑制については、授業料の半額や全額を支給していたが、授業料の全額免除を減らすことはもちろん、貸与奨学金制度を策定し、卒業後、社会人となってから返金してもらう制度の導入等を早急に検討する必要がある。

今後、収支改善にむけたあらゆるシミュレーションを通し検討していく必要がある。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している]

■基準Ⅲ-D-2の自己点検・評価

(a) 現状

本学園では、経営の安定化を図るため平成 21 年度から平成 25 年度までの中期経営計画を策定し、また、日本私立学校振興・共済事業団が作成する経営判断指標を利用し、本学の経営状態や財務状況等を把握しつつ、この中期計画に基づき、毎年、事業計画及び、予算案を立案していたが、平成 26 年度からの中期経営計画が策定されていない。

(b) 課題

(2) 中期経営計画の未策定

平成 26 年度以降の中期経営計画が策定されていないため、早急に各学部学科単位での判断指標を確認、検討するとともに、SWOT 分析等を用いた中期経営計画を策定する必要がある。

また、経営状態や学生数の状態を把握し、それらの指標を全教職員に周知徹底させ全教職員で取り組むべきことが課題である。

■テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

(1) 納付金収入に係る学生の確保及び中期経営計画の策定 【Ⅲ-D-1 課題(1)、Ⅲ-D-2 課題(2)への対応】

収入源の最大項目である学生生徒納付金収入に係る学生の確保が一番の課題である。

学生募集については、年々良くなってきているが、大幅な入学者数の増加は難しいと思われるため、支出面での予算削減を行わなくてはならない。具体的には、募集活動に伴う経費の削減、人件費の削減、経常経費の抜本的見直しなど、教育レベルの維持・向上に十分配慮しながら、教職員の理解と協力のもと、今後、これらを踏まえた中期計画を策定し、更なる経営の安定化に向けて教職員一丸となって取り組んでいく必要がある。

[提出資料・備付資料]

提出資料 資金収支計算書・消費収支計算書の概要、貸借対照表の概要、財務状況調べ、キャッシュフロー計算書、資金収支計算書・資金収支内訳表・消費収支計算書・消費収支内訳表、貸借対照表、事業報告書、事業計画書／予算書

■テーマ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

人的資源については、「短期大学設置基準」及び各種資格・免許の養成課程の基準を満たす教員組織が編成されており、今後も、引き続き適切な教員組織の維持に努める。

また、年齢構成や専門分野のバランスを考慮した採用人事計画も推進する。

施設設備については、ここ数年で大規模な耐震改修や屋上防水工事など概ね整備が完了されている為、今後、障害者に対応する設備や災害対策に備えた備蓄等を検討する必要がある。

(1) 補助教員、非常勤教員の充実 【Ⅲ-A 改善計画(1)への対応】

多様化する学生へのリメディアル教育への対応に対する補助教員または非常勤教員の補充を行い、教員本来の教育研究に従事する時間を確保するとともに学生の学修成果獲得に向けた指導体制の強化をする。

(2) 研究活動に関するFD活動の活性化と研究支援体制の充実 【Ⅲ-A 改善計画(2)、(3)、(4)への対応】

- ①科学研究費助成金申請書の書き方、獲得のための学内教員の共同研究の構想等、獲得を目指した調査、勉強会の実施など研究活動に関するFD活動を推進強化するとともに、科学研究費補助金や外部研究費の獲得に向けた積極的な応募を推進し、獲得した者への報奨制度を検討する。
- ②講師、助教、助手の研究活動について、研究分野の近い教授、准教授の指導助言体制を構築し、若手教員の育成を図る。
- ③研究計画書の申請をもとに、長期休暇期間中の自宅研修を制度化し、研究活動に従事する時間を確保する。

(3) 学科会議、委員会活動による教職協働の強化 【Ⅲ-A 改善計画(5)への対応】

教授会の下におかれる学科会議、委員会活動など具体的な活動に職員も参画し、構成員として情報共有を図り、専門能力を向上させ意見を述べる場を提供する。

(4) 管理職事務員の部下育成能力の向上 【Ⅲ-A 改善計画(6)への対応】

- ①部下育成のために育成目標設定、定期的な面談、OJTを通じた部下の能力向上に努める。
- ②管理職者を意欲的に外部研修に参加させる。

(5) 事務職員職能資格制度の定着と改善 【Ⅲ-A 改善計画(7)への対応】

- ①事務職専門職においていかなる知識や技能が求められているかを意識させることで自己啓発を含め、個々の能力向上に努めさせる。
 - ②職能資格制度の見直しを図り、運用しやすいものへとする。
- (6) 避難訓練と防災教育の実施 【Ⅲ-A 改善計画(8)、Ⅲ-B 改善計画(3)への対応】
- ①当事者意識を醸成することが避難訓練の実質化につながると考えられるため、災害ボランティアへの参加、外部講師を招いての防災教育を実施する。
 - ②参加者の防災意識の向上、成果のある訓練となるよう計画を見直し、実行していくとともに防災計画の見直しを行っていく。
- (7) 改正労働法規への適正な対応 【Ⅲ-A 改善計画(9)への対応】
- パートタイム労働法の改正に則った相談窓口の設置、労働契約法改正に伴った有期雇用の無期転換への周知などを遅滞なく行いう。
- (8) 任期付教員へのモチベーション向上 【Ⅲ-A 改善計画(10)への対応】
- 任期法に基づいて採用された大学教員の更新基準を明確に定めること及び、テニユア制度を構築する。
- (9) 校舎、施設設備の継続的維持管理と計画的整備 【Ⅲ-B 改善計画(1)、(2)への対応】
- ①校舎等の構造物に対する修繕を障がい者への施設的対応も含め年次計画を立案し、次年度事業計画に反映させる。
 - ②平成27年度予算計上の教室等の修繕を確実に実行していく。また、施設設備については、教育上の効果を考慮し、教員組織と連携して教育効果を上げるべく教育環境を整備していく。
 - ③施設設備の維持管理に関する規程に基づき確実、かつ、適正な維持管理を実行していく。
- (10) 教職員・学生のリテラシー能力向上と教育での利用促進 【Ⅲ-C 改善計画(1)への対応】
- ①教職員や学生のリテラシー能力を向上させる。学生については、セキュリティ知識やスキルを擁しているかチェックをし、8割以上の回答を得る。
 - ②インターネット環境を使った講義など、教育目的での利用促進を検討する。
- (11) 無線LANの適正端末の整備及び利用の検討 【Ⅲ-C 改善計画(2)への対応】
- 現在開放しているWiFi（無線LAN呼称：cgu-WiFi）の利用状況と学内利用端末の利用状況を包括的に分析し、適正な情報端末の整備・利用のありかたを検討する。
- (12) 中期計画の策定 【Ⅲ-D 改善計画(1)への対応】
- ①教育の質確保に配慮しつつ予算削減を検討する。
 - ②学生数の確保による学生納付金収入の増額と奨学金の抑制について検討する。

③上記を踏まえた中期計画を策定する。

◇基準Ⅲについての特記事項

(1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項
特になし

(2) 特別の自由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**■基準Ⅳの自己点検・評価の概要**

理事長は建学の精神を基本概念と捉え、学園の経営方針を示し、日常の経営運営にリーダーシップを発揮しており、ガバナンスを重視した組織運営を行い責任と権限の所在を明確にした学園経営にあたっている。なお、ガバナンス強化の観点から理事長を補佐するための副理事長職を置き、寄附行為にその職務を定め、理事長とともに法人を代表している。

役員及び理事会は寄附行為に基づき選出および運営されており、3月及び5月の定例会のほかにも臨時会を開催し、予算及び事業計画については事前に評議員会の意見を集約し、決算及び事業報告は理事会終了後直ちに評議員会へ報告するなど適切な運営がなされている。

理事会の承認を得た決算及び事業の実績に係る書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書及び事業報告書）は各学校に持参し備え付け、ホームページに掲載するなど法令に基づき適切に情報公開を行っている。

理事は寄附行為に規定する9名以内である8名を選任し、学内関係者である常勤理事5名と学外理事3名で構成しており、各理事は財務担当、教学担当、人事担当、入試広報担当など担当別の職責を明確にしている。

理事長は寄附行為及び理事会細則に則り、理事会より委任された審議事項および諮問事項は常任理事会を開催し決定するとともに、理事会へ報告している。この常任理事会の設置は「常任理事会規程」に定めており、原則月1回の開催がなされるとともに急を要する場合は臨時に開催している。常任理事会は学内関係者で構成されているためより詳細の情報をもとに幅広い議論が展開されている。短期大学の学長も常勤理事の構成員の一人であり、短期大学の管理運営についても十分な議論がなされている。

しかし一方では、こうした常勤理事とは別に外部理事への詳細な情報提供は充分とは言えず、学園内の情報を幅広く提供するとともに、常任理事会の資料及び議事録等を外部理事にも配信するなどして情報共有を確実なものとするのが重要であると認識している。

学長は、学長選考規程に基づき、学長選考委員会において人格が高潔で、学識が優れ、大学運営に関して識見を有すると認められる者として推挙され、理事会において選出されている。学長は、建学の精神に基づいて定めた本学の教育目的について熟知し、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受入れの方針に沿った教育研究が円滑に実施されているかについて、教授会、各学科会、各種委員会から報告を受けると同時に教授会を中心とした各種委員会を統括し、学科長及び事務局長とともに教育の質向上に向けて積極的に関与し、教学運営の職務を遂行している。

一方で、学長は中京学院大学の学長、経営学部の学部長も兼務しており、日常執務が中津川キャンパスにあるため、教育研究現場の諸活動に学長の意見が反映されない場面も散見される。学長の職を助けるポストとして学科長が担っているが、今後は短期大学部全体をマネジメントできる学部長のポストの検討を要する。

監事は、寄附行為に基づき適切に選任されるとともに「監査規程」に基づき、内部

監査室と協力し、書面監査、面接監査、実地監査を通して業務を監査しており、監査報告書を作成し理事会に提出している。ガバナンス強化のためにも、今後さらに公認会計士との合同監査を充実させていくことが重要である。

評議員会は寄附行為に基づき適切に選任され、理事定数の2倍を超える20名の評議員で構成されており、3月の定例評議員会においては、事業計画、収支予算案について理事会に先立って審議を行い意見をとりまとめ、5月の定例評議員会においては、理事会で承認された事業報告書、収支計算書に対して意見を述べている。

予算作成、管理については本部総務部が主管し、各校から提出された予算の審議を常任理事及び監事を交えて執り行っている。最終的に理事会で承認された収支予算案については、決定次第、各校責任者を通じて各部署に通知される。予算執行については、金額ごとに決裁権限を明確に定め、理事長に対しては月に2回の業者や立替者への支払いについて金額や内容の報告をしている。また、執行状況を月次で確認できるよう予算責任者を通じて部署へ報告している。概ね、予算通りに執行はされているが、一部予算を超えて支出しているケースが見受けられるため、より厳密な予算書の作成が求められる。公認会計士の監査を毎月実施しており、問題点等指摘がある場合には、解決策を模索し対応している。月次試算表の作成は行い、公認会計士の監査の際に試算表を提出し確認を受けているが、理事長への報告はしていない。財務情報の公開については、法律に基づき適切に公開している。

[テーマ 基準Ⅳ－A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ－A－1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している]

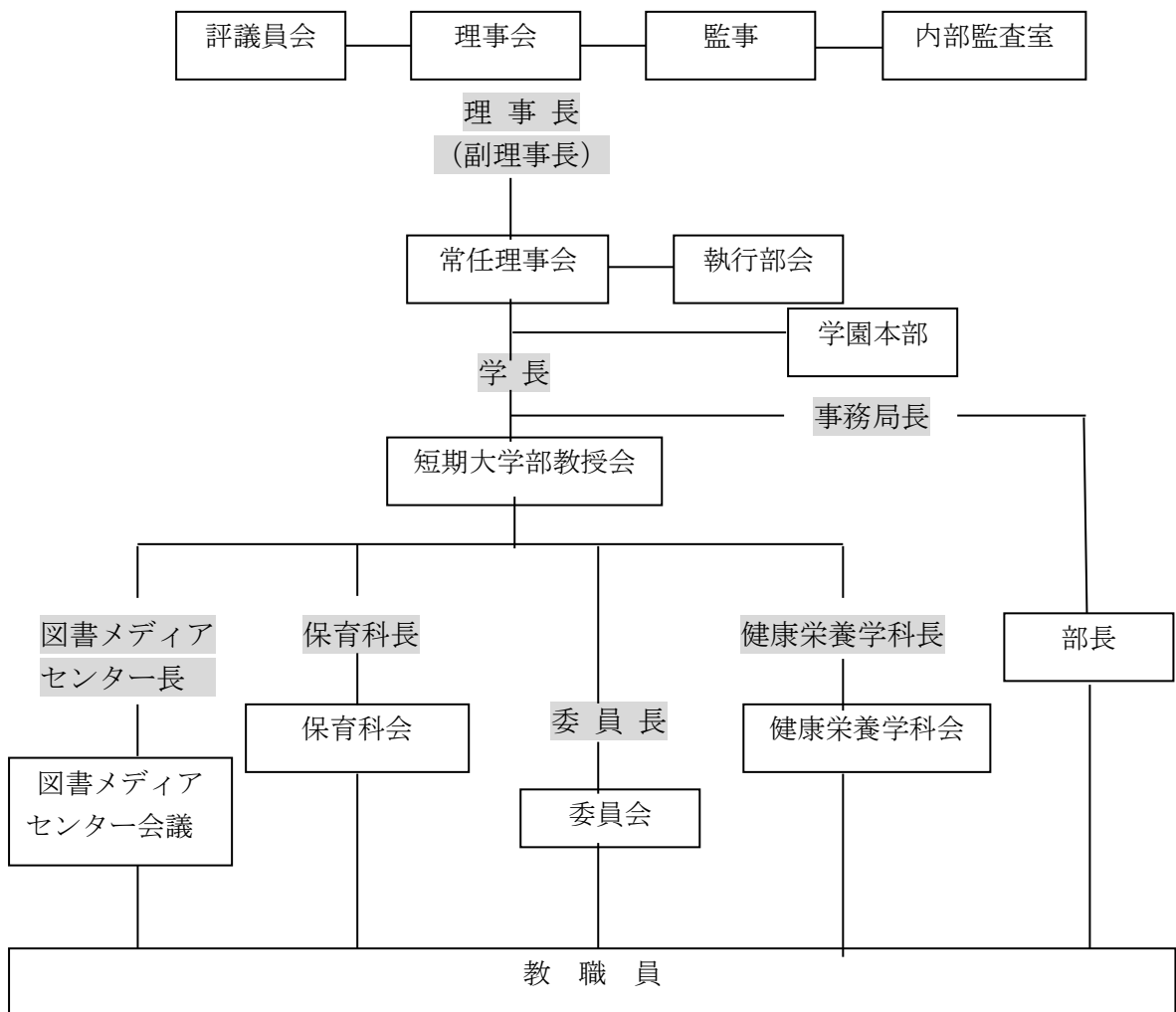
■基準Ⅳ－A－1の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は建学の精神を基本概念と据え、学園の経営運営方針を示し、日常の経営運営にリーダーシップを発揮している。また、ガバナンスを重視した組織運営を行い、権限と責任の所在を明確にし、学園経営にあたっている。

尚、ガバナンス強化の観点から理事長を補佐するための「副理事長職」を置いている。寄附行為第8条においてその職務を定めており、理事長とともに法人を代表している。

[安達学園ガバナンス体制]



役員及び理事会については寄附行為第3章第5条91第18条に亘り記載されている。
(資料：寄付行為参照)

理事長は年に2回の定例会ならびに臨時会を開催しており、3月定例理事会は主として予算事業計画、5月定例理事会は決算および事業報告が審議事項である。尚、理事会・評議員会は理事長が招集し、議長を務めている。

理事長は、予算案と事業計画について、あらかじめ評議員会の意見を求め、その後同日に理事会を開催し、予算について決議を得ている。

事業報告と決算案については、毎会計年度終了後2カ月以内に監事の監査を受け、理事会を開催のうえ決算審議を行い、また同日に評議員会に報告し、その意見を求めて評価を得ている。

理事会の承認を経た決算及び事業の実績に係る書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書および事業報告書）は、各学校に備え付けてあり、ホームページにも掲載して法令に基づいて情報公開を行っている。

理事会は寄附行為第6条により、議長のもとに、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事については、学内関係者である常勤理事5名、学外関係者3名の理事、合計8名で構成しており、各理事は財務担当、教学担当、人事担当、入試広報担当等の担当別に職責を明確にしている。

理事は学園関係者だけに偏ることなく、岐阜県議会議員、弁護士、民間企業経営者等の学外の有識者によって構成されており、その選任は法令（学校教育法、私立学校法）と寄附行為に則っており、不適格者として抵触する者はいない。

また、理事長は寄附行為第43条に基づいて策定された「理事会細則」第13条に則り、理事会より決定を委任された審議事項および諮問事項について常任理事会を開催し、その議長を務めている。常任理事会の設置は「常任理事会規程」に則って原則として毎月1回の開催がなされ、急を要する場合には臨時に開催されることがある。

常任理事会は、学内の専任教職員理事をメンバーとし、理事長および学内常勤理事の協議機関として、幅広い事項について活発に論議が行われている。尚、常勤理事の1人として大学学長・短期大学部学長が選任されており、短期大学部の管理運営について議論がなされている。

常任理事会で審議された事項について、各学校に共有を図り、意見の徴収を得る場として、学園執行部会を開催している。執行部会の設置は「執行部会規程」に則って開催がされ、必要に応じて臨時に開催されることがある。

執行部会は、常任理事の他、法人の部長職ならびに各学校の教学の長（短期大学部学長を含む）、ならびに事務(局)長等の執行責任者をメンバーとし、法人全体のガバナンス機能の強化を図りつつ、各学校の管理運営の円滑化を図っている。

平成 26 年度の理事会は下記のように開催された。

【表Ⅳ－1 平成 26 年度理事会開催日及び議事内容】

開催日	議事内容
平成26年5月22日	(1) 平成25年度学校法人安達学園事業報告について (2) 平成25年度学校法人安達学園収支計算書について (3) 平成25年度学校法人安達学園監事監査報告について (4) 学校法人安達学園理事・監事・評議員の選任について (5) 学校法人安達学園平成26年度賞与について (6) 平成26年度学校法人安達学園に所属する各学校の入学試験結果と在籍者数について (7) 中京高等学校の自己点検評価について (8) 中京幼稚園の自己点検評価について (9) 株式会社JUHOの代表者変更について
平成26年6月1日	(1) 学校法人安達学園理事の選任について (2) 学校法人安達学園理事長の互選について (3) 学校法人安達学園副理事長の指名について (4) 学校法人安達学園監事の選任について
平成26年10月16日	(1) 中京学院大学看護学部学則変更について (2) その他報告事項（中京高等学校体育館の建設について）
平成26年12月19日	(1) 中京学院大学学長選考委員会の答申について (2) 中京学院大学中京短期大学部学長選考委員会の答申について (3) 中京学院大学経営学部学部長選考委員会の答申について (4) 中京高等学校体育館の建設について (5) 学校法人安達学園人事について (6) 平成26年度賞与について (7) 学園各学校の校地・校舎変更届について (8) 資産の購入について
平成27年3月20日	(1) 平成27年度学校法人安達学園事業計画について (2) 平成27年度学校法人安達学園収支予算案について (3) 平成26年度学校法人安達学園収支補正予算案について (4) 学校法人安達学園学園長の選任について (5) 学校法人安達学園理事の改選について (6) 学校法人安達学園学園長評議員の改選について (7) 中京学院大学図書メディアセンター長の選任について (8) 中京学院大学中京短期大学部学部長の選任について (9) 中京学院大学中京短期大学部保育科学科長の選任について (10) 中京学院大学中京短期大学部健康栄養学科学科長の選任について (11) 中京幼稚園園長の選任について (12) 学校法人安達学園諸規程の一部変更について (13) 中京学院大学学則等規程の一部変更について (14) 中京高等学校通信制課程の学則変更について (15) 平成27年度学校法人安達学園人事について (16) 固定資産・有価証券の購入及び売却について (17) 平成27年度各学校の募集状況について (18) 平成27年度学校法人安達学園法人役員会の開催日程について

平成 26 年度の常任理事会は下記のように開催された。

【表Ⅳ－2 平成 26 年度常任理事会開催日及び議事内容】

開催日	議事内容
平成26年4月22日	(1) 法人役員の改選について (2) 大学認証評価受審スケジュールについて (3) 中津川キャンパスの学生支援部運営について (4) 理事会議案について (5) 大学からの報告事項 (6) 株式会社JUHOの代表者変更について
平成26年5月20日	(1) 理事会・評議員会の事前審議 (2) 平成25年度収支計算報告書について (3) 有価証券（アメリカンインターナショナルグループ）の売却について (4) 中京幼稚園の方向性について (5) 中京高等学校体育館改築スケジュールについて (6) 中京学院大学中期人事計画について (7) その他
平成26年6月17日	(1) 中京幼稚園の方向性について (2) 別科日本語専修課程の今後について (3) 中京学院大学クラブ徴収部費の管理体制について (4) 有価証券の購入について (5) その他
平成26年7月1日	(1) 中京幼稚園の方向性について（継続審議） (2) 中京学院大学認証評価について (3) その他
平成26年8月18日	(1) 平成26年度人事について (2) その他
平成26年9月25日	(1) 安達学園所有物件の不整合修正について (2) 会計基準改正に伴う規程変更について (3) 平成27年度予算編成方針について (4) 中京学院大学学長・学部長選考について (5) 人事異動について (6) その他
平成26年11月18日	(1) 中京高等学校体育館建設について (2) 中京学院大学と長野21日本語学校との提携について (3) 平成26年12月19日開催の理事会について (4) 短期大学部看護学部の資格審査会について (5) 退職金財団の退職金支給方針に伴う学園の対応について (6) その他
平成27年1月20日	(1) 平成27年度予算について (2) 資金の運用について (3) 高等学校非常勤講師給与支給方針の変更について (4) 高校の学則変更について (5) 今後の予定 (6) その他
平成27年2月17日	(1) 学校教育法改正に伴う大学学則等の変更について (2) 高等学校の学則変更について (3) 人事について (4) 規程の改正について（就業規則等） (5) その他
平成27年3月17日	(1) 資格審査会の報告について (2) 学園長の選任について (3) 平成27年度収支予算案について (4) 平成27年3月20日開催予定の理事会議案について (5) その他

(b) 課題

(1) 担当理事制の実質化

理事会は法令に従い、適正に業務を遂行しており、経営課題や短期大学部の教育に対する課題について、常任理事会からの答申と提議を反映し、活発な議論と的確な決議が行われている。現在のところ、理事会の運営については大きな課題は無いが、激動する社会変化に俊敏に対応すべく担当理事の責任を明確にするとともに的確な助言をいただくことが求められる。

■テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画

(1) 速やかな情報提供と部門会への参画 【IV-A-1 課題(1)への対応】

常任理事は短期大学を含む各学校の様々な情報を集約し、それぞれの担当において各学校、各部署に的確な判断をすることはできているが、外部理事となると担当する分野においても情報が充分にいきわたっているとは言い難く、判断に苦慮するケースが垣間見られる。今後は、迅速かつ的確な情報を共有するとともに、可能な限り、担当する分野において部署長との協議や部門会に参加するなどして助言を頂く機会を増やし、その見識やアドバイスを学園の運営に生かしていくよう努めたい。

[提出資料・備付資料]

寄附行為、理事会細則、理事会議事録、常任理事会議事録、常任理事会規程、評議員会議事録、学園執行部会規程

【テーマ 基準Ⅳ－B 学長のリーダーシップ】

【区分 基準Ⅳ－B－1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している】

■基準Ⅳ－B－1の自己点検・評価

(a) 現状

学長は、学長選考規程に基づき、学長選考委員会において人格が高潔で、学識が優れ、大学運営に関して識見を有すると認められる者として学長に推挙され、理事会において選出されている。学長は、他大学において長きに亘り教育研究に従事してきており、本学においてもその知識と経験が存分に発揮されている。

学長は、建学の精神に基づいて定めた本学の教育目的について熟知し、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針及び入学者受け入れの方針に沿った、教育研究が円滑に実施されているかについて、教授会、各学科会、各種委員会等から報告を受けると同時に教授会を中心とした各種委員会を統括し、学科長及び事務局長を活用しながら教育の向上充実に関して積極的に関与し、教学運営の職務を遂行している。

教授会は、教授会規程に基づき毎月1回の定例教授会を招集し、専任の助手以上の教員を構成員として定め、教育研究上の審議機関として適切に運営している。教授会を円滑な運営を図るために、学科長と学校運営に必要な連絡・調整及び協議を行い、教授会議案を決定し、必要な審議を行い、議事録を作成し、全教職員に配信するとともに、事務局に備え付けるなど適切に管理している。

教授会の下に各種委員会を設け、委員会規程を整備するとともに、学習成果を獲得するため学習支援、生活支援、就職支援などに係る案件を諮っている。

また、大学が位置する岐阜県瑞浪市をはじめとする近隣都市と本学を含めた中京学院大学が連携協定を締結しており、学生、教員と地域との関係、産学官連携に学長自ら積極的に関与し強いリーダーシップを発揮している。

しかし、学長が日常執務を行う場所が中京学院大学経営学部の所在する中津川キャンパスにあるため、定期的に短期大学の所在する瑞浪キャンパスでの執務を行うこととしているが、教育研究の教学運営については学科長を中心とした学科会にゆだねられることが多く、教育研究現場の諸活動に学長の意見が反映されない場合も散見される。

【表Ⅳ－3 平成26年度 教授会】

開催月	主な議案	出席者
4月	1. 学生の異動について 2. 平成26年度時間割について 3. その他	24名（欠席0名）
5月	1. 学生の異動について 2. 短期大学基準協会第三者評価について 3. その他	24名（欠席0名）

6月	1. 学生の異動について 2. その他	24名（欠席0名）
7月	1. 平成26年度前期定期試験について 2. 相互評価等について	22名（欠席2名）
8月	1. 特別科目等履修生規程について 2. 授業アンケートについて 3. その他	23名（欠席1名）
9月	1. 学生の異動について 2. 平成26年度後期時間割について 3. 平成26年度前期追再試時間割について 4. その他	22名（欠席2名）
10月	1. 学生の異動について 2. 入学試験合否判定について 3. 基礎演習Ⅰ・Ⅱ短期大学共通の取組について 4. 授業アンケートについて 5. その他	24名（欠席0名）
11月	1. 入学前導入教育ガイダンスについて 2. その他	23名（欠席1名）
12月	1. 学生の異動について 2. 平成27年度短期大学部発表会について 3. 4つの力11の要素カリキュラムマップ作成について 4. その他	24名（欠席0名）
1月	1. 学生の異動について 2. 平成27年度授業日程について 3. その他	22名（欠席2名）
2月	1. 学則変更について 2. 健康栄養学科学科長の選任について 3. その他	24名（欠席0名）
3月	1. 卒業認定について 2. 学生の異動について	24名（欠席0名）

【表Ⅳ-4 平成26年度 健康栄養学科 学科会】

開催日	活動内容
4月1日	1. 平成26年度健康栄養学科各活動担当教員について 2. 平成26年度新入生・2年次ガイダンスについて
4月8日	1. 栄養士実力認定試験対策講座について 2. オープンキャンパスについて 3. 新入生の情報共有について

5月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 講義における欠席・遅刻・早退の取り扱いについて 2. オープンキャンパスについて 3. 栄養士実力認定試験対策講座の現状報告 4. 今年度実習生の許可の有無について 5. 留学生の授業対応について
6月10日	<ol style="list-style-type: none"> 1. オープンキャンパスについて（全快の報告、次回の内容について） 2. 栄養士実力認定試験対策講座の現状報告 3. 食材搬入業者について 4. 学生生活状況調査について
7月8日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 栄養士実力認定試験対策講座の現状について 2. 中京高校通信課程との高大連係教育について
8月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 授業アンケートについて（FD評価委員会） 2. フードスペシャリスト認定試験対策講座について 3. 栄養士実力認定試験について 4. 留学生の前期定期試験について 5. 講義欠席回数と定期試験の受験資格について（教務委員会）
9月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高大連係出前講義について 2. 平成27年度「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の学部共通の取り組みについて 3. 学科指導ガイダンスのあり方について 4. 栄養士実力認定試験について 5. フードスペシャリスト対策講座日程等について
10月14日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度学園祭 学科ブースについて 2. 平成26年度公開講座について 3. 8月8日リフレクションアンケートについて
11月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成26年度学園祭 学科ブースについて 2. 栄養士実力認定試験について 3. 入学前導入教育ガイダンス実施について
12月9日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 校外実習要項、実習履修審査などについて（実習委員会） 2. 栄養士実力認定試験について 3. 平成26年度 大学祭の反省について 4. 平成27年度 短期大学部発表会について 5. 学生の段階的指導について 6. 入学前導入教育ガイダンスの日程及び内容について 7. 4つの力と11の要素カリキュラムマップの作成について 8. 産学協働による認定食育士の制度構築及び実践（食育士）に関するアンケート調査について
1月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 校外実習要綱について（実習委員会） 2. 入学前導入教育 学科タイムの取り組みについて 3. 大学案内の学科ページの表現について

【表Ⅳ－5 平成 26 年度保育科学科会】

開催日	活動内容
4月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学科会の開催予定 2. 講義規律について 3. オープンキャンパス、進学ガイダンス、入試等について 4. ホームページブログについて 5. 地域連携事業について 6. 保育研究会について 7. 保育実践演習の進め方について 8. 社会人基礎力講座の進め方について 9. 保育発表会の進め方について 10. ケース会議について（学生情報について）
5月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遅刻の取り扱いについて 2. 教育保育実習について 3. オープンキャンパス他学生募集について 4. 保育研究会について 5. 就職支援について 6. ケース会議（学生情報について）
6月3日	<ol style="list-style-type: none"> 1. オープンキャンパスについて 2. 学生生活調査について 3. 教育保育実習指導について 4. 保育研究会の進捗状況について 5. 保育科発表会の進め方について 6. 自己点検評価について 7. ケース会議（学生情報について）
7月1日	<ol style="list-style-type: none"> 1. オープンキャンパスの振り返りについて 2. 教育保育実習について 3. 保育研究会の進捗状況について 4. 保育発表会実行委員会について 5. 授業状況について 6. 高校保育クラスとの連携について 7. 中京高校通信課程との高大関係について 8. ケース会議（学生情報について）
8月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育研究会実施について 2. 教育保育実習について 3. 学期末ガイダンスについて 4. 入学試験について 5. 合同学科会について 6. 各委員会報告について 7. 学生情報交換と指導について

	8.その他
9月16日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育研究会の振り返りについて 2. 入学前導入教育について 3. 教育保育実習について 4. 基礎演習（来年度）の取り組みについて 5. 高大関係の取り組みについて 6. 就職状況と今後の支援について 7. 授業アンケートについて 8. 常磐会短期大学との相互評価について 9. 学生の情報交換と指導について 10. その他
10月14日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育発表会の計画、運営について 2. 入学前導入教育について 3. 教育保育実習について 4. 学園祭の取り組みについて 5. 公開講座について 6. 就職状況と今後の支援について 7. 常磐会短期大学との相互評価について 8. 学生の情報交換と指導について 9. その他
11月4日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 入試およびオープンキャンパスなどについて 2. 入学前導入教育の実施計画について 3. 保育実習Ⅰ訪問指導報告について 4. 総合表現中京幼稚園発表会と保育発表会の計画、運営について 5. 1年次就職指導について 6. 公開講座について 7. 学生の情報交換と指導について 8. その他
12月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学園祭の振り返りについて 2. 入学前導入教育の実施計画について 3. 保育発表会について 来年度の短期大学発表会実施について 4. 4つの力と11の要素カリキュラムマップについて 5. 社会人基礎力講座と1年次就職支援指導について 6. 欠席の自己管理について 7. 学生の段階的指導について 8. 学生の情報交換と指導について 9. その他
1月6日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育科発表会について 2. 保育研究会について

	<ul style="list-style-type: none"> 3. 入学前指導教育について 4. 保育実習（施設）について 5. 公開講座について振り返り 6. 期末試験と単位認定について 7. 学生の情報股間と指導について 8. その他
2月3日	<ul style="list-style-type: none"> 1. 保育科発表会について 2. 保育研究会について 3. 年度末ガイダンス学科指導について 4. 入学前ガイダンスについて 5. 保育実習（施設）について 6. 学園祭の振り返りについて 7. 2年次学生の就職状況について 8. 1年次学生の段階的指導について 9. 図書の長期延納者の対応について 10. 学生の情報交換と指導について 11. その他
3月3日	

【表Ⅳ－6 平成26年度委員会組織及び開催回数】

委員会	活動内容	開催回数
FD 評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> 認証評価に関すること 自己点検自己評価に関すること 相互評価に関すること 授業の改善に関すること FD 活動に関すること 	8回
教務委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学園一貫カリキュラムに関すること 学年歴に関すること カリキュラムの見直しに関すること 定期試験に関すること 高大連携に関すること 	8回
実習委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学生の学外実習に関すること 	健康栄養 4回 保育 7回
学生委員会	<ul style="list-style-type: none"> 学生生活に関すること 学園祭に関すること 学生の賞罰に関すること 保健室運営に関すること 	10回
キャリア進路委員会	<ul style="list-style-type: none"> 企業開拓に関すること 基礎学力の向上に関すること 	5回

	入学前導入教育に関すること 学生の進路支援に関すること 各種検定試験に関すること	
研究倫理委員会 紀要図書委員会	研究紀要の編集に関すること 研究費配分に関すること 図書選定に関すること 研究倫理に関すること	9回
公開講座委員会	公開講座企画立案、実施に関すること	8回
入試広報委員会	入試日程・方法・判定など入試に関すること オープンキャンパスに関すること 募集戦略に関すること	12回

(b) 課題

(1) 教授会の活性化

教授会が報告会に終始するケースが垣間見られるため、審議内容の事前告知を徹底し、議論の場とする。

(2) 学長、学科長との意識・情報の共有化欠如

学長の常時執務場所が短期大学の所在するキャンパスではないことから、短期大学の実際の教育研究活動を行う学科長を中心とした学科会での審議検討に学長の意向を反映させるシステムを構築し、教学運営に対して学長のリーダーシップが発揮でき環境を担保することが求められる。

(3) 機関レベルでの学習成果のアセスメント

学生の学習成果も科目毎には到達目標という形で定めているが、課程レベル、機関レベルにおいてはカリキュラムマップを見直し、アセスメントできる体制づくりをする。

■テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

(1) 学校教育法の一部改正に伴うガバナンス体制の見直し 【IV-B-1 課題(1)、(2)への対応】

学長の任期が平成26年度末をもって満了し、平成27年4月から新たな学長が就任する。また、平成27年4月1日に学校教育法が改正施行となることに伴って学則、教授会規程等も変更となる。新学則および諸規程に基づき、学長のガバナンス機能を強化した教学運営へのリーダーシップを発揮するために教授会、学科会、各委員会との関係性を構築する。

(2) カリキュラムマップの見直し 【IV-B-1 課題(3)への対応】

中京学院大学中京短期大学部

大学、各学科の教育目標に基づいて策定されているカリキュラムマップを見直し、各教科において求められる学士力を明確に定め、授業方法の改善に努めるとともに、ルーブリック評価を導入することで機関レベルにおけるアセスメントを実施する。

[提出資料・備付資料]

教授会規程、各委員会規程、教授会議事録、各委員会議事録、カリキュラムマップ

【テーマ 基準Ⅳ－C ガバナンス】

【区分 基準Ⅳ－C－1 監事は適切に業務を行っている】

■基準Ⅳ－C－1の自己点検・評価

(a) 現状

監事は、本法人寄附行為第12条に基づき、理事会において選出された候補者より評議員会の承認を得て理事長が選任した学外の者2人（定数2）がその任にあっており、職務については、本法人寄附行為第16条に規定されており、職務は忠実に執行されている。

（寄付行為第16条）

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

また、寄附行為を受けて、学園規程に「監査規程」を定め、第14条に規定する書面監査、面接監査、実地監査を実施し、監査報告書を作成し理事長に報告している。

平成26年度においては、監事は7回来訪し、内部監査室と合同で学園各学校の業務及び財産状況について下記の通り、監査を実施した。

【表Ⅳ－7 平成26年監査実施日および監査内容】

日付	監査内容	場所
5月22日	瑞浪キャンパス図書館 在庫管理 貸出管理	大学図書館
6月19日	学園固定資産 未利用固定資産とリスク	理事長室
7月15日	大学クラブ費の管理運用状況について 科学研究費補助金	大学総務部 総務部
9月2日	中京幼稚園の現状における課題の有無	中京幼稚園
11月7日	学生負担によるクラブ活動費の管理状況	へいせい義塾館
12月2日	クラブ活動費の管理運用状況について	中京高校
2月3日	クラブ活動費の管理運用状況について	中津川キャンパス

また、監事は理事会に出席し、意見を述べ、また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は理事会

への出席の他、内部監査室との合同監査を実施している。また、公認会計士との合同監査を年1回実施して財産状況を監査している。

(b) 課題

(1) 合同監査のさらなる充実

特に大きな課題があるわけではなく、監事と公認会計士との合同監査も実施しているが、今後ますます充実させガバナンスを強化していくことが求められる。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している]

■基準Ⅳ-C-2の自己点検・評価

(a) 現状

評議員定数は寄附行為第19条で23名以内と定められおり、評議員会は理事定数の2倍を超える数の20名の評議員数をもって組織している。尚、期中退任があっても後任が遅滞なく選任されている。

評議員会は5月（決算、事業報告）、3月（予算、事業計画）を定例評議員会としているが、期中においても都度、臨時評議員会として開催出来るようにしている。

評議員会先議事項については、法令・寄附行為に定めるとおり諮問されており、理事会に報告される事項について疎漏はなく、適正に実施されている。

平成 26 年度の評議員会は下記のように開催された。

【表Ⅳ－8 平成 26 年度評議委員会開催日及び議事内容】

開催日	議事内容
平成26年5月22日	(1) 平成25年度学校法人安達学園事業報告について (2) 平成25年度学校法人安達学園収支計算書について (3) 平成25年度学校法人安達学園監事監査報告について (4) 学校法人安達学園平成26年度賞与について (5) 平成26年度学校法人安達学園に所属する各学校の入学試験結果と在籍者数について (6) 中京高等学校の自己点検評価について (7) 中京幼稚園の自己点検評価について
平成26年6月1日	(1) 学校法人安達学園理事の選任について (2) 学校法人安達学園監事の選任について
平成26年12月19日	(1) 中京学院大学学長選考委員会の答申について (2) 中京学院大学中京短期大学部学長選考委員会の答申について (3) 中京学院大学経営学部学部長選考委員会の答申について (4) 中京高等学校体育館の建設について (5) 学校法人安達学園人事について (6) 平成26年度賞与について (7) 学園各学校の校地・校舎変更届について (8) 資産の購入について
平成27年3月20日	(1) 平成27年度学校法人安達学園事業計画について (2) 平成27年度学校法人安達学園収支予算案について (3) 平成26年度学校法人安達学園収支補正予算案について (4) 学校法人安達学園評議員の改選について (5) 学校法人安達学園諸規定の一部変更について (6) 中京学院大学学則等規程の一部変更について (7) 中京高等学校通信制課程の学則変更について (8) 平成27年度学校法人安達学園人事について (9) 固定資産・有価証券の購入及び売却について (10) 平成27年度各学校の募集状況について (11) 平成27年度学校法人安達学園法人役員会の開催日程について

(b) 課題

(2) 積極的な情報提示

評議員会は、学校法人安達学園寄附行為および関連法令の規程に基づいて開催され、理事会の諮問機関として適切に運営されており、特段の問題ないが、今後は、学外の非常勤評議員に対し、学園活動をさらに理解いただき、学園を取り巻く諸課題について会以外の場でも意思疎通を図れる機会を設けられるよう情報の積極的な開示が求められる。

【区分 基準Ⅳ－C－3 ガバナンスが適切に機能している】

■基準Ⅳ－C－3の自己点検・評価

(a) 現状

予算に関しては、本部総務部が主導して、取り行われている。一昨年度より、各校に予算責任者を配置し、各関係部門からの意見を取り入れた事業計画並びに予算の作成を行っている。また、提出された予算の審議を常任理事及び監事を交えて取り行っている。最終的に、理事会の承認を得て、各校の予算責任者より、各部門へ周知をはかるようになってきている。予算執行については、1円の執行についても願書を作成しており、10万円以下の決裁権限を各部長、50万円以下を学部長・事務局長、50万円以上は理事長の決裁を得る事になっている。また、理事長へは毎月2回の業者や立替者への支払について、金額や内容の報告を受けて決裁を行っている。予算の執行状況確認は、本部総務部より、毎月各校予算責任者へ執行状況の確認が出来るデータを送っている。また、予算責任者から各関係部門長（予算執行責任者）へ送信し、毎月執行状況を確認できるようになっており、概ね、適切に執行している。年度や部所によって支出額が予算を超えている場合が見られるが、学内部所間の付替え等で、学校自体の補正になる様な事態には至っていない。

計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を学校法人会計基準に基づき適正に表示しているため課題は特になし。公認会計士の監査については、毎月行っており、問題点等指摘がある場合は、次月の監査日までに解決策を模索し対応しており、特に問題は無い。資産については、固定資産台帳で管理し、資金や有価証券等は、有価証券取引帳や定期預金記入帳等で管理している。

寄附金募集については、平成25年度に安達学園創立50周年を迎えるにあたり、平成22年3月から平成25年3月まで募集を行った。処理としては、振込通知書・寄付申込書・通帳の三者間で確認が出来るようになってきている。また、監事の監査においても、適正であるとの判断を頂いている。また、現在学校債は発行していない。

月次試算表の作成は行っているが、理事長への報告はしていないが、毎月行われる、公認会計士の監査の際に、試算表の提出を行い確認して頂いている。

財務情報の公開については、学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、公開している。

(b) 課題

(3) 予算制度の徹底と定着

予算の執行について、概ね予算どおりに支出されているが、一部予算を超えて支出しており、予算制度の徹底が図れていない現状がある。ただし、大幅な変更ではなく、予算作成時の学生数と実績数字の差によるものが多く、予算作成時の学生数の数字をより実態に合わせた数字に近づけるかが、カギである。

ある程度の内部統制は取れているものの、末端の作業員まで統制がとれていないのが、課題である。

■テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

(1) 合同監査の充実 【IV-C-1 課題(1)への対応】

学園監事と公認会計士との合同監査をさらに充実させガバナンスを強化する。

(2) 情報開示の充実 【IV-C-2 課題(2)への対応】

学校教育法など法律に規定された情報については滞りなく開示がなされているが、大学・学園を取り巻く種々の情報をHP等で開示することで監事及び評議員に対しても情報を共有し、課題意識を共有する。

(3) 予算制度の徹底 【IV-C-3 課題(3)への対応】

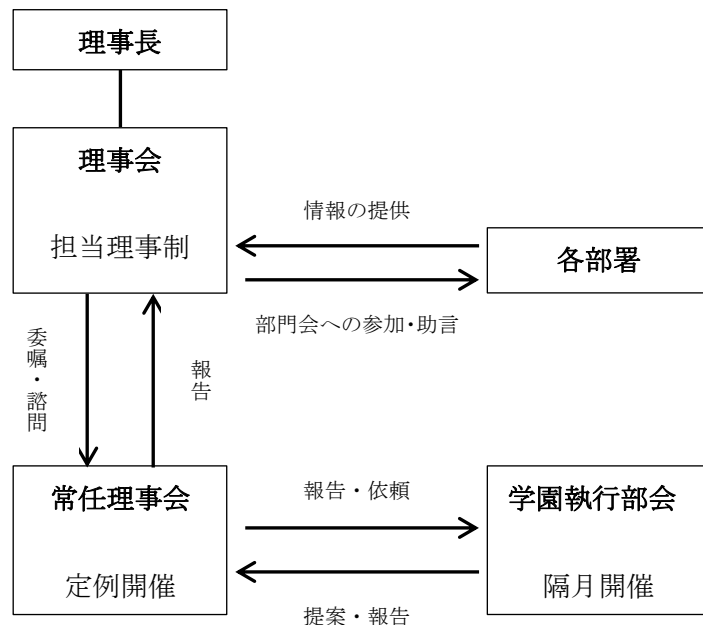
理事会において予算が承認されたことを受け、予算責任者だけではなく、説明会を実施するなどして教職員に周知することで予算執行の際の意識を高める。

[提出資料・備付資料]

内部監査規程、監査報告書、評議員会議事録、算策定方針、平成26年度収支予算案

■基準IV リーダーシップとガバナンスの行動計画

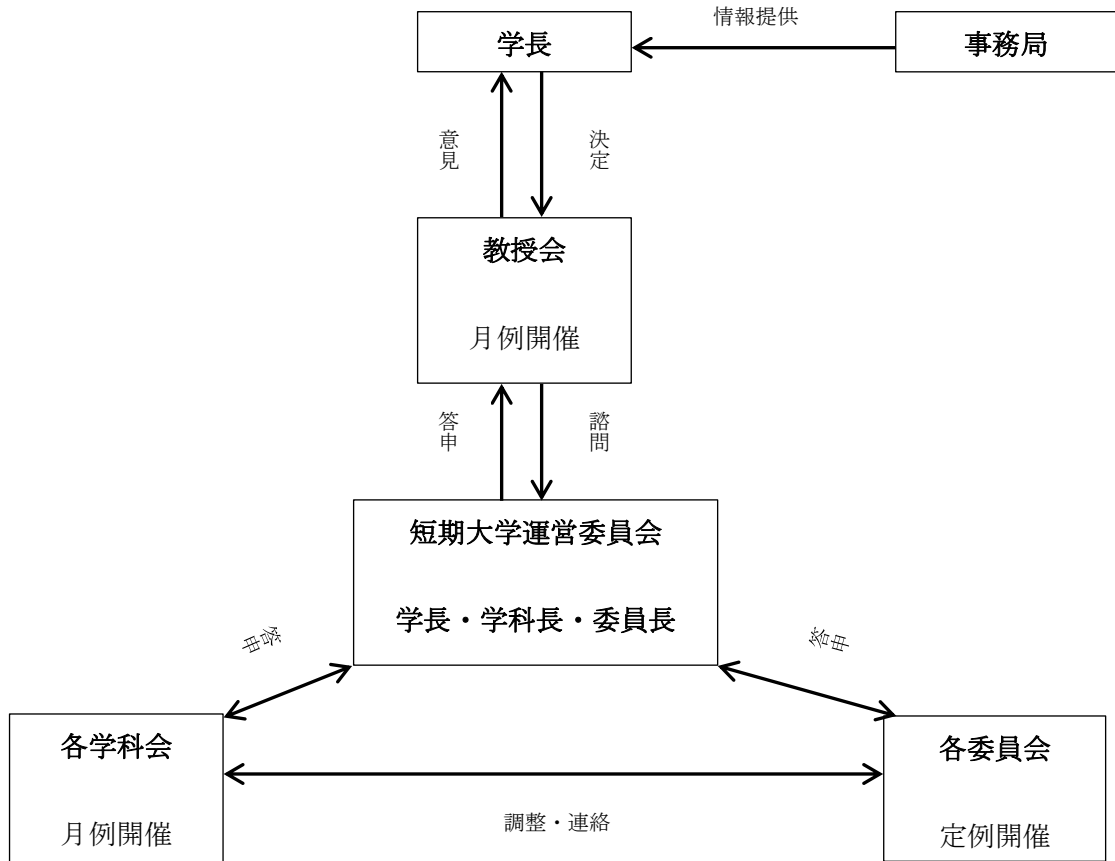
(1) 理事長のリーダーシップ 【IV-A 改善計画(1)への対応】



理事長のリーダーシップを補佐する仕組みとして、上記の表に示した通り、理事会においては担当理事制度を有機化し、各部署からの迅速かつ正確な情報を基に、担当理事が的確な助言を行う共に、常勤理事で構成される常任理事会に審議を委嘱し、迅速な判断を行えるようにする。また、決定事項を早急に学内に周知する仕組みとして各事業体の教学の長、事務の長で構成される学園執行部会を通して報告・依頼が行え

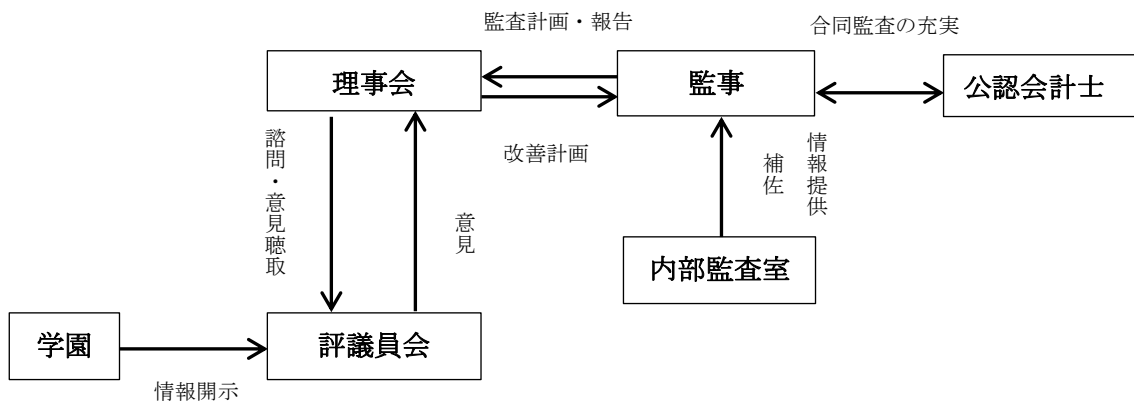
る仕組みを徹底する。また、理事長は理事会、常任理事会、学園執行部会に出席をし、問題点の早期掌握と早期解決に向け、教職員とのコミュニケーションを充実させる。

(2) 学長のリーダーシップ 【IV-B 改善計画(1)、(2)への対応】



学校教育法の一部改正に伴い、学長のリーダーシップが強化されたことを受け、学長のリーダーシップを補佐する仕組みとして、上記の表に示した通り、短期大学運営委員会を新たに設け、学長のもとに各学科長、各委員長がそれぞれの会議体で議論・審議した内容を共有し、迅速かつ正確な判断を行えるようにする。

(3) ガバナンス 【IV-C 改善計画(1)～(3)への対応】



監事は年度当初に策定し理事長に提出した監査計画書に基づいて適切に監査しており、特段の問題はないが、監事の提出する監査報告書に基づいて改善計画を立案し、その進捗を評議員会、理事会に報告することでPDCAサイクルを機能化させる。また、法律に規定された情報についてはHP上での開示ができていますが、評議員会を活性化させるためには学園の保有する情報を事前に開示することで、より改善に向けた意見が出されると期待する。

◇基準Ⅳについての特記事項

(1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし

(2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項

特になし